

 **旭警察署生活安全ニュース** 令和5年4月号  
旭警察署生活安全課  
045-361-0110(内線261)

**⚡ 刑法犯の発生状況** 令和5年1月～3月

	令和5年	令和4年	増減
特殊詐欺	18	8	+10
空き巣	7	2	+5
車上ねらい	8	8	±0
部品ねらい	12	6	+6
自動車盗	2	2	±0
オートバイ盗	8	7	+1
自転車盗	25	11	+14
強制わいせつ	2	0	+2
強盗	0	0	±0
ひったくり	0	0	±0
その他の刑法犯	106	97	+9
総件数	188	141	+47

●強盗対策について

新聞やニュース等で報道されているとおり全国規模の強盗事件が多発しています。最近の強盗事件は、特殊詐欺グループ等がSNSにて闇バイトとして実行犯を募集し、犯行を指示しており、犯罪者の層を広げています。また、犯罪の手口が荒くなり、命の危険にさらされる状態になってきました。命を守るために、まずは自宅に侵入されないよう防犯カメラを設置したり、窓ガラスを強化することが有効です。  
宅配業者やリフォーム業者を装い、自宅に侵入しようとするケースもありますので、むやみに扉を開けることなくインターフォン越しの対応をし、少しでも不審に感じた際はすぐに警察に通報してください。また、タンス貯金等で自宅に現金を保管していると特殊詐欺や強盗の被害を受ける可能性が高まります。自宅に必要以上の現金を保管せず、他人に現金の保管状況を絶対に伝えないようにしてください。

⊗ **特殊詐欺の発生状況** 令和5年3月末

神奈川県内

	令和5年	令和4年	増減
件数	514	379	+135

令和5年 被害金額 約9億100万円

旭区内

	令和5年	令和4年	増減
件数	18	8	+10

令和5年 被害金額 約1700万円

☆ 旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～  
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。

※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。

○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。

**みんなであつろう! 安全・安心の街 旭!**

# 家族の絆で 特殊詐欺をブロック

犯人は、あなたの  
「お金」  
を狙っている！！



犯人からの電話に対する  
質問を事前に  
準備しましょう

備えあれば憂いなし

犯人からの電話に備えておくことが被害防止の第一歩です。

犯人が知らないことで、かつ、本当の息子や孫なら分かることを質問することで、電話の相手が本物（息子や孫などの親族）か偽物（詐欺の犯人）か見分けることができます。

## 家族とできる特殊詐欺対策

### 旭 警 察 生 活 安 全 課







# 旭警察署交通ニュース 令和5年4月号



## ◎ 3月末の事故状況前年対比

※速報値

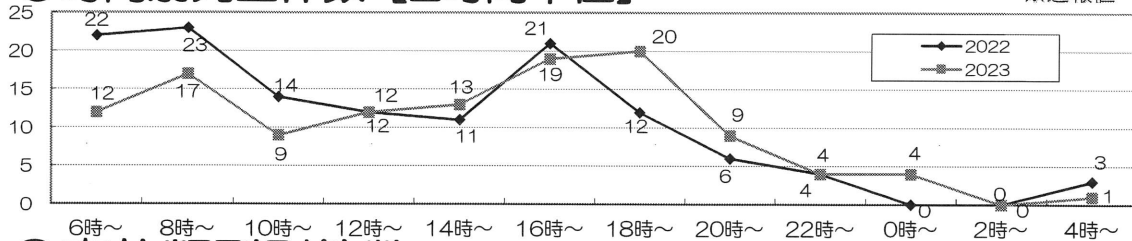
	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2023年	120	0	7	127	134
2022年	128	0	5	141	146
前年比	-8	±0	+2	-14	-12

2023年月別 事故発生件数	1月	2月	3月
	34	40	46



## ◎ 時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



## ◎ 事故類型別件数

※速報値

事故類型	2022			2023			
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数	
人对車両	横断歩道横断中	10	0	10	16	0	16
	その他	20	0	20	19	0	21
車両相互	すれ違い時	2	0	4	1	0	1
	出会い頭	8	0	8	4	0	4
	右折時 その他	7	0	7	6	0	6
	右折時 右折直進	20	0	22	15	0	15
	左折時	3	0	3	4	0	4
	正面衝突	2	0	2	1	0	1
	車両相互その他	21	0	23	20	0	24
	追突	30	0	42	20	0	28
	追越追抜き時	3	0	3	5	0	5
	車両単独	2	0	2	9	0	9
合計	128	0	146	120	0	134	

全ての年齢の自転車利用者に対する  
自転車用ヘルメットの着用努力義務化  
令和5年4月1日から自転車を利用する全ての方が  
ヘルメットの着用に努めることとなります



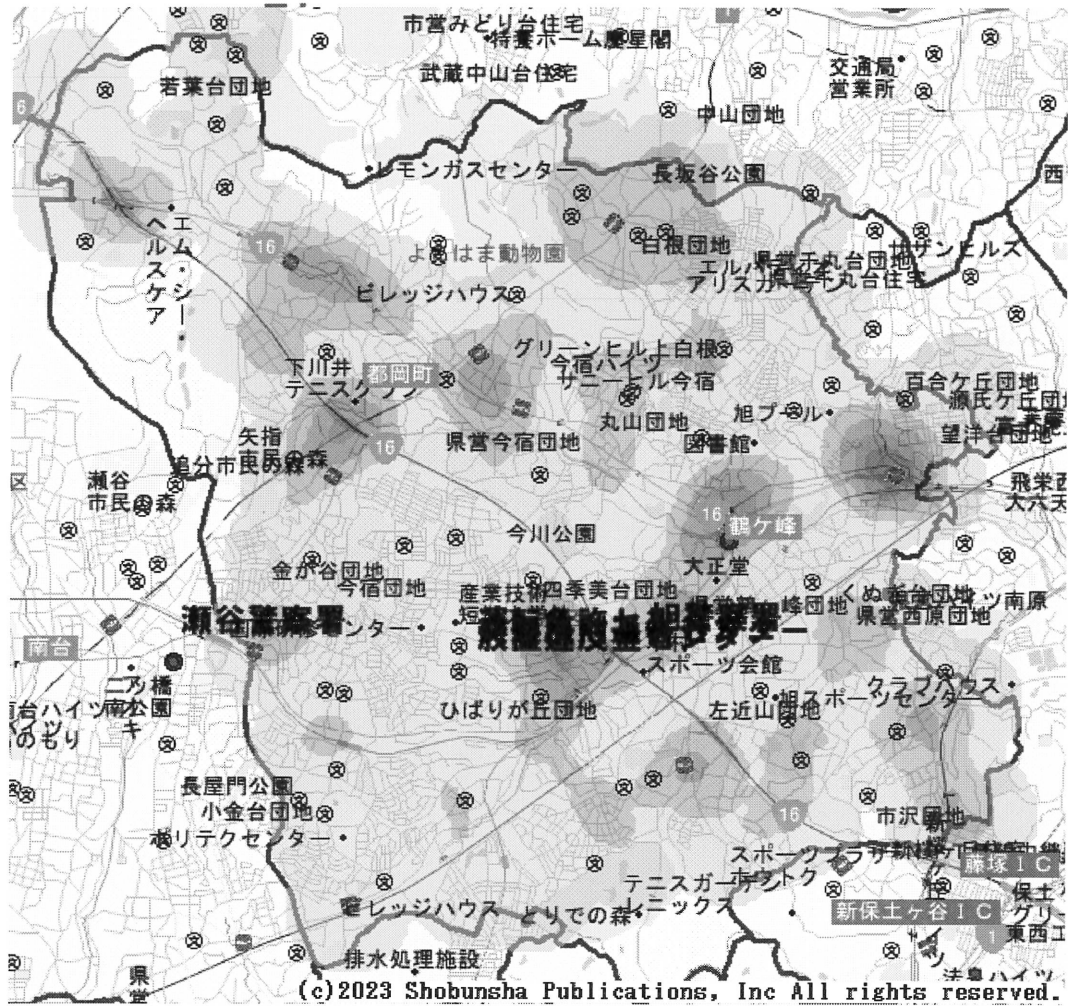
### ヘルメット着用時の注意点



- ★ ヘルメットはあごひもをきちんと締め、正しく着用しましょう。
- ★ 転倒時に外れる可能性もあるので、自分の頭のサイズに合ったものを選びましょう。
- ★ 強い衝撃を受けたヘルメットは、本来の性能を十分に発揮できないおそれがあるので、そのまま使うのは避けましょう。

# ◎旭警察署管内 町内会

令和5年3月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	1	+1	0	0	1	1
鶴ヶ峰	17	-2	6	4	0	5
白根	8	+2	2	0	0	5
旭北	8	+2	2	1	0	0
上白根	5	+1	2	2	0	5
今宿	11	0	2	4	0	5
川井	23	-11	10	2	1	4
若葉台	2	+1	0	0	0	1
笹野台	3	+2	2	1	0	2
希望が丘	2	0	0	1	0	0
希望が丘東	5	+1	3	1	1	2
希望が丘南	2	0	1	0	1	1
さちが丘	3	-2	1	1	0	1
万騎が原	4	0	1	1	0	3
二俣川	7	-7	3	2	0	3
二俣川ニュータウン	1	0	1	0	0	0
旭中央	3	+2	0	0	0	1
旭南部	5	-2	0	2	0	3
左近山	2	0	2	0	0	1
市沢	8	+4	4	0	1	1
総計	120	-8	42	22	5	44

(注) \* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

## 旭区内火災発生状況（3月中：4件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
3月3日	川島町	雑草	敷地内の雑草5.8㎡、立木1本、廃タイヤ1本及びフェンス若干焼損	放火の疑い
3月9日	上白根町	共同住宅	共同住宅の1室37㎡焼損したほか、2室水損	不明
2月3日	川島町	共同住宅	台所のキッチンパネル若干焼損(事後聞知)	こんろ
3月21日	本村町	側道脇の雑草	保土ヶ谷バイパス側道脇の雑草0.1アール焼損	たばこ

各年の1月1日から同年3月31日(現在)

項目	区分/年数	旭区内			横浜市		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
火災状況	火災件数(件)	15	13	2	213	182	31
	焼損床面積(㎡)	61	14	47	1,767	1,829	△62
	死者(人)				4	7	△3
	負傷者(人)	3		3	28	30	△2
救急状況	救急件数(件)	3,881	3,827	54	57,899	57,588	311
	1日当たりの出場件数(件)	43.1	42.5	0.6	643.3	639.9	3.4

(備考)令和5年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

## ガストーチの火災が増えています!

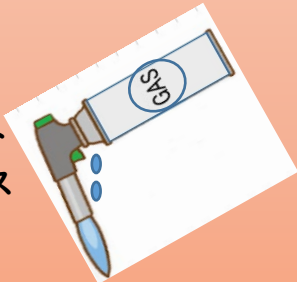


ガストーチとは・・・

カセットボンベに接続して用いる簡易的なガスバーナーのことです。  
炙り料理やアウトドアバーベキューでの火起こし等に利用されています。

## 火災事例 ①

点火後のガストーチを傾けたため、カセットボンベ内部の液化ガスが液体のまま噴出し異常燃焼した



## 火災事例 ②

点火後にガストーチ本体が、取り付け部からのガス漏れにより炎に包まれた



※漏れたガスに火がつくと消火が難しい場合があります。

予  
防  
対  
策



- ① 簡易的な製品ですが、製品によって機能・性能は様々ですので、取扱説明書を良く読みましょう。
- ② カセットボンベが正しく取り付けられていない場合などがありますので、使用前に必ず点検しましょう。

# 令和5年町丁別火災発生状況

令和5年1月1日から同年3月31日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	2	1			1
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	2	2			
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目					
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁目					
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町	1				1	
四季美台						
今川町	1	1				
今宿東町						
今宿西町						
今宿南町						
さちが丘	さちが丘					
	東希望が丘	2	2			
	中希望が丘	1	1			
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町	1	1			
	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町	1	1			
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
上白根三丁目						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作					
	左近山	1	1			
1件	万騎が原					
	大池町					
	柏町					
若葉台	上川井町					
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
0件	若葉台四丁目					
市沢	市沢町	1	1			
	三反田町					
	小高町					
1件	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目	1	1			
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目	1	1			
2件	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
	中尾二丁目					
	矢指町					

合計	15件	建物	車両	林野	その他
		13	0	0	2

\* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

## 旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	3月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		
白根地区町内会自治会連合会		2
旭北地区連合自治会		
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		
川井地区町内会自治会連合会		1
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会		1
希望が丘東地区連合自治会		2

自治会・町内会	3月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		1
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会		1
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等	4	5
合計	4	15



令和5年4月18日

旭区自治会町内会長 各位

横浜市旭消防署長

## 家庭防災員研修受講者募集及びポスターの掲示について(御依頼)

陽春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、火災予防の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、家庭防災員制度につきましては一部見直しを図り、自治会・町内会からの推薦のほか、個人での応募もできるようになりました。

つきましては、令和5年度の旭区家庭防災員受講者募集案内ポスターを4月の自治だよりで配布いたしますので、掲示板への掲出の御協力をお願いいたします。

### 1 ポスター掲出期間

令和5年4月から6月30日(金)まで

### 2 受講申し込み方法

(1) 自治会・町内会からの推薦の場合(任意)

「**家庭防災員研修受講者・連絡員推薦書**」を旭消防署へ郵送、窓口、メールのいずれかで御提出ください。研修受講者に対して、研修案内を送付させていただきます。連絡員・地区代表連絡員を推薦いただく場合は、合わせて御記入ください。

(2) 個人での応募の場合

横浜市電子申請・届出システムまたは「**令和5年度 旭区家庭防災員研修 受講申込書**」に御記入いただき、郵送、窓口、メールのいずれかで御提出ください。

※家庭防災員受講案内及び申込書については、旭消防署HP(ホームページ)から御入手いただくか、旭消防署または各消防出張所にてお受け取りください。

### 3 推薦・申込期限

令和5年6月30日(金)

### 4 添付資料

- (1) 家庭防災員研修受講者・連絡員推薦書
- (2) 令和5年度 旭区家庭防災員研修のご案内
- (3) 令和5年度 旭区家庭防災員研修 受講申込書
- (4) 家庭防災員研修受講募集ポスター

#### 【担当】

旭消防署総務・予防課 三浦・千葉  
連絡先 (951) 0119 (内線31)

自治会・町内会名 \_\_\_\_\_

会 長 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 家庭防災員研修受講者・連絡員推薦書（任意）

令和 5 年度の家庭防災員研修受講者・連絡員として、次の方を推薦いたします。

## 1 研修受講者

ふりがな 氏 名	住 所	電 話 番 号
1	〒 旭区	
2	〒 旭区	
3	〒 旭区	
4	〒 旭区	
5	〒 旭区	
6	〒 旭区	

## 2 連絡員（単一自治会・町内会）

ふりがな 連絡員氏名	住 所	電 話 番 号
	〒 旭区	

## 3 地区代表連絡員（連合自治会・町内会）

ふりがな 連絡員氏名	住 所	電 話 番 号
	〒 旭区	

## ◎ 備考

- 住所・氏名等は研修案内の送付・修了証等に使用しますので、お間違いのないようご記入ください。
- 提出期限は令和5年6月30日（金）です。

旭消防署総務・予防課予防係  
TEL 951-0119（内線 31）  
担当：千葉

# 令和5年度 旭区家庭防災員研修のご案内

## 1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「近助」「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。

## 2 研修内容

区分	内容
防火研修	住宅防火対策（出火防止、消火方法）など
救急研修	救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）など
地震研修	地震の知識や対応方法など
風水害研修	風水害の知識や対応方法など
DIG 研修	地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練です。



※地震研修の実施状況は、横浜市民防災センターで行われた研修の様様です。

## 3 研修日程

区分	日時	会場
防火・地震・風水害・救急	9月29日（金） 9：30～12：30	横浜市民防災センター
	9月29日（金） 13：30～16：30	
	9月30日（土） 9：30～12：30	
	9月30日（土） 13：30～16：30	
防火・地震・風水害	11月30日（木） 9：15～12：00	旭区役所
	12月1日（金） 9：15～12：00	新館2階大会議室
	12月2日（土） 9：15～12：00	
救急	7月15日、8月15日、9月15日、 11月15日、12月15日、1月15日 16：00～17：00	旭区役所地下 3号会議室
災害図上訓練（DIG）	自己学習型	自宅

裏面あり

## 4 受講対象者

受講対象者は、満 15 歳以上の旭区民かつ次のいずれかの方々

- 自治会町内会から推薦を受けた方
- 個人により研修を希望される方

## 5 申し込み方法

自治会・町内会からの推薦を受けた方は、消防署から研修案内を7月に送付します。申込書のご提出は必要ありません。

個人により研修を希望される方は、令和5年度家庭防災員研修受講申込書に、必要事項をご記入のうえ、窓口、郵送または電子メールにて、6月30日(金)までに、以下の宛先にお申し込みください。もしくは横浜市電子申請・届出システムでもお申込みいただけます。

- 「令和5年度 旭区家庭防災員研修 受講申込書」(別紙)

電子申請は  
こちらから

【宛先】旭消防署 総務・予防課 家庭防災員担当 宛

○郵送：〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4-12

○TEL：045-951-0119 (代)

○電子メール：sy-asahi-yobo@city.yokohama.jp



## 6 修了証

研修受講者には、研修修了証を交付します。

## 7 新型コロナウイルスに係る研修会等実施における感染防止対策について

研修にあたっては、定期的に研修会場を消毒するほか、受講者間に一定の距離や間隔を確保します。また、受講者の皆さまには、マスクの着用や手指消毒などをお願いするほか、発熱、咳、倦怠感等の症状がある方に対し受講自粛を要請するなど、必要な感染防止対策を徹底して実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今後の状況によっては研修開催方法の変更等(中止・延期を含む)を行うことがあります。

## 8 その他

- (1) 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しく下さい。)
- (2) 研修会場までは、公共交通機関を御利用ください。
- (3) 気象警報等が発表された時は、研修を中止する場合があります。

【問合せ先】

旭消防署総務・予防課 千葉

TEL：045 (951) 0119

# 【令和5年度 旭区家庭防災員研修 受講申込書】

## ～お申込み方法～

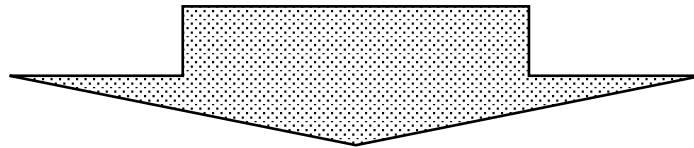
必要事項をご記入のうえ、窓口、郵送または電子メールにて、**6月30日（金）まで（必着）**に以下の宛先にお申し込みください。

【宛先】旭消防署 総務・予防課 家庭防災員担当 宛  
 ○郵送：〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4-12  
 ○TEL：045-951-0119  
 ○電子メール：sy-asahi-yobo@city.yokohama.jp

電子申請はこちらから



フリガナ		住所	〒 横浜市旭区
氏名			
連絡先 TEL	日中、連絡が付きやすい番号をお願いします		
自治会町内会名	<input type="checkbox"/> ( ) 自治会・町内会 <input type="checkbox"/> 自治会町内会には入っていません		



Aパターン、Bパターンの研修方法どちらかを選択いただき○をご記入ください

Aパターン（1回の参加で修了）				
科目	日程	時間	会場	希望日
防火 地震 風水害 救急	9月29日 (金)	9:30～ 12:30	市民防災セ ンター	
	9月29日 (金)	13:30～ 16:30		
	9月30日 (土)	9:30～ 12:30		
	9月30日 (土)	13:30～ 16:30		

希望日に1つ○を入れてください。

【会場】：横浜市民防災センター  
 横浜市神奈川区沢渡4-7  
 横浜駅西口より徒歩10分

Bパターン（2回の参加で修了）			
科目	日程	会場	希望日
防火 地震 風水害 9:15 ～12:00	11月30日（木）	区役所 新館2階	
	12月1日（金）		
	12月2日（土）		
救急 16:00 ～17:00	7月15日（土）	区役所 地下3号 会議室	
	8月15日（火）		
	9月15日（金）		
	11月15日（水）		
	12月15日（金）		
	1月15日（月）		

【会場】旭区役所（旭区鶴ヶ峰1-4-12）  
 鶴ヶ峰駅北口より徒歩7分

防火・地震・風水害から1つ、救急から1つ、計2つ○をいれてください。

(備考)

- 1 申込書は内容を控えるなどして、保管してください。
- 2 受付は研修開始15分前より行います。
- 3 申し込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。  
 (消防署から連絡がない場合は希望日にお越しく下さい。)
- 4 欠席や受講日を変更する場合は平日(月～金曜日(祝日除く))午前9時～午後5時に旭消防署総務・予防課 家庭防災員担当まで御連絡ください。

TEL：045-951-0119 Email：sy-asahi-yobo@city.yokohama.jp

～旭消防署からのお知らせ～

# 家庭防災員研修

## 受講者募集!!

無料



電子申請申込  
はこちらから



### 「家庭防災員研修」について

家庭防災員研修は、自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修として、一人でも多くの市民が本研修を受講し、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることを目的としています。

#### 研修受講要領

●**受講要件:** 満15歳以上の旭区民の方で自治会町内会から推薦を受けた方、もしくは個人により研修を希望される方

●**申込方法:** 郵送、窓口、メール、電子申請

●**申込期限:** 令和5年6月30日(金)

※詳細は旭消防署にお問合せいただくかホームページをご覧ください。また、受講申込書は最寄りの消防署所にも置いてあります。

#### ●研修日程

日にち(3時間程度)	会場・研修内容
9月29日(金)	横浜市民防災センター (防火・地震・風水害・救急)
9月30日(土)	
11月30日(木)	旭区役所(防火・地震・風水害)  ※救急は別日程で実施します
12月1日(金)	
12月2日(土)	

#### 【お問合せ先】

・旭消防署 予防担当

・メール: sy-asahi-yobo@city.yokohama.jp

045 - 951 - 0119

旭消防署 家庭防災員研修

検索



## 初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

### 1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

### 2 申請方法

- (1) 受付期間：令和5年4月3日（月）～9月29日（金）
  - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願いします。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

### 3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合  
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合  
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

鶴見消防署 (503-0119)	中消防署 (251-0119)	保土ヶ谷消防署 (342-0119)	金沢消防署 (781-0119)	青葉消防署 (974-0119)	栄消防署 (892-0119)
神奈川消防署 (316-0119)	南消防署 (253-0119)	旭消防署 (951-0119)	港北消防署 (546-0119)	都筑消防署 (945-0119)	泉消防署 (801-0119)
西消防署 (313-0119)	港南消防署 (844-0119)	磯子消防署 (753-0119)	緑消防署 (932-0119)	戸塚消防署 (881-0119)	瀬谷消防署 (362-0119)

※ 申請要件や書類等のお問合せは、お近くの消防署へご連絡ください。

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具(可搬式)

令和5年4月18日

旭区自治会町内会長 各位

横浜市旭消防署長

## 「よこはま防災 e-パーク」の創設について(御依頼)

春暖の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、火災予防の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、時間や場所にとらわれることなく、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」について、市民利用を開始します。一人でも多くの方にご利用いただけるよう、自治会町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

### 1 利用開始日

令和5年4月12日(水)

### 2 よこはま防災 e-パークの概要

#### (1) 目的

防火、防災、救急に関する知識を学び、市民一人ひとりがいざという時への備えを進めていただくことを目的としています。

#### (2) 学習方法

ウェブサイト上から自由に学習

#### (3) 内容

「一般」、「子ども」、「地域防災」、「事業所」の4つのコースから御自身にあったコースを選択し、動画や確認テストを中心に学習することができます。

#### (4) 実技講習

「一般コース」の修了者のうち希望者に対して実技講習を開催します。

ア 実施場所：横浜市民防災センター（神奈川区沢渡4-7）

イ 実施時期：6月から月に1回から2回程度実施

ウ 予約方法：一般コース終了後、ウェブサイト上（よこはま防災 e-パーク内）から予約

エ 主な内容：消火器の取扱い方法、AEDの取扱い方法、水災害体験 など

### 3 その他

「よこはま防災 e-パーク」をさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の方に対してアンケートを実施します。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願い致します。

#### 【お問合せ先】

旭消防署総務・予防課予防係

担当：三浦・千葉 TEL/FAX 9 5 1 - 0 1 1 9



いつでも・どこでも・身近に防災を学ぼう！

# よこはま 防災e-パーク

ウェブサイト上で時間や場所にとらわれることなく、災害に備える知識を身近に学ぶことができます。

風水害の備え

火災予防

地震対策

応急手当

令和5年4月利用開始！

1 一般・子ども・地域防災・事業所  
4つのコースから自由に学習！

なるほど！



2 動画や確認テストなど充実した  
コンテンツにより効果的に学習！

充実！



3 修了証の発行及びご自身の受講状況の  
確認が可能！



4 知識だけでなく、技術を習得したい方を  
対象に実技講習を開催！

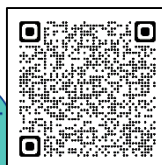


横浜市消防局予防部予防課

TEL : 045-334-6406

E-mail : sy-yobo@city.yokohama.jp

よこはま防災e-パーク



## 区連会 資料 2-3

市連会 4 月 定例会 説明資料  
令和 5 年 4 月 12 日  
都市整備局国際園芸博覧会推進課

### GREEN×EXPO 2027 の周知に向けた 御協力について（依頼）

2027 年、横浜市で初の万博となる<sup>グリーン</sup>GREEN×EXPO<sup>エクスポ</sup> 2027<sup>ニージーロニーナ</sup>（2027 年国際園芸博覧会）が開催されます。GREEN×EXPO 2027 では、圧倒的な花と緑で来場者を魅了するとともに、グリーンイノベーションによる新しい社会の実現を横浜から発信する、世界的な万国博覧会を目指しています。

2027 年の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきたいと考えています。つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆さまへの周知に御協力くださいますよう、どうぞよろしく願いいたします。

1 掲出場所について  
自治会町内会掲示板

2 問合せ先について

GREEN×EXPO 2027 に関するお問い合わせは、  
横浜市コールセンター：045-664-2525 もしくは下記担当までお願いします。

#### 【参考：GREEN×EXPO 2027 の基本情報】

テーマ	幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～
開催期間	2027 年 3 月 19 日（金曜日）～ 9 月 26 日（日曜日）
開催場所	旧上瀬谷通信施設（旭区・瀬谷区）
博覧会識別	A1（最上位）クラス 万国博覧会、かつ、世界最上位クラスの国際園芸博覧会として、開催します。
参加者数	1,500 万人（地域連携や ICT 活用などの多様な参加形態を含む） 有料来場者数：1,000 万人
博覧会区域	約 100ha（内、会場区域 80 ha）
開催者	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

★博覧会の最新情報は、以下ホームページでご確認いただけます。

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

〈裏面あり〉

担当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 河野、岩下  
連絡先：671-4627  
業務メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

# GREEN×EXPO 2027とは？

A1クラスの  
国際園芸博覧会  
37年ぶりの  
日本開催

2027年に神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。「植物」、「花」、「緑」を総称し、「自然」、「環境にやさしい」という「GREEN」、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせ、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。



「GREEN×EXPO 2027」では、季節ごとに咲き誇る美しい花や緑に彩られた庭園を見たり、世界中の食・文化・ふれあいを五感で楽しんだり、最先端の園芸や農業の技術に触れるなど今までにない様々な世界を体感できます。そして、自然と人をつなげ、自然とともに生きる持続可能で多様な新しい暮らしのモデルを提案・共有します。

テーマ

## 幸せを創る明日の風景

Scenery of the Future for Happiness

風景を彩る庭園



農とのふれあい



五感で楽しむ世界の食体験



コンペティション



多彩な行事



多様な参加者との交流



### 開催概要・開催場所

開催場所

神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)  
※旭区・瀬谷区に位置

開催期間

2027年3月19日(金)～9月26日(日)

博覧会区域

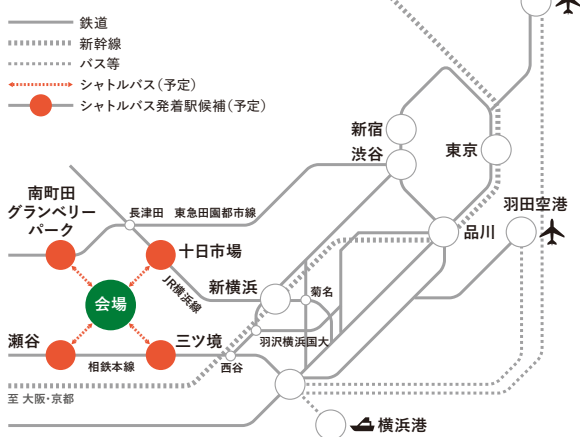
約100ha(内、会場区域 80ha)

Webサイトはこちら

<https://expo2027yokohama.or.jp/>



### 会場までのアクセス



## GREEN×EXPO 2027 ポスターの掲出について

### ■相鉄線全線

・令和5年3月20日から4月19日まで



相鉄線 車内の窓上ポスター

### ■市内及び首都圏私鉄各駅 計43駅

・令和5年3月21日から3月27日まで 私鉄5社(相鉄、東急、小田急、京王、京急)



京王線 新宿駅



東急田園都市線 二子玉川駅

### ■横浜駅

- ・令和5年2月25日から6月上旬まで <調整中> 横浜駅西口 (バナー)
- ・令和5年2月24日から5月下旬まで <調整中> きた、みなみ通路 (ポスター)



バナー



ポスター

このほか、市内公共施設、市内企業、商店街等にも依頼を行い、市民の皆様の目に触れる機会を増やすことで、GREEN×EXPO 2027の認知度向上を進めます。

## 新型コロナウイルスワクチン「令和5年春開始接種」について

令和5年5月8日（月）から、新たに新型コロナウイルスワクチン接種「令和5年春開始接種」が始まりますので、お知らせします。

### 1 接種対象等

#### (1) 接種対象者

初回接種<sup>※1</sup>を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方

- ① 65歳以上の方
- ② 基礎疾患を有する方<sup>※2</sup>、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（5～64歳）
- ③ 医療従事者、介護施設従事者等

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※2 該当する基礎疾患は、4/7記者発表資料の別紙「1.基礎疾患の対象者」をご参照ください。

#### (2) 使用するワクチンの種類

- ・オミクロン株対応2価ワクチン
- ・武田社ワクチン（ノババックス）（従来株）

※ 5～11歳の方は、5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用します。

### 2 接種場所

市内の医療機関（個別接種）

**※ 集団接種会場は設置しません。**

### 3 接種開始日

令和5年5月8日（月）

### 4 接種券

- (1) 「オミクロン株対応ワクチンを1回接種済の方」または、  
「令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノババックス）を接種済の方」

令和5年4月24日（月）から順次、新しい接種券を発送します。

※ 令和5年春開始接種を受けない、または対象とならない場合、今回発送する接種券は、9月以降に実施予定の令和5年秋開始接種で必要となりますので、大切に保管してください。

- (2) 現在、接種券がお手元にある方

接種対象者であれば、お手元の未利用の接種券（※）を使って接種可能です。

※ 既に封書でお届けしている未利用の接種券（3回目（緑）、4回目（ピンク）、5回目（紫））の使用が可能です。

## 5 予約方法・予約支援等

- (1) 医療機関へ直接予約をする場合  
かかりつけ医へ相談、または個別通知に同封の医療機関一覧（区ごと）を参照していただき、ご予約ください。
- (2) 市の予約システムを利用して予約する場合  
【予約開始日時】 令和5年4月26日（水） 午前9時～  
【予約方法】  
市予約専用サイト（web）、市LINE公式アカウント、予約センター（電話）、  
FAX 予約（耳の不自由な方）、  
予約代行（郵便局：市内302局予定、区役所ワクチン相談員）

### 【参考】「令和5年秋開始接種」について

- ・令和5年9月～12月には、「令和5年秋開始接種」を実施する予定です。
- ・初回接種を終了した5歳以上のすべての方が対象で、1回接種が可能です。
- ・高齢者等の重症化リスクの高い方等については、今回の「令和5年春開始接種」とは別に、「令和5年秋開始接種」でさらに1回接種が受けられます。
- ・使用するワクチンは、今後検討の上、国が決定します。決まり次第、お知らせします。

**【注意】** 令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）は、令和5年5月7日で終了します。令和4年秋開始接種を受けていない方は、終了までに接種を終えるよう、早めの接種をご検討ください。

### お問合せ先

#### 【ワクチン接種全般について】

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel：0120-045-070

#### 【本資料について】

医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 Tel：045-671-4841

## 新型コロナワクチン「令和5年春開始接種」の開始について

国の通知(令和5年3月7日付け厚生労働省事務連絡)に基づき、「令和5年春開始接種」を開始します。

※ 今後、国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。

### 1 接種対象等（3月15日に記者発表済み）

#### (1) 接種対象者

初回接種<sup>※1</sup>を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方

- ① 65歳以上の方
- ② 基礎疾患を有する方<sup>※2</sup>、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（5～64歳）
- ③ 医療従事者、介護施設従事者等（予防接種法の努力義務適用外）

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※2 該当する基礎疾患は、別紙「1.基礎疾患の対象者」をご参照ください。

#### 対象者数

約109万人（令和5年2月28日時点）

【内訳】①65歳以上の方：約87.6万人

②基礎疾患を有する方+③医療従事者、介護施設従事者等 約21万人(推計)

#### (2) 使用するワクチン

- ・オミクロン株対応2価ワクチン
- ・武田社ワクチン（ノババックス）（従来株）

※ 5～11歳の方は、5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用

### 2 接種体制

市内の医療機関（個別接種）

- ※ 集団接種会場は設置しません。
- ※ 施設接種は施設入所者等を対象に実施します。

### 3 接種開始日（3月15日に記者発表済み）

令和5年5月8日（月）

#### 4 個別通知（接種券）

12歳以上の方の個別通知（接種券）の取扱いは、次のとおりです。

※ 5～11歳の方の個別通知（接種券）については、3月10日に記者発表済みです。

- (1) 「オミクロン株対応ワクチンを1回接種済の方」または、「令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノババックス）を接種済の方」  
**令和5年4月24日（月）から順次、新しい接種券を発送します。**

※ 詳細は、別紙の「2. 個別通知の発送スケジュール」を参照ください。

※ 令和5年春開始接種を受けない、または対象とならない場合、今回発送する接種券は、9月以降に実施予定の令和5年秋開始接種で必要となりますので、大切に保管してください。

- (2) 現在、接種券がお手元にある方

接種対象者であれば、お手元の未利用の接種券（※）を使って接種可能です。

※ 既に封書でお届けしている未利用の接種券（3回目（緑）、4回目（ピンク）、5回目（紫））の使用が可能です。小児（5～11歳）はオレンジ色の券です。

#### 5 予約方法・予約支援等

- (1) 医療機関へ直接予約をする場合

かかりつけ医へ相談、または個別通知に同封の医療機関一覧（区ごと）を参照していただき、ご予約ください。

- (2) 市の予約システムを利用して予約する場合

**【予約開始日時】 令和5年4月26日（水） 午前9時～**

**【予約方法】**

**ア 市予約専用サイト(Web)【推奨】**

URL: <https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama> (24時間受付可)



**イ 市公式LINE**

「横浜市LINE公式アカウント」を友だち登録

※ LINEから予約アカウント情報を登録すると、予約専用サイト(Web)で予約できなくなります。



**ウ 予約センター（電話）**

電話番号：0120-045-112

（受付時間：午前9時～午後7時 土・日、祝・休日も実施）

**エ FAX(耳の不自由な方でインターネットでの予約ができない方専用)**

FAX番号：045-550-4226

（受付時間：月～金曜日(土・日、祝・休日を除く)午前9時～午後7時)

**オ 予約代行（郵便局・区役所ワクチン相談員）**

パソコンやスマートフォン等をお持ちでないなど、インターネット(Web・LINE)での予約が困難な方を対象に、**市内郵便局**（一部を除く）や、**区役所ワクチン相談員**による予約代行を実施します。予約の際は、個別通知（接種券）をご用意ください。

※ 予約代行は、市が予約を受け付ける医療機関のみ受け付けます。

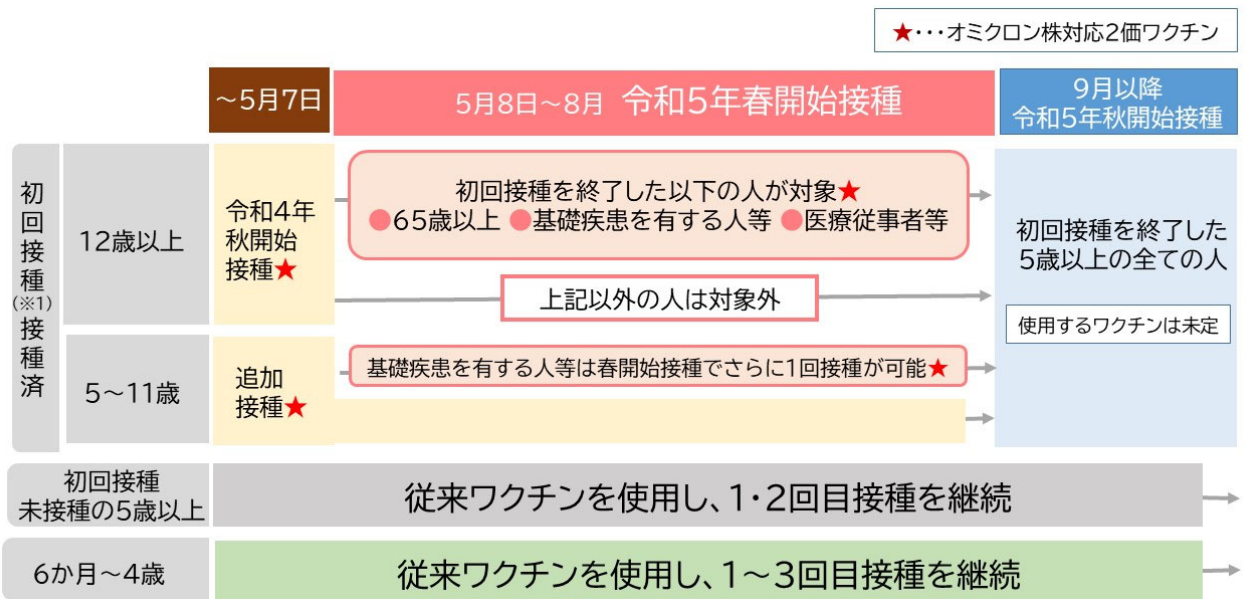
※ 詳細は、別紙「4. 予約代行」をご参照ください。



**【参考】令和5年度の新型コロナワクチン接種について**

- 令和5年秋開始接種(令和5年9月～12月)  
追加接種可能な全ての年齢の方を対象として1回接種
- 令和5年春開始接種(令和5年5月8日～8月)  
高齢者等の重症化リスクの高い方等については、「令和5年秋開始接種」とは別に、5月8日から開始する「令和5年春開始接種」で、さらに1回接種が受けられます。

※初回接種を完了した基礎疾患がない5～11歳の方が、まだオミクロン株対応2価ワクチンを1回も接種していない場合は、「令和4年秋開始接種」として、令和5年8月末までに1回接種できます。



出典：広報よこはま 2023年4月号

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

**【注意】**令和4年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン接種)は、令和5年5月7日で終了します。令和4年秋開始接種を受けていない方は、終了までに接種を終えるよう、早めの接種をご検討ください。

**お問合せ先**

1、3、5(2)エ

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 三室 直樹 Tel 045-671-4841

2、5(1)

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 山村 太郎 Tel 045-671-4841

4、5(2)ウ、オ

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 藤塚 万里子 Tel 045-671-4841

5(2)ア、イ

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 奥津 直臣 Tel 045-671-4841

## 1. 基礎疾患の対象者

### (1) 18歳未満の方の場合

以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ア 慢性呼吸器疾患
- イ 慢性心疾患
- ウ 慢性腎疾患
- エ 神経疾患・神経筋疾患
- オ 血液疾患
- カ 糖尿病・代謝性疾患
- キ 悪性腫瘍
- ク 関節リウマチ・膠原病
- ケ 内分泌疾患
- コ 消化器疾患・肝疾患等
- サ 先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- シ その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

### (2) 18歳以上の方の場合

ア 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

イ 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

## 2. 個別通知(オミクロン株対応ワクチンによる4回目、5回目、6回目の接種券)の 発送スケジュール(目安)

発送時期(目安)	年齢	発送する 接種券の回数	オミクロン株対応ワクチンの 前回接種日
令和5年4月24日 (月)	18歳以上	6回目	～令和4年12月31日
令和5年4月28日 (金)	18歳以上	6回目	令和5年1月1日～2月25日
	12歳以上 64歳以下	5回目	～令和4年10月31日
		4回目	
	65歳以上	5回目	～令和5年2月25日
4回目			
令和5年5月8日 (月)	18歳以上	6回目	令和5年2月26日～3月1日
	12歳以上 64歳以下	5回目	令和4年11月1日
		4回目	～令和5年3月1日
	65歳以上	5回目	令和5年2月26日～3月1日
4回目			

- ※ 令和5年3月2日以降に前回のワクチンを接種した方は、5月15日(月)週以降に、前回接種から3か月が経過する3週間前を目安に順次発送します。
- ※ 前回の接種を受けた日は、接種券用紙の右下の「予防接種済証(臨時)」で、ご確認ください。
- ※ ワクチン接種記録システム(VRS)に接種情報が登録されていない場合、接種券が発送できません。また、発送日の直前に登録されるなど、登録のタイミングによっては発送が遅れる場合があります。発送予定日から1週間以上過ぎても個別通知が届かない場合は、恐れ入りますが、発行の申請をお願いします。

## 3. 接種券を紛失・破棄した場合の接種方法

原則、接種券を再発行して、接種していただきます。

【再発行申請方法】(電子申請、郵送申請、コールセンター)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/yobosesshu/vaccine/saihakkou.html>

- ※ 詳細は、URLをご参照ください。
- ※ 申請から接種券の発送まで10営業日(土・日、祝・休日を除く)程度かかります。なお、申請が集中したときは、それ以上にお時間をいただくことがありますので、予めご承知おきください。

## 4. 予約代行

### ① 郵便局(予約代行)

受付開始日	令和5年4月26日(水)～7月31日(月) ※土・日、祝・休日を除く
受付時間	午前9時から午後5時まで※1
受付場所	市内郵便局(一部を除く) 302か所※2
備考	予約代行のみを行い、相談等はお受けできませんのでご注意ください。 事前予約は不要ですが、窓口が混み合う場合があります。

※1 商業施設内の郵便局等、一部郵便局では受付日・受付時間が異なる場合があります。

※2 次の4か所では予約の代行は行いません。

- ・ 神奈川郵便局(神奈川区)
- ・ 椿ヶ丘簡易郵便局(金沢区)
- ・ 横浜市大附属病院内簡易郵便局(金沢区)
- ・ 横浜卸本町簡易郵便局(瀬谷区)

### ② 区役所ワクチン相談員(予約代行)

受付開始日	令和5年4月26日(水)～ ※土・日、祝・休日を除く (令和5年春開始接種以外の予約代行等は現在も対応しています)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	18区全ての区役所
備考	予約代行のほか、直接予約を受け付ける医療機関への予約サポート、接種証明など、ワクチン接種に関する幅広いご相談に対応します。 事前予約は不要ですが、窓口が混み合う場合があります。

## 令和5年 防災・減災推進研修<基礎編>のご案内

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

### 1 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

- ※各組織から2名まで推薦可能です。
- ※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。
- ※推薦は任意です。

#### 【受講者の声】

☺ こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。



### 2 研修内容（集合）

#### （1）「防災・減災推進研修<基礎編>」研修カリキュラム

13:00 ～ 14:15	【講義】 「町の防災組織について知ろう」 「関東大震災を振り返りながら、現在の横浜市の防災対策について知ろう」	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○今年で関東大震災から100年を迎え、災害を振り返りながら現在の横浜市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」	○発災後、経過時間ごとに、自分のすべき行動、地域で何をすべきか等、議論します。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

#### （2）開催日時

【時間】13:00～17:00

日程	場所	定員
7月1日（土）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月3日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月15日（土）	保土ヶ谷公会堂（星川駅）	70名
7月19日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月29日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	60名
8月5日（土）	戸塚区役所（戸塚駅）	60名

### 3 申し込み方法

「防災・減災推進研修<基礎編>」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月5日（月）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

#### ◆「防災・減災推進研修<基礎編>」推薦書（別紙1）

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

### 4 受講者の決定

6月中旬～下旬ごろまでに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承願います。

### 5 自宅学習編のご案内（よこはま防災 e-パーク 地域防災コース）

WEBサイトで横浜市が指定する動画等を視聴し、修了証の発行を希望される方は「防災・減災推進研修<基礎編>」を受講したものとします。下記二次元コードまたはURLより指定のサイトにアクセスしていただくことで、動画の視聴から修了証の発行までご受講いただけます。是非、こちらもご活用ください。

#### ◆研修受講はコチラ

右記ホームページの基礎編（自宅学習編）から、

【研修受講用サイト】に進みます。

横浜市 防災・減災推進研修 検索

サイト内の「地域防災コース」からログインしていただき、ご受講ください。



なお、昨年度と同様にDVD等動画視聴の方法でご受講いただいた方で、修了証発行を希望される場合には、お手数ですが「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和5年6月5日（月）から令和6年3月20日（水）まで

### 6 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当：イマジネーション株式会社 電話：045-330-4705

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当：横浜市総務局地域防災課（長谷川、鈴江） 電話：045-671-3456

### 7 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合や悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には、当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。PC・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

<研修に関するホームページはこちら>

横浜市 防災・減災推進研修

検索

<横浜市コールセンター> 045-664-2525（平日・土日祝日いずれも 8：00～21：00）

# 令和5年 防災・減災推進研修〈支援編〉のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

## 1 実施方法

- (1) 対象・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・1地域につき、1日1時間半～3時間程度
- (3) 日時・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

## 2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分

## 3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
- 研修実施場所を確保することができる

## 4 お申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて**6月5日(月)まで(必着)**に以下へお申し込みください。また、支援編の申込に関するご相談も下記担当までご連絡ください。

【申込先】郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階 長谷川・鈴江宛  
FAX：045-641-1677  
メール：so-gensai@city.yokohama.jp  
※電話でのお申し込みは受付しておりません。

【問合せ先】総務局地域防災課 長谷川・鈴江（TEL：045-671-3456）※問合せはメールも可

## 5 研修受講の決定

研修受講の決定を、アドバイザーから申請者あてに**7月中旬頃**お伝えします。研修内容については申請者宛に調整させていただきます。また、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整することがあります。

希望する地域が多数の場合、今年度の派遣を見送りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策について、国等の方針に基づき、研修開催時に感染症対策の実施をお願いする可能性があります。

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

## 防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 &lt; 支 援 編 &gt; 申 請 書

令和5年防災・減災推進研修&lt;支援編&gt;について申請します。

## 地域の状況

【住居形態】 戸建て 共同住宅 混在【防災活動状況】 防災活動を実施している 実施していない

実施している場合の活動例 ( \_\_\_\_\_ )

【防災組織体制】 構築されている 構築されていない

研修プログラム ②～⑤で希望するものにチェックしてください(3つまで選択可)。

プログラム	所要時間	<input checked="" type="checkbox"/>
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え (自助・共助の取組)	30分	<input checked="" type="checkbox"/>
② 風水害への備え (マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
③ 地震火災への備え (地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
④ マンション防災	60分	<input type="checkbox"/>
⑤ グループワーク (災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等)	60分	<input type="checkbox"/>

## 希望日

第1希望 ( \_\_\_\_\_ ) 第2希望 ( \_\_\_\_\_ ) 第3希望 ( \_\_\_\_\_ )

※派遣期間は令和5年8月7日～令和6年3月31日です。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。

※申込状況をふまえて派遣日を調整させていただきます。

希望時間 1時間～1時間半 2時間～2時間半 3時間

※①を含め、希望するプログラムの最大所要時間を確保するようにお願いします。

実施場所 ( \_\_\_\_\_ )

※実施場所の確保をお願いします。また、可能な限り住所や施設名(例:●●自治会館)もご記入ください。

参加者数 ( \_\_\_\_\_ ) 人 ※原則5名以上の参加をお願いします。

自由記入欄 (地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。)

同意事項 (右の□にレ点チェックをしてください。)

申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申請書に記載した情報を、研修アドバイザーへ提供することに同意します。



研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整や研修の中止等、連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。



# 区連会 資料 2-6

市連会 4 月定例会説明資料  
令和 5 年 4 月 12 日  
資源循環局政策調整課

## 令和 4 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

### 1 家庭ごみ収集量

家庭ごみ収集量		【単位：トン】	
	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 4 年度	534,545	54,897	52,107
令和 3 年度	547,065	56,992	53,984
増減	▲12,520 (▲2.3%)	▲2,096 (▲3.7%)	▲1,877 (▲3.5%)

### 2 令和 5 年度に向けて

ごみ処理は市民生活に必要不可欠な業務であり、決して止めることはできません。今後も引き続き、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、しっかりとごみ処理を継続してまいります。

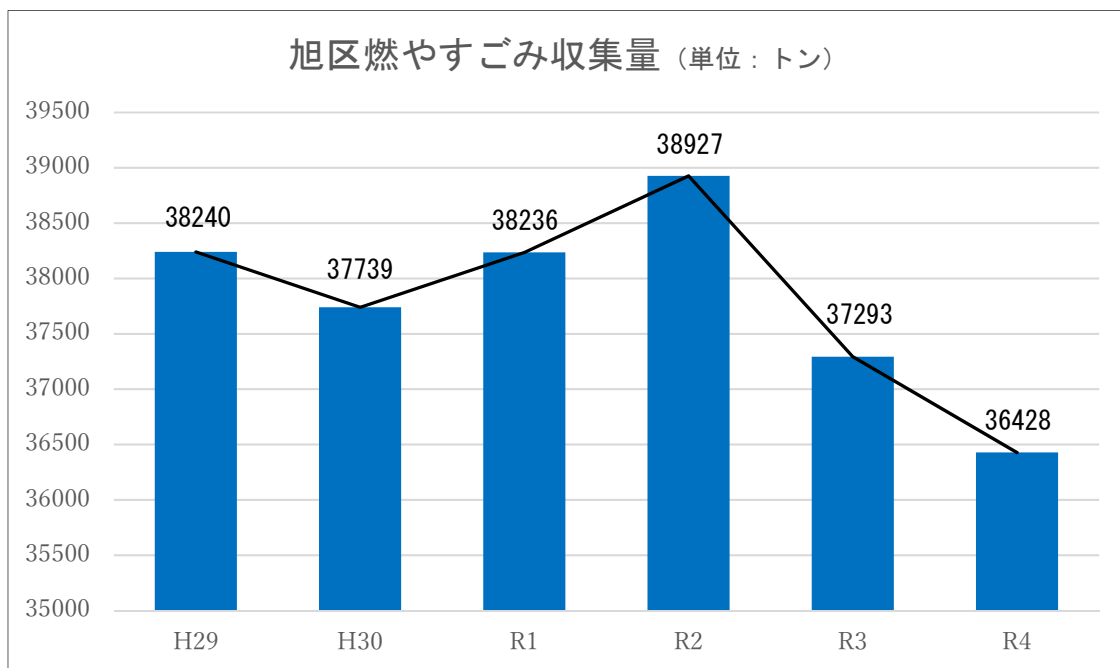
また、現在、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて検討を進めているところです。今後、内容がまとまりましたら、市民の皆様にご説明させていただきます。

担 当：資源循環局政策調整課  
電 話：6 7 1 - 2 5 0 3  
F A X：5 5 0 - 4 2 3 9  
Eメール：[sj-seisaku@city.yokohama.jp](mailto:sj-seisaku@city.yokohama.jp)

【参考】

旭区家庭ごみ収集量 【単位：トン】

	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 4 年度	36,428	3,200	3,509
令和 3 年度	37,293	3,316	3,642
増減	▲865 (▲2.3%)	▲116 (▲3.5%)	▲133 (▲3.7%)



自治会町内会長 各位

## 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和5年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

### 1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索できます。

### 2 申請書及び添付書類の提出期限：令和5年7月31日（月）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

### 3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

#### 【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28年度から4年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、5年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

### 4 補助金交付までのスケジュール

令和5年4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成</li> <li>・設置場所の近隣住民の同意の取り付け</li> <li>・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)</li> </ul>
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します）</li> <li>※以降、機器購入・工事契約が可能となります</li> </ul>
令和6年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

## 「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

### ① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

### ② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

### ③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費  
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

### ④ 補助内容

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9  
補助上限額 210,000 円

### ⑤ 交付台数

令和5年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数を 150 台に拡充します。

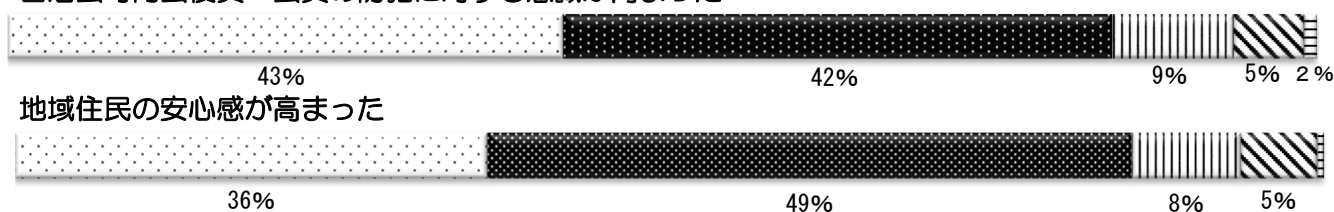
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

### <参考>防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等  
設置場所により申請書類、手続きが異なります。※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

## 設置団体に対するアンケートを実施しました！

「地域防犯カメラの設置により、どのような効果を感じていますか。」という質問に対し、  
自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった



□ そう思う ■ どちらかというと思う ▨ どちらかというと思わない ▩ そう思わない □ 未回答

「自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった」と答えた団体が 85%、

「地域住民の安心感が高まった」と答えた団体が 85%、といった回答結果になりました！

防犯パトロールなどの自主防犯活動にあわせて、防犯カメラを設置することで、更なる地域の防犯力向上につなげていただきますよう、補助制度をぜひご活用ください。



電子申請システムによる申請  
も受け付けています。  
ぜひご活用ください！



横浜市市民局地域防犯支援課

電話 671-3705

Fax 664-0734

### 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和5年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

**1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ**

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

**2 申請書及び添付書類の提出期限：令和5年7月31日（月）必着**

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

**3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）**

**【主な提出書類】**

- ・申請書（第1号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28年度から4年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、5年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

**4 補助金交付までのスケジュール**

令和5年4月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和6年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

## 「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

### ① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

### ② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

### ③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

### ④ 補助内容

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9

補助上限額 210,000 円

### ⑤ 交付台数

令和5年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数を 150 台に拡充します。

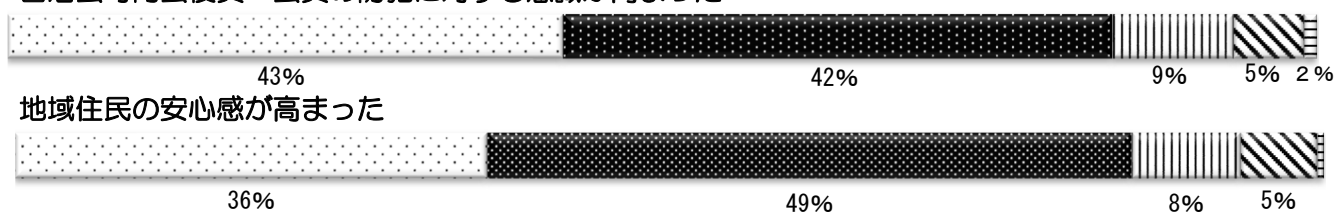
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

### <参考>防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等  
設置場所により申請書類、手続きが異なります。※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

## 設置団体に対するアンケートを実施しました！

「地域防犯カメラの設置により、どのような効果を感じていますか。」という質問に対し、  
自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった



□ そう思う ■ どちらかというそう思う ▨ どちらかというそう思わない ▩ そう思わない □ 未回答

「自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった」と答えた団体が 85%、

「地域住民の安心感が高まった」と答えた団体が 85%、といった回答結果になりました！

防犯パトロールなどの自主防犯活動にあわせて、防犯カメラを設置することで、更なる地域の防犯力向上につなげていただきますよう、補助制度をぜひご活用ください。



電子申請システムによる申請  
も受け付けています。  
ぜひご活用ください！



横浜市市民局地域防犯支援課

電話 671-3705

Fax 664-0734

## 自治会町内会館整備について

### 1 令和6年度の会館整備予定の申し出について

令和6年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費100万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

**令和6年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費100万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくこととなります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）**

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要となります。

#### （1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和5年7月頃の予定です。  
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。  
（内容を審査した上で、令和5年9月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和6年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和6年3月末頃の予定です。

#### （2）自治会町内会への周知

別紙『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』を全自治会町内会に配付します。

### 2 令和5年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数 32件（新築4件、増築0件、耐震補強工事＋修繕3件、修繕25件）  
事業予算額 89,446千円（事前申請分：85,446千円、緊急対応分：4,000千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和5年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

## ◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。



- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び200万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。  
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**  
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

### 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索

# 区連会 資料 3-1

旭区社協発第2号

令和 5年 4月 18日

各地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人

横浜市旭区社会福祉協議会

会長 池田 宏史

## 「あさひいきいき宣言（旭区社協だより）」の配布および配布謝金の免除について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の事業推進に多大なるご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本会では、旭区民への福祉啓発、本会事業の周知を目的に広報紙「あさひいきいき宣言」を年3回発行しております。

つきましては、「広報よこはま旭区版」とあわせて各世帯へ配布いただきたく、ご依頼申し上げます。

また、各自治会町内会への配布、並びに配布手数料の免除につきましてもご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日のご了承をもって本会から横浜市政策局へ広報よこはま配布ルートの使用承認について正式な依頼手続を行います。

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 1. 広報紙名 | 旭区社協だより「あさひいきいき宣言」 |
| 2. 配布時期 | 令和5年8月、11月、令和6年3月  |
| 3. 配布先  | 旭区内全世帯             |
| 4. 発行部数 | 93,000部            |
| 5. 体裁   | A3版二つ折1枚           |

広報担当 千葉・梅崎

電話：392-1123

FAX：392-0222

# 区連会 資料 3-2

令和5年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様  
各自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部旭区地区委員会  
委員長（旭区長）権藤 由紀子

## 令和5年度日本赤十字社会員増強運動（会費募集）について【御依頼】

平素より、本会の活動に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染予防対策が続く中、会員増強運動（会費募集）の推進に御支援と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

今年度の会費募集につきましても、御協力いただきたく御願い申し上げます。

なお、今年度からゆうちょ銀行での払込方法が変更となりました。詳しくは次のとおりです。御確認を御願いたします。

### 令和5年度からの変更点

これまで日本赤十字社会費は、更生保護協会会費と同じ払込票（赤色）を使用し、ゆうちょ銀行での払込を御願いしていましたが、今年度から日本赤十字社会費の専用払込票（青色）にて払込を御願いたします。この専用払込票を御使用いただくことにより、ゆうちょ銀行での窓口手数料及び硬貨取扱手数料は免除となります（ATMでの御利用はできません）。

### 【払込票見本】

99 横浜 払込取扱票										振替払込請求書兼受領証																					
口座記号番号								金額		千		百		十		万		千		百		十		円							
002908								20001																							
加入者 日本赤十字社神奈川県支部								料金		備考		免																			
ご依頼人 おところ・おなまえ ※ 〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 (電話番号)								日附		印																					
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号横 第5508号) これより下部には何も記入しないでください。								日附		印																					
おところ・おなまえ ※ 〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 (電話番号)								日附		印																					
【No.1 ●●自治会】<●●は印字済>								日附		印																					
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号横 第5508号) これより下部には何も記入しないでください。								日附		印																					
おところ・おなまえ ※ 〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 (電話番号)								日附		印																					
【No.1 ●●自治会】<●●は印字済>								日附		印																					
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号横 第5508号) これより下部には何も記入しないでください。								日附		印																					

【事務局】旭区社会福祉協議会 樋野・杉山  
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

## 日本赤十字社会員増強運動（会費募集）の取扱について

日本赤十字社会費募集は任意の会費であり、決して強制ではありません。御協力いただける場合は、次のとおり御取扱いを御願いたします。

### 1 日赤会員増強運動（会費募集）について

日本赤十字社は、災害発生時における国内外の救援活動や血液事業、看護師養成等の諸事業の遂行により、地域社会の福祉の向上に大きく貢献しています。

これら日本赤十字社の諸事業は、政府の補助金によるものでなく、みなさまから寄せられた会費（寄付金）によって運営されております。

令和5年度におきましても、5月1日から「赤十字運動月間」がスタートし、会員増強運動（会費募集）を進めてまいります。

つきましては御多忙のところ誠に恐縮でございますが、別紙資料を御参照のうえ、また募集用資材のポスター・チラシ等を御活用いただき、自治会町内会のみなさまに赤十字運動への御理解と御支援を賜りますよう御願申し上げます。

### 2 運動期間（会費納入期日）について

例年、7月末を目安に御願していますが、今年度も自治会町内会の状況に合わせて柔軟に御対応いただき、**令和5年9月末を目安**に御納入くださいますよう御願申し上げます。

### 3 日本赤十字社会費目安額について

(1) 目安額は別紙1【目安額および資材内容一覧】を御確認ください。

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

①会費を戸別募集する自治会町内会

前年度募集実績額×85%

②会費を自治会費から御寄付いただく自治会町内会

地域活動推進費申請世帯数×95%×120円

### 4 会費納入方法について

日本赤十字社会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとに御取りまとめいただき、次のいずれかの方法での御納入を御願いたします。

(1) 振込の場合

同封の専用払込票（青色）により最寄りの郵便局から御振込みください。窓口手数料及び硬貨取扱手数料は免除となります。領収書は後日御郵送いたします。

※払込1件につき10万円を超える送金に対し、郵便局によっては依頼人確認のため免許証などの本人確認書類や自治会町内会名であれば会則等の提示が求められることがあります。御面倒をおかけしますが御承知いただければと存じます。

(2) 事務局（旭区社会福祉協議会内）窓口に御持ちいただく場合

金額が確定次第、領収書をその場で御渡し、または後日御郵送いたします。

## 5 資材について

令和5年2月に御回答いただいた資材アンケートに基づき、別紙1【目安額および資材内容一覧】のとおり資材を同封しています。不足等がございましたら別紙2【資材追加送付依頼書】または電話等にて事務局まで御請求ください。

※領収書は、取扱いに御注意いただき、自治会町内会で保管を御願いたします。

※新たに会員になられた方(会費500円以上御協力いただいた方)のうち御希望の方には「協力会員門標」を御渡しいたします。事務局まで御請求ください。

※2,000円以上御協力いただいた方には「会員門標」を支部から御郵送いたします。

## 目安額および資材内容一覧

会費を戸別募集する自治会町内会の場合

(No.) ○○町内会 様

◇令和5年度 日赤会費（目安額）：\_\_\_\_\_円

算出根拠

前年度募集実績額（\_\_\_\_\_円）×85%

## ◇資材内容一覧

世帯数：\_\_\_\_\_世帯／班数：\_\_\_\_\_班

資材名	数量
(1) 払込取扱票 (郵便局専用・青色)	枚
(2) 委嘱状 (各組・班で会費を取扱われる奉仕者用)	枚
(3) パンフレット (赤十字事業ご案内・各班回覧用)	部
(4) チラシ (赤十字事業ご案内・各世帯用)	枚
(5) ポスター (掲示板等でご利用下さい)	枚
(6) 受領書(10枚綴り) (各組・班で会費を取扱われる時に使用)	冊
(7) 個別募金用封筒 (各世帯で会費募集時に使用・各世帯用)	枚
(8) 門標 (希望者のみ)	枚
(9) 特別会員名簿 (領収書をもとに2万円以上の会費納付者のみを記入)	1枚

※資材の数量および発送先は、令和5年2月に実施したアンケートに基づき発送させていただきました。貴会の班数・世帯数は、令和5年1月13日付の自治会町内会現況届を参考にさせていただきました。

旧会長へ届きました場合、新会長へお引き継ぎいただきますよう御願いたします。

※(9)の特別会員名簿は、貴会において今年度中に会費2万円以上を御納めいただいた方がおられましたら、御名前と御住所を記入し(空欄に電話番号)、事務局あてに御提出を御願いたします。

※資材の発送は、指定障害福祉サービス事業所 社会福祉法人同愛会空とぶくじら社の御協力を得ています。

&lt;事務局&gt;

旭区社会福祉協議会

担当：樋野・杉山

電話：392-1123 / FAX：392-0222



## 目安額および資材内容一覧

会費を自治会費からお集めいただく自治会町内会の場合

(No.) ○○町内会 様

◇令和5年度 日赤会費（目安額）：\_\_\_\_\_円

算出根拠

対象世帯数（\_\_\_\_\_世帯）×95%×120円

## ◇資材内容一覧

世帯数：\_\_\_\_\_世帯／班数：\_\_\_\_\_班

資材名	数量
(1) 払込取扱票 (郵便局専用・青色)	枚
(2) 委嘱状 (各組・班で会費を取扱われる奉仕者用)	枚
(3) パンフレット (赤十字事業ご案内・各班回覧用)	部
(4) チラシ (赤十字事業ご案内・各世帯用)	枚
(5) ポスター (掲示板等でご利用下さい)	枚
(6) 受領書 (10枚綴り) (各組・班で会費を取扱われる時に使用)	冊
(7) 戸別募金用封筒 (各世帯で会費募集時に使用・各世帯用)	枚
(8) 門標 (希望者のみ)	枚
(9) 特別会員名簿 (領収書をもとに2万円以上の会費納付者のみを記入)	1枚

※資材の数量および発送先につきましては、令和5年2月に実施したアンケートに基づき発送させていただきました。貴会の班数・世帯数は、令和5年1月13日付の自治会町内会現況届を参考にさせていただきました。

旧会長へ届きました場合、新会長へお引き継ぎいただきますようお願いいたします。

※(9)の特別会員名簿につきましては、貴会において今年度中に会費2万円以上を御納めいただいた方がおられましたら、御名前と御住所を記入し(空欄に電話番号)、事務局あてに御提出をお願いいたします。

※資材の発送については指定障害福祉サービス事業所 社会福祉法人同愛会 空とぶくじら社の御協力を得ています。

<事務局>  
旭区社会福祉協議会  
担当：樋野・杉山  
電話：392-1123 / FAX：392-0222



## 【日赤資材追加送付依頼書】

別紙 2

自治会町内会名 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_（電話 \_\_\_\_\_ — \_\_\_\_\_）

令和5年度 日赤会費募集資材について追加送付の御希望は下記へ御記入ください。

	資材名	数量
(1)	払込取扱票（青色）	
(2)	委嘱状（カードサイズ）	
(3)	パンフレット（A5小冊子）	
(4)	チラシ（A4版両面）	
(5)	ポスター（A4版片面）	
(6)	受領証（10枚綴）	
(7)	戸別募金用封筒	
(8)	門標	
(9)	特別会員名簿	
(10)	その他（ _____ ）	

### ◆お届け先の変更

今回お送りした届け先以外を御希望の場合は、下記へ御記入願います。

会費資材 お届け先	〔住所〕
	〔氏名〕

### ◆送付日の希望

速やかに対応いたしますが、特にお急ぎの場合は、御記入願います。

月 日 までに送付

※今年度中に貴自治会町内会において、会費 2 万円以上をお納めいただいた方がおられましたら、事務局宛てご提出をお願いいたします。

## 令和 5 年度 特別会員名簿

No.	氏 名	〒	住 所	受領 年月日	社費額	電話番号
1		-			円	
2		-			円	
3		-			円	
4		-			円	
5		-			円	
6		-			円	
7		-			円	
8		-			円	
9		-			円	
10		-			円	
11		-			円	
12		-			円	
13		-			円	
14		-			円	
15		-			円	
16		-			円	
17		-			円	
18		-			円	
19		-			円	
20		-			円	

令和 年 月 日

日本赤十字社神奈川県支部長 あて

日本赤十字社神奈川県支部

地区（地区本部・分区）長 印

※この名簿にご記入いただいた個人情報は、日赤特別会員名簿に関すること以外の目的で使用いたしません。

## 令和5年度 日赤会費募金目安額（案）

（単位：円）

＜参考＞

番号	地区連合町内会	令和5年度 目安額	令和4年度 目安額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰	1,071,750	1,086,820	8,896
2	白根	562,240	571,270	4,230
3	旭北	775,700	788,960	4,881
4	上白根	96,900	108,440	650
5	今宿	623,140	655,670	4,562
6	川井	539,700	568,050	4,240
7	若葉台	842,480	856,830	5,069
8	笹野台	601,540	627,280	3,840
9	希望が丘	392,040	428,690	3,276
10	希望が丘東	921,040	960,560	5,319
11	希望が丘南	380,260	384,620	2,895
12	さちが丘	442,210	492,240	3,749
13	万騎が原	370,440	377,620	2,730
14	二俣川	657,800	666,280	5,363
15	二俣川NT	451,060	463,950	3,953
16	旭中央	209,420	208,440	1,837
17	旭南部	522,630	537,250	3,718
18	左近山	491,450	507,000	4,311
19	市沢	377,530	411,300	1,870
20	その他	450,860	599,750	5,843
	<b>【合計】</b>	<b>10,780,190</b>	<b>11,301,020</b>	<b>81,232</b>

（補足）目安額の算出について

\* 日赤会費を ①戸別募集する自治会町内会……………前年度実績額の85%

\* 日赤会費を ②自治会費より寄付金扱いの自治会町内会……………95%世帯数×120円

\* 参照登録世帯数…令和5年1月13日現在の旭区地域振興課地域活動係の自治会町内会名簿

令和5年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様  
各自治会町内会長 様

旭区更生保護協会  
会長（旭区長） 権藤 由紀子

## 令和5年度旭区更生保護協会会費の納入について【御依頼】

平素より、本会の活動に御理解と御支援を賜り、御礼申し上げます。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染対策が続く中、更生保護活動の推進に御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

今年度の活動推進及び会費募集につきましても、御協力を御願い申し上げます  
なお、今年度からゆうちょ銀行での払込方法が変更となりました。詳しくは次のとおりです。御確認を御願いたします。

### 令和5年度からの変更点

これまで更生保護協会会費は、日本赤十字社会費と同じ払込票を使用し、ゆうちょ銀行での払込を御願いしていましたが、日本赤十字社会費は専用払込票（青色）を今年度から使用いたします。そのため、更生保護協会会費の払込には、同封した払込票（赤色）にて御願いたします。

なお、この赤色の払込票はゆうちょ銀行での窓口手数料と硬貨取扱手数料は免除になりません。大変恐縮ですが手数料等は募集した会費から御負担いただきたく、御理解くださいますよう御願いたします。

また、窓口手数料と硬貨取扱手数料は次のとおりです。払込時には硬貨はなるべく少なくするなどの御配慮をくださいますよう御願いたします。

事務局（旭区社会福祉協議会）窓口でも受け付けております。

### **【ゆうちょ銀行窓口での現金払込や硬貨取扱手数料】**

- （1）払込料金加算：現金払込1件につき、料金110円が加算されます。
- （2）硬貨取扱料金：50枚を超える場合、枚数に応じた料金がかかります。

硬貨枚数	料金（税込み）
1～50枚	無料
51～100枚	550円
101～500枚	825円
501～1,000枚	1,100円

次のページにゆうちょ銀行窓口での納入方法と払込票の書き方を例示しています。御参考にしてください。

【事務局】旭区社会福祉協議会 樋野・千葉  
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

## 1 納入方法について

更生保護協会会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとに御取りまとめいただき、次のいずれかの方法での御納入を御願いたします。

### (1) 振込の場合

同封の払込票（赤色）により最寄りの郵便局から御振込みください。

手数料等は、大変恐縮ですが、募集した会費から御負担くださいますようお願いいたします。領収書は後日御郵送いたします。

なお、郵便局の窓口では、募集した会費と払込票（赤色）を提出して、手数料等の金額を必ず御確認していただいたうえで、払込票（赤色）に募集会費、手数料、納入金額等の必要事項を御記入いただくよう御願いたします。

### (2) 事務局（旭区社会福祉協議会）窓口にて御持参いただく場合

金額が確定次第、領収書をご持参いただき、または後日御郵送いたします。

## 2 払込票（赤色）の書き方例

例1) 10円×500世帯＝5,000円(10円玉500枚)を窓口にて納入する場合  
 窓口取扱手数料【110円】＋硬貨取扱料金【825円】＝手数料合計【935円】  
 会費総額【5,000円】－手数料合計【935円】＝納入額【4,065円】

払込取扱票										通常払込料金 加入者負担															
02	口座記号		口座番号		金額		千		百		十		万		千		百		十		円				
0	0	2	3	0	3	4	5	1	6	0	※¥4,065														
各種団体募金事務局										料金		備考													
【No.1 ●●自治会】 <●●は印字済>																									
お集めいただいた更生保護協会費 [ 5, 0 0 0 円]																									
－手数料[ 9 3 5 円] = ※納入金額[ 4, 0 6 5 円]																									
※郵便局窓口で手数料等の金額を御確認の上、御記入ください。																									
241-0000																									
旭区鶴ヶ峰 1-6-35																									
〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 様																									
（ご連絡先電話番号）																									
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。																									
これより下部には何も記入しないでください。																									
日																									
附																									
印																									

振替払込請求書兼受領証											
口座記号		0 0 2 3 0 3		通常払込 料金加入 者負担							
口座番号		4 5 1 6 0		金額		千		百		十	
各種団体募金事務局				※¥4,065							
ご依頼人				備考							
様											
日				附							
印											

切取取らないで出してください。  
 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。  
 この受領証は、大切に保管してください。

例2) 10円×60世帯＝600円(10円玉を60枚)を窓口で納入する場合  
 窓口取扱手数料【110円】＋硬貨取扱料金【550円】＝手数料合計【660円】  
 会費総額【600円】－手数料合計【660円】＝納入額【▲60円】  
 ⇒納入額がマイナスになってしまうため、硬貨を少なくする等の御協力を御願いたします。

裏面あり

## 更生保護協会会費募集の取扱について

更生保護協会会費につきましては、任意の会費であり、決して強制ではありません。御協力いただける場合は、次により御取扱いを御願いたします。

### 1 更生保護協会会費について

更生保護協会会費は、区内の更生保護活動及び青少年健全育成活動を行う団体への助成事業や、社会を明るくする運動等の啓発活動の財源として活用させていただいております。

### 2 目安額について

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

対象世帯数：地域活動推進費申請世帯数×95%

会費目安額：対象世帯数×10円

**【貴自治会目安額】**

対象世帯数 \_\_\_\_\_ 世帯×95%×10円： \_\_\_\_\_ 円

### 3 運動期間(会費納入期日)について

例年、送金目安を7月末で御願いしていましたが、今年度も各自治会町内会の状況に合わせて柔軟に御対応いただき、**令和5年9月末を目安**に御納入くださいますよう御願いたします。

### 4 戸別会費募集用封筒について

御利用の場合は、大変お手数ですが、事務局まで御請求ください。

## 令和5年度 更生保護協会費目安額（案）

（単位：円）

＜参考＞

番号	地区連合町内会	令和5年度 目安額	令和4年度 目安額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰	60,740	85,010	8,896
2	白根	40,130	40,990	4,230
3	旭北	46,270	46,330	4,881
4	上白根	6,160	6,510	650
5	今宿	43,300	43,670	4,562
6	川井	40,250	40,930	4,240
7	若葉台	48,120	48,390	5,069
8	笹野台	36,450	36,400	3,840
9	希望が丘	29,670	31,620	3,276
10	希望が丘東	50,440	50,660	5,319
11	希望が丘南	27,470	27,840	2,895
12	さちが丘	35,610	36,830	3,749
13	万騎が原	25,860	25,910	2,730
14	二俣川	50,890	51,260	5,363
15	二俣川NT	37,510	37,410	3,953
16	旭中央	17,440	17,370	1,837
17	旭南部	35,300	35,060	3,718
18	左近山	40,940	42,250	4,311
19	市沢	17,740	17,730	1,870
20	その他	40,160	53,030	5,843
	<b>【合計】</b>	<b>730,450</b>	<b>775,200</b>	<b>81,232</b>

（補足）目安額の算出について

目安額＝世帯数×95%×10円（※10円未満切り捨て）

※参照登録世帯数…令和5年1月13日現在の旭区地域振興課地域活動係の自治会町内会名簿





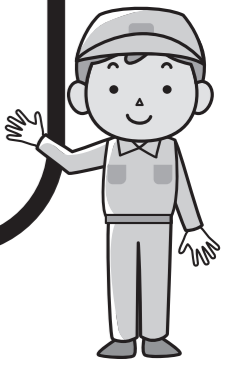
# 横浜市からのお知らせ

令和5年度  
年間  
300件

## 家具転倒防止器具の 取付けを代行します！



申込期間 令和5年5月1日～令和6年1月31日



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和5年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため  
転倒防止器具の取付けを無料代行します。  
(器具代は申請者のご負担となります。)

### 対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
  - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
  - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
  - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

### 注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話 045-662-2711

FAX 045-662-8981

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2318790  
003



横浜市中区北仲通四丁目40  
商工中金横浜ビル5階  
一般社団法人  
横浜市建築士事務所協会  
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

## 申込方法

### 郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。  
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

### 電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

●電子申請QRコード



### 申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時  
※8月14日から16日及び年末年始を除く。

### 取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

#### 申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

#### 利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

#### 訪問日の日程調整

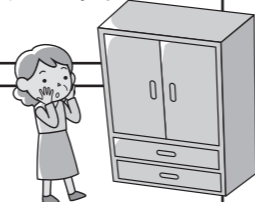
▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

#### 調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

#### 取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



## 家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒 _____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

#### 【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

#### 【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

## 令和5年度「旭区タウンミーティング」の実施について

旭区では、地域課題について地域の皆様と区役所がともに考え、協働していくことを目的に、平成17年度よりタウンミーティングを実施しています。

令和5年度は、次のとおり実施しますので、開催を希望される地区は、希望調査票を御提出ください。

### 1 令和5年度実施内容

#### (1) 開催方法

**地域の皆様の関心が高い項目（1～2項目程度）をテーマとし、区長・関係職員との意見交換を実施**します。

※連合自治会町内会と区役所の共催で開催

#### 【テーマの例】

見守り活動、地域・福祉活動の拠点づくり、子育て支援、環境保全、青少年育成、文化・スポーツ活動、防災・防犯活動 等

#### (2) 開催時期

令和5年6月～9月（8月は除く）

### 2 依頼事項

開催を希望する場合は、別紙「令和5年度タウンミーティング開催希望調査票」に必要事項を記入いただき、御提出ください。

### 3 提出方法

【提出期限】原則開催希望日の2か月前

【提出先】Eメール：[as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

区役所窓口：旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）

※総括支援担当へ直接お渡しいただいても構いません。

### 4 その他

各自治会・町内会からの御意見・御要望につきましては、別紙1「各種要望の連絡先フローチャート」別紙2「地域からの御意見・御要望の取りまとめについて」を御参考いただき、総括支援担当までご相談ください。

#### 【担当】

旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）

奥村、打木、板橋

TEL：954-6028、FAX：955-3341

Eメール：[as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

提出期限：開催希望日の2か月前

## 令和5年度「タウンミーティング」開催希望調査票

地区名： \_\_\_\_\_ 連合会長名： \_\_\_\_\_

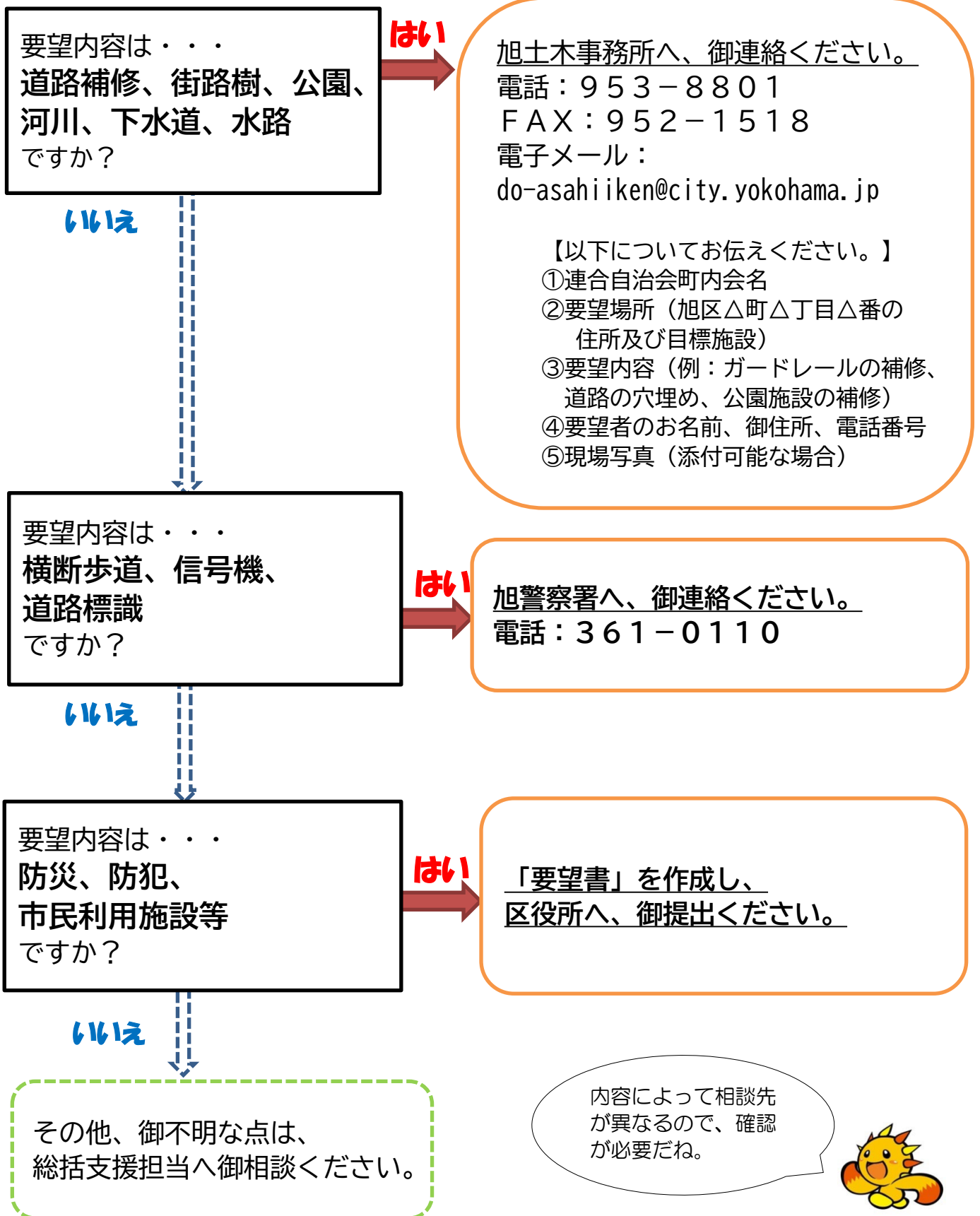
令和5年度「タウンミーティング」の開催について、御記入ください。

開催日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :		
開催場所			
担当者連絡先	氏名	TEL	
	Email	参加者数	約 人
開催内容	<p>○話し合いたいテーマについて書ける範囲でご記入ください。</p> <p>開催内容や役割分担について、事前打ち合わせをさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>		

【お問い合わせ】

旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口） 奥村、打木、板橋  
TEL : 954-6028、FAX : 955-3341、Email : [as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

## 各種要望の連絡先 フローチャート



## 地域からの御意見・御要望の取りまとめについて

旭区では、各自治会・町内会からの御意見・御要望につきましては、タウンミーティングとは別途対応させていただきます。つきましては、御意見・御要望がある場合は、各地区連合で取りまとめのうえ、別添の要望書を提出ください。

## 1 受付期間、提出先

受付期間：令和5年7月28日（金）まで

※ 緊急に対応が必要な案件がある場合は、随時、御提出いただければ対応いたします。

提出先：Eメール：[as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

区役所窓口：旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）

※総括支援担当へ直接お渡しいただいても構いません。

## 2 対象となる内容

防災、防犯、市民利用施設の補修など

※各種要望の相談先につきましては、別紙1「各種要望の連絡先フローチャート」を参照ください。

（既に電話や窓口、文書等で、直接所管課に御連絡いただいている場合は、改めて御提出いただく必要はありません。）

## 3 回答時期

案件の内容にもよりますが、要望書をいただいてから、概ね2か月程度で回答させていただく予定です。

## 【土木事務所への直接依頼について】

道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等土木事務所に関連する案件は、より迅速且つ正確に対応する必要があるため、下記のいずれかの方法で直接、旭土木事務所に御連絡をお願いします。

■お電話：045-953-8801 ■F A X：045-952-1518

■電子メール：[do-asahiiken@city.yokohama.jp](mailto:do-asahiiken@city.yokohama.jp)

※F A Xや電子メールによる要望につきましては旭土木事務所から内容の確認の御連絡をさせていただきます場合がありますので予めご了承下さい。その際に以下の項目を伝えてください。

- ①連合自治会町内会名称
- ②要望場所（旭区〇〇町1丁目〇番の住所及び目標施設）
- ③要望内容（例：ガードレールの補修、道路の穴埋め、公園施設の補修）
- ④要望者のお名前、御住所、電話番号
- ⑤現場写真（添付可能な場合）

## 【お問い合わせ】

旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）奥村、打木、板橋

TEL：954-6028、FAX：955-3341、Email：[as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

旭区長あて

地区連合自治会町内会名： \_\_\_\_\_

会長・氏名 \_\_\_\_\_

## 要 望 書

次のとおり、 \_\_\_\_\_ 地区の要望書を提出しますので、回答願います。

要望に関する連絡先

自治会・町内会名： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備     市民利用施設の補修     防災     防犯

その他 ( \_\_\_\_\_ )

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説 明	備考
		別紙資料  有 ・ 無 ※○をつけてください。

< 記入する上での注意事項 >

- (1) 要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。  
御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- (2) 特定の場所に関する要望の場合は、地図等を添付してください。
- (3) **市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。**（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- (4) 緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。また、御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- (5) **地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象**となります。あらかじめ、御了承ください。

# 記入例

旭区長あて

要望書が複数ある場合は、地区連合でとりまとめをお願いします。また、1枚ずつ地区連合町内会長名を御記入の上、総括支援担当へ御提出ください。

令和 年 月 日

●●地区連合自治会町内会  
会長 ▲▲ ▲▲

地区連合自治会町内会名、連合町内会長の役職・氏名は、原則、開示請求の開示対象です。

## 要 望 書

次のとおり、●●地区の要望書を提出しますので、回答願います。

自治会・町内会名は、原則、開示の対象です。

要望に関する連絡先

自治会・町内会名：あさひさんさん自治会

氏名：旭 太郎

電話番号：045-954-6028

要望に関する連絡先の氏名、電話番号は、非開示です。

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備

市民利用施設の補修

防災

その他

その他（

）

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説明	備考
	<p>★要望の背景や経緯、場所（住所）、要望する理由などを含めて、具体的にお書きください。</p> <p>※これまで、既に電話や窓口、文書等で、直接所管の部署に御意見・御要望等を御連絡いただいていた内容については、あらためて御提出いただく必要はありません。</p>	<p>別紙資料</p> <p>有・無</p> <p>※○をつけてください。</p>

<記入する上での注意事項>

- （1）要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- （2）特定の場所に関する要望の場合は、地図等を添付してください。
- （3）市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- （4）緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。また、御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- （5）地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象となります。あらかじめ、御了承ください。



# 区連会 資料 3-6

旭地振第 43 号  
令和 5 年 4 月 18 日

地区連合自治会町内会長 各位  
自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

## 令和 5 年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業活動助成金について

旭区内の地域防犯力を高め、街頭犯罪等の発生を抑止していくため、今年度も防犯自主活動実施主体となる予定の自治会町内会を対象に「まちぐるみ地域防犯推進事業助成金」を交付し、地域防犯活動を支援します。

については、下記要領にて助成金の申請の受付を開始いたしますので、希望される団体は、申請書類を作成の上、下記担当まで御提出くださるようお願い申し上げます。

### 1 助成対象となる事業

令和 5 年度に地区連合町内会又は自治会町内会が実施する**地域自主防犯活動事業費**

【主な具体的用途】消耗品費（防犯腕章、ジャンパー等）、印刷製本費（チラシ等印刷）、  
通信運搬費（郵送料）、燃料費（パトロール車ガソリン代）等

※パトロール実施者への謝礼金品、酒類の購入費、防犯灯に関する経費、総会等への参加費は補助対象外です。

### 2 助成額

#### (1) 地区連合

「活動経費（支出予定総額）」の 1/2 とし、50,000 円を上限とします。

#### (2) 単位自治会町内会

「活動経費（支出予定総額）」の 1/2 とし、20,000 円を上限とします。

### 3 交付条件

(1) 地区連合については「月 1 回以上」、単位自治会町内会については「週 1 回以上」の防犯活動（パトロール、見守り活動、研修会等）の実施を条件としております。

しかしながら、今年度においても昨年度同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、活動が未実施の場合は交付条件から除外させていただきます。

裏面へ続く

- (2) 当助成金を申請する地区連合傘下の単位自治会町内会が申請する場合には、地区連合主催分の活動実績を単位自治会町内会の活動予定として**重複計上をすることができません**ので御注意ください。
- (3) 地区連合の申請については、地区連合が**主催**して防犯活動を月1回以上実施する場合についてのみ助成をします。
- (4) 実績報告の際は、**1件(同一案件)の支出合計金額が10万円以上のものがある場合は、領収書の写しも併せて御提出ください。**
- (5) 地域活動推進費補助金、防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金等**補助の対象経費が定められている「他の補助金」**の交付を受ける場合には、当助成金の対象支出経費を重複して計上することができません(対象外経費)ので御注意ください。
- (6) 助成金は**旭区予算の範囲内**で交付決定します。そのため、**申請団体が多い場合には助成額を一律減額決定**する場合がありますので、御承知おきください。
- (7) 助成金は前金払いで交付しますが、翌年4月に活動実績報告書類(交付決定通知に同封)を御提出いただきます。その際、**交付決定金額の2倍以上の支出額**がなかった場合には、交付額の2倍の金額との**差額を返還**していただくことになりますので御注意ください。
- (8) 前年度の助成金の交付を受け、実績報告書類を提出していない場合は、今年度の申請ができませんので、未提出の団体は至急報告書類を御提出ください。

#### 4 申請方法及び申請関係書類

以下の3点の書類を郵送または直接区役所地域振興課窓口へ御提出ください(ホームページにも申請書様式が掲載されておりますので、御活用ください)。

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 年間活動計画書(各団体独自のもので**防犯活動日程・内容が明記**されたもの)

※ 書類の様式を改正していますので、新様式をお使いください。

※ これらの書類は、横浜市市民協働条例(平成24年6月横浜市条例第34号)第7条第4項の規定に基づき、提出された書類は公開の対象となります。

※ ホームページ掲載箇所

横浜市旭区トップページ → 区の暮らし・総合 → 防災・防犯 → 防犯  
→ 旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金について

#### 5 申請期限

令和5年8月31日(木)まで

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区役所地域振興課 地域活動係(窓口21番)

担当: 渋谷・樋口 Tel 954-6091

第1号様式（第6条第1項）

助成金交付申請書

年 月 日

横浜市旭区長

（住 所）

（自治会町内会名）

（代表者名）

（担当者名）

（連絡先電話番号）

地域防犯活動の推進のため、年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業を、添付資料のとおり実施しますので、経費の一部助成を申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥

2 添付資料

- （1） 年間活動計画書（各団体独自のもの）
- （2） 収支予算書（第2号様式）

3 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。



第2号様式（第6条第2項）

収支予算書

地区連合自治会町内会・自治会町内会名（ ）

1 収入額

(単位：円)

項目	予算額	説明
区交付金		旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金
収入合計		

2 支出額

(単位：円)

	項目	予算額	説明
助成対象経費	会議費		
	活動費		
	事務費		
助成対象外経費			
	支出合計		

この様式は、横浜市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。



助成金交付申請書

申請書の提出日をご記入ください。

年 月 日

横浜市旭区長

会長の住所をご記入ください。

(住 所) 旭区〇〇〇〇〇

(自治会町内会名) 〇〇〇自治会

(代表者名) 旭 太郎

(担当者名) 同上

(連絡先電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

書類作成担当者がある場合にご記入ください。会長が作成する場合は「同上」とご記入ください。

地域防犯活動の推進のため、令和5年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業を、添付資料のとおり実施しますので、経費の一部助成を申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥20,000

助成金の申請額は、補助対象経費全体の1/2又は上限額です。

【上限額】

- ・地区連合の場合 : 50,000円
- ・単位自治会の場合 : 20,000円

2 添付資料

- (1) 年間活動計画書（各団体独自のもの）
- (2) 収支予算書（第2号様式）

防犯活動の日程、内容などが記載されたものを添付してください。

(助成の条件)

- ・地区連合 : 月1回以上の活動
- ・単位自治会 : 週1回以上の活動

3 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

収支予算書

地区連合自治会町内会・自治会町内会名（ ）

1 収入額

(単位：円)

項目	予算額	説明
区交付金	20,000	旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金
	30,000	自治会防犯活動費
収入合計	50,000	

2 支出額

(単位：円)

	項目	予算額	説明	
助成対象経費	会議費	5,000	会議室使用料	
	活動費	物品費	30,000	防犯用ベスト購入@3,000円×10着
		印刷費	10,000	啓発チラシ印刷 @20円×500枚)
		事務費	5,000	会議資料等複写代
	助成対象外経費			
	支出合計	50,000		

収入額と支出額は同額となります。  
 ○内は同じ金額です。

対象外経費がある場合は記入してください。

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。



# 区連会 資料 4 - 2

区連会 4 月定例会資料  
令和 5 年 4 月 18 日  
旭 区 役 所

各連合自治会町内会長 様

旭 区 総 務 課 長

## 令和 5 年度 連合自治会町内会主催の防災訓練計画書の御提出について（依頼）

陽春の候 皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
日頃から旭区の防災行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、例年のお願いとなりますが、各連合自治会町内会主催により防災訓練を行われる際は、下記のとおり訓練計画書を御提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

### 1 訓練計画の策定について

別紙「旭区連合自治会町内会防災訓練実施計画書」により御提出ください。

### 2 計画書提出期限（目安）

**令和 5 年 7 月 28 日（金）を目安に御提出をお願いいたします。**

※ ご提出期限までに訓練内容が決定しない場合は日時、場所等の判明事項だけで構いませんので、御記載のうえ御提出ください。

訓練内容については、決定しましたら御連絡をお願いします。

### 3 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ、E-mail のいずれかの方法で、下記担当まで御提出ください。

※ 電子データでの様式を御希望される場合は、下記のアドレスまで御請求ください。

### 4 その他

訓練内容を御検討される際は、令和 2 年 3 月に地域の方々の御協力のもと、作成しました「旭区ご近助マニュアル」を御参考にさせていただきますと幸いです。

【参考】 訓練への参加要請、訓練指導の御依頼は下記連絡先へ御相談ください。

訓練内容	参加機関	電話番号
訓練指導全般	旭消防署予防課	951-0119
災害時トイレ対策	資源循環局北部事務所	953-0941

#### 【お問合せ】

担当：旭区役所総務課庶務係（防災担当）

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1 - 4 - 12

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-anzen@city.yokohama.jp



# 区連会 資料 4-3

区連会 4 月定例会資料  
令和 5 年 4 月 18 日  
旭 区 役 所

各連合自治会町内会長 様  
各自治会町内会長 様

旭区総務課長

## 「緊急時情報伝達システム」の登録について（御依頼）

本システムにつきましては、令和 2 年度から自治会町内会長の皆様に御登録をお願いしております。今年度も同様の運用をさせていただきますので、引き続き御協力をお願いいたします。

（参考）緊急時情報伝達システムとは

避難指示等が発令された際に、対象地域の住民へ速やかに情報をお伝えするため、事前に登録いただいた電話番号へ音声情報を発信するシステムです。

また、双方向機能を活用し、受信者側からの回答を集約することも可能となります。

### 1 現在までの状況について

#### （1）登録推移（年度末時点）

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
登録数	86 件	90 件	91 件	127 件	147 件	159 件

#### （2）送信状況

毎年 4 回の送受信訓練を行ったほか、台風等で避難場所を開設した際にも使用しました。

	本運用（避難所開設等）※ 1				送受信訓練			
	送信回数	送信件数	応答件数	応答率	送信回数	送信件数	応答件数	応答率
2017 年度	4 回	64 件	39 件	60.93%	4 回	328 件	174 件	53.04%
2018 年度	0 回	—	—	—	4 回	357 件	105 件	29.41%
2019 年度	5 回	95 件	29 件	30.52%	4 回	363 件	103 件	28.37%
2020 年度	0 回	—	—	—	3 回 ※ 2	380 件	138 件	36.31%
2021 年度	0 回	—	—	—	4 回	588 件	205 件	34.86%
2022 年度	0 回	—	—	—	4 回	571 件	233 件	40.80%

※ 1 本運用（避難所開設等）ではいずれも川井地区の登録者に送付しています。

※ 2 2020 年度の 4 回目（3 月 31 日）の試験は、システム障害が発生したため計上なし

## 2 令和5年度の運用について

緊急時の情報伝達手段を多様化し、必要な情報を速やかに発信していく手段として、令和4年度と同様に本システムを運用していきます。

### (1) 発信内容について

避難指示等及び送受信訓練のほか、次の内容を発信いたします。

- ア 防災関連情報（台風の接近情報など）
- イ 地域関連情報（イベントの中止等）
- ウ その他緊急に伝達が必要なもの

### (2) 登録対象について

次の方々への登録をお願いしています。

- ア 連合自治会町内会会長
- イ 自治会町内会長
- ウ 川井地区に在住で希望する方

地域関連情報を発信させていただくため、連合自治会町内会長及び自治会町内会長の皆様には、ぜひ登録の御協力をお願いいたします。

### (3) 登録方法について

別紙「登録用紙」にて、5月31日（水）までに報告をお願いします。

すでに登録いただいている方の提出は不要です。

#### 【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：[as-anzen@city.yokohama.jp](mailto:as-anzen@city.yokohama.jp)

## 緊急時情報伝達システム登録申請書

令和5年 月 日

旭 区 長

私は、旭区が運用する「緊急時情報伝達システム」の趣旨を理解し、次のとおり電話番号等のデータ登録を申請します。

団 体 名	
登 録 者 役 職	
氏 名	
登録電話番号	— —

【登録時の条件】※ 希望する場合には、口内にレ点をお願いします。

居住地域に該当しない緊急情報も送信してほしい。

## ■お知らせ

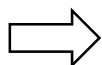
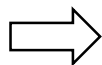
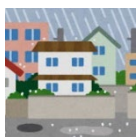
- 登録データの変更又は削除を希望する場合には、区役所総務課まで連絡をお願いします。
- 登録する個人情報は、本システム以外の用途に使用しません。
- 登録者が団体代表者を退任したことを確認した場合、区役所が登録を抹消します。
- 運用期間中の3か月に1回程度の送受信試験を実施します。  
試験音声の最後にボタン操作をしていただくことで、応答を確認させていただきます。
- 令和5年5月31日（水）までに提出をお願いいたします。

整理番号：

# 令和5年度 緊急時情報伝達システムの運用について

## 1 運用イメージ（風水害時）

- ①台風や大雨により、避難指示が発令！      ②区役所から登録者に情報発信      ③登録した電話で情報を受信・回答      ④自宅2階への在宅避難など、情報に応じた行動を行う



### 【発信される内容例（試験の場合）】

「訓練、訓練、こちらは、旭区役所です。」

●●川が、避難判断水位を超えました。氾濫する恐れがあります。そのため、避難所を開設しました。  
（中略）

現在の状況を、次の内容から選択してください。

避難所に避難される方は「1」を、家の中の高いところに避難される方は「2」を、避難する必要がないと判断された方は「3」を選択してください。

訓練、訓練、以上をもちまして、旭区役所からの緊急情報の伝達と、受信されました皆様の状況確認試験を終わります。御協力ありがとうございます。」

## 2 システムを使用し発信する内容

- (1) 風水害時の避難指示等
- (2) 防災関連情報（台風の接近情報など）
- (3) 地域関連情報（イベントの中止等）
- (4) 送受信試験
- (5) その他緊急に伝達が必要なもの

## 3 受信時に皆様が行う操作

**発信は、050-3188-8830の番号から行われます。**必要に応じ、電話帳等に登録をお願いいたします。

上記「発信される内容例」のように、必要な情報が流れます。現在の状況等を確認させていただくことがありますので、**メッセージは必ず最後までご確認ください。**

なお、電話に出ることができなかつたり、メッセージを再度聞きたい場合は、リダイヤルしていただくと、同じ内容を確認することができます。

## 4 登録について

- (1) 御登録いただく方  
連合自治会町内会長の皆様、自治会町内会長の皆様

- (2) 登録方法

添付している申請書に御記入いただき、御提出をお願いいたします。  
総務課窓口までお越しいただくか、郵送、メールでも構いません。  
登録いただく番号は、固定電話でも携帯電話でも可能です。



### 【お問い合わせ先】

■ 登録及び防災に関する発信について  
担当：総務課庶務係

TEL：954-6007      FAX：951-3401

E-mail：[as-anzen@city.yokohama.jp](mailto:as-anzen@city.yokohama.jp)

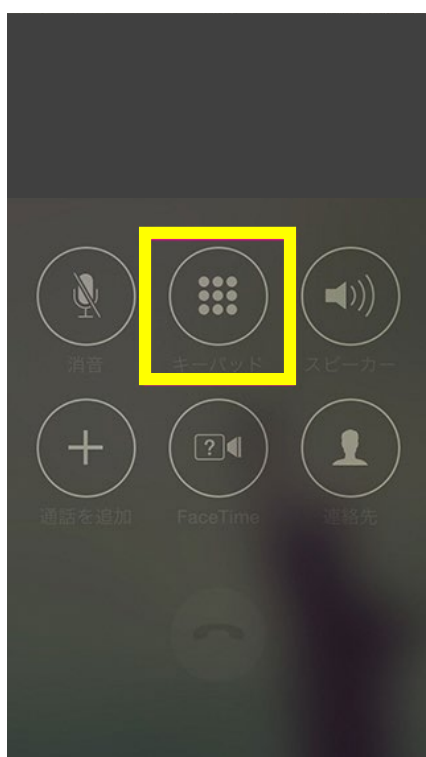
## 【参考】スマートフォンでキーパッドを表示する方法について

機種によって異なりますが、通話中の画面に「キーパッド」の表示をタッチすると、ボタンが表示されます。

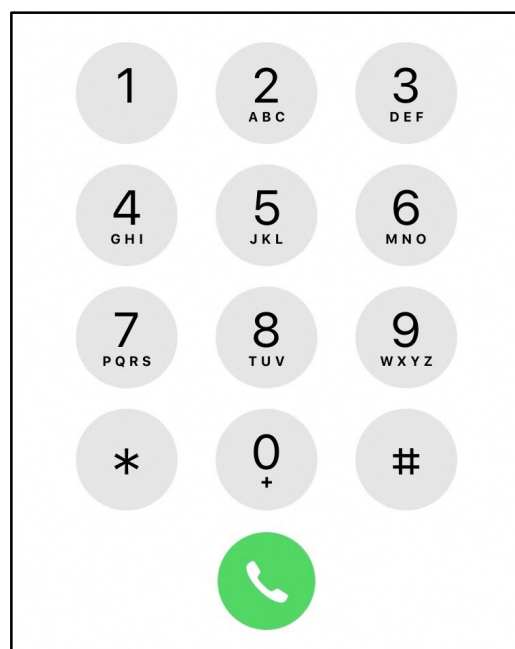
緊急時情報伝達システムで、ボタン操作を求められた場合は、こちらを参照し応答をお願いします。

機種により、画面下部に表示される場合もあります。

通話画面



キーパッド



# 区連会 資料 4-4

区連会 4 月定例会資料  
令和 5 年 4 月 18 日  
旭 区 役 所

地区連合自治会町内会長 各位  
自治会町内会長 各位

旭区総務課長

## 国が実施する全国瞬時警報システム（Jアラート）の 令和 5 年度全国一斉情報伝達試験について（お知らせ）

次のとおり、全国一斉情報伝達試験放送を行います（令和 5 年度全 4 回）。

この試験放送は、総務省消防庁等が地震・津波などの災害時等に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート※）を用いて、試験情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、実施するものです。

※Jアラートとは、緊急地震速報、津波情報、武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

### 1 日時（予定）

- (1) 令和 5 年 6 月 7 日（水） 午前 11 時頃
- (2) 令和 5 年 8 月 23 日（水） 午前 11 時頃
- (3) 令和 5 年 11 月 15 日（水） 午前 11 時頃
- (4) 令和 6 年 2 月 9 日（金） 午前 11 時頃

### 2 放送場所（区内 11 か所）

旭区役所	白根小学校	左近山特別支援学校	都岡消防出張所
さちが丘小学校	東希望が丘小学校	本宿中学校	若葉台小学校
さちが丘消防出張所	二俣川小学校	上川井小学校	

### 3 放送内容等

[Jアラートの試験放送]

- ♪ ピンポンパンポン（上り 4 音チャイム）  
「これは、Jアラートのテストです。」（3 回繰り返し）
- ♪ ピンポンパンポン（下り 4 音チャイム）

※ 災害等により試験放送を中止する場合等、本市防災スピーカーのホームページでお知らせします。

【本市防災スピーカーのホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/bousaispeaker.html>

#### 【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：[as-anzen@city.yokohama.jp](mailto:as-anzen@city.yokohama.jp)



令和 5 年 4 月 18 日

自治会町内会長 各位

旭区区政推進課長

## 「げんきな旭区って？SDGsな街 旭区」の発行について

日頃より、旭区政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

旭区では、区政運営方針の基本目標『子育て世代をはじめ多くの方々に選ばれ続ける「ふるさと旭」』を実現するため、『SDGs未来都市・横浜』の郊外部モデルの構築を目指しています。

地域で支え合い安心して自分らしく暮らせる「楽しい街」を目指して、様々な団体と自治会町内会などの地域の方々との、スキルやネットワーク・組織力などそれぞれの強みを活かしたパートナーシップの輪が、区内の様々な地域で広がり始めています。

パートナーシップの輪がさらに広がっていくきっかけの一つとして、区内3地区（希望が丘南・左近山・若葉台）での連携の取組や効果を「見える化」するパンフレットを作成しましたので、ご高覧いただけますと幸いです。

担当 旭区役所区政推進課企画調整係 松永、川井  
電話 045-954-6027 FAX 045-951-3401

# ● こんなことやれたら楽しい!

● 自治会・商店会・地区社協・地域ケアプラザ・学校・様々な支援拠点・NPO・企業・行政等が連携した活動で、楽しい街に!

○ 旭区内外の様々な活動を参考に、楽しい活動にチャレンジしてみませんか。

## ● シニア

- ① シニアサロン: 地域の中でシニアが気軽に集える場として、おしゃべり会・軽体操・脳トレ、食事のサービス等を開催。(横浜市生活介護補助事業等)
- ② 認知症カフェ: 認知症当事者やその家族等の集いの場、ケアプラザとも連携して、お茶を飲みながらお話会の開催。
- ③ 移動販売: 見守りにもつながる買い物困難者への移動販売。
- ④ コミュニティバス: 住民主体の移動サービスの提供。

## ● こども

- ① こうのとりカフェ: 妊産婦夫婦のための助産師へもつながった、お茶を飲みながらの傾聴・相談のカフェ。
- ② 赤ちゃんカフェ: 生後4カ月程度までの、ハイハイ前の赤ちゃんを持つ親子のための、お茶・ケーキを飲みながらの傾聴・相談のカフェ。
- ③ まち保育的活動: 子どもの主体性を大切に、数家族が、みんなで近所をお散歩。地域の中で、顔の見える関係づくりに繋がっています。
- ④ 子ども第3の居場所を地域のボランティアの連携で支えています。(民間財団の補助事業など)

## ● 環境

- ① SDGs勉強会: 社協やNPOが協働で、講師を呼んで、自分事にするワークショップを開催し地域のSDGs活動を進めています。
- ② 知部: 団体用農園区画等で、農作業、ボランティアの畑の先生に教えてもらいながら、子どもも参加して、親子の農体験を実施。
- ③ エシカル知: 地主の耕作放棄地を、有志で開墾して、有機農法にチャレンジしています。
- ④ 養蜂事業: 庭や屋上で、西洋みつばちを飼って、養蜂事業を展開中。
- ⑤ コミュニティガーデンづくり: 地域住民が中心となり、地域の緑化を進めています。(横浜市みどりアップ計画に基づいた補助事業・地域緑のまちづくり)

## ● 音楽・アート

- ① コミュニティカフェ等での各種音楽ライブや写真展、絵画展等の開催
- ② 商店街ライブ: 季節ごとの駐車所等での住民主体の音楽イベント。
- ③ ショッピングセンターの駐車場で「盆踊り大会」「夏祭り」の開催。
- ④ 公園や公共施設を借りたアートイベント: 年2回の活動団体の文化祭的な催し物、季節のWS(夏: スイカわり、冬: Xmasグッズづくり等)

## ● 地域防災

- ① 防災フェス: 地域の様々な施設や企業などと連携して、楽しい防災体験会を開催。
- ② 自治会がSNSを利用した安否確認の避難訓練を実施。

## ● ダイバーシティ

- ① 障がい者アート: 障がい者のアート作品等をマルシェやギャラリーや作業所等で、展示・販売等を行っています。
- ② 課題をかかえた子どもの親同士のお話会: 不登校や、進学等について当事者の親御さんのお話を月1回行っています。
- ③ 「子ども食堂»: ボランティアによる、近隣の親子のために安価な食事提供を行う会です。
- ④ フードバンتری: フードバンクなどと連携して、フードロス品の提供などを受けることもできます。



# まなまな

旭区って?  
SDGsな街 旭区



若葉台のまちづくりを、自治会や県公社とも連携して、運営の継続性も考えながら活動しています。



● 自治会・商店会・地区社協・地域ケアプラザ・学校・様々な支援拠点・ボランティア団体・NPO・企業・行政等が連携した活動で、楽しい街に!



アーティストや大学生、子ども達を巻き込んだ楽しいまちづくりを一緒に取組んでいます。

色々な活動を緩やかにつないで、「あたたかな」活動を、様々な人をまき込んで、進めています。



# 楽しい街に！ 最初の一步

様々な団体・地域の皆さんが、スキルやネットワーク・組織力などそれぞれの強みを活かして、もっと「楽しい街に！」するためのパートナーシップの輪が、旭区内の様々な地域で広がり始めています。3地域での取組や効果を「見える化」しましたので、他の地区でも、まず、「最初の一步」をふみ出しましょう！

## 「様々な団体・地域の皆さんがいっしょにやるとこんな事が出来ました」

### ●最初の一步のコツ

●様々な団体も地域の皆さんも、それぞれの目的にそって活動しています。連携するための大切なポイントは、

- ① 小さな取組活動ごとに連携をする。
- ② 自分が得たい事、相手が得たい事を尊重する。
- ③ 地域ケアプラザ、区役所などの第三者を巻き込むことです。

「最初の一步」のご相談は・・・  
・旭区役所地域力推進担当  
(045-954-6028)  
・各地区の  
地域ケアプラザ

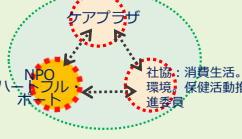


### ●活動団体の紹介

#### ■希望が丘南地区：ハートフル・ポート

##### ●地区社協×「NPOハートフル・ポート」

希望が丘の住宅街にある住み開きのコミュニティカフェ「ハートフル・ポート」では、カフェ、イベント、まちづくり活動、希望が丘南地区での関連団体等との連携活動、場づくりを行いつつ、住み開き・空き家を使った居場所づくりなどに関する相談・講演も行っています。



### ●こんなことやってみた！

#### ■地区社協とハートフル・ポートの主な連携活動

- 1 SDGsセミナーの開催  
地区社協やケアプラザ等と連携して『SDGsって何?』を地区社協の各部会や中学生も交えて開催して、SDGs活動を自分ごととして考えてもらう会を開催しました。
- 2 子ども第3の居場所を地域連携で実現へ  
「かけはし」や地域の活動団体と連携して、子ども第3の居場所の実現に向けて活動中です。
- 3 ボランティアネット（地域のボランティア連絡会）  
高齢者支援の生活支援組織「ちよこっと応援団」の事務局も担っていることもあり、地域の様々なボランティア団体の連携にも協力しています。



### ●ここがありがたい！

#### ■連携の効果：応援し合う関係

- ハートフル・ポートが、がんばっている事  
SDGsワークショップや助成金の申請を通した子ども支援など、地域で地区社協、ケアプラザとつながって、地域課題の改善をしようとして活動しています。
- 地区社協としては、これがありがたい！  
「熱い気持ち」を持って、社協と一緒に、様々な人を巻き込んで、精力的に活動してくれています。「志」が有る方々と共に活動できることが心強いです。



#### ■左近山地区：左近山アトリエ

●「NPO法人オールさんやま」×「左近山アトリエ」  
左近山アトリエは、左近山商店街に2019年から、カフェ兼アート拠点である「左近山アトリエ131110」を運営。様々なまちづくり活動を展開中。2014年から「左近山アートフェスティバル」を3年間開催。左近山団地における大学生による地域活性化支援もおこなっています。



#### ■オールさんやまと左近山アトリエの主な連携活動

- 1 「左近山アトリエ131110」  
商店会とともに、クリスマスイベントの企画運営など、左近山に住む人の「表現したい」を実現しています。やりたい事実現の相談も可能です。
- 2 「サコラボ」の支援  
左近山団地をフィールドに活動したり入居したりしている大学生団体である「サコラボ」による地域活性化の取組を支援しています。
- 3 左近山オープンデータプロジェクト  
左近山団地の様々な、データ化を、20数名の若手人材を集めて深堀し、今後の団地再生に生かしていく取り組みを進めています。



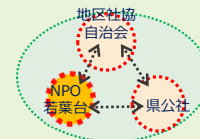
#### ■連携の効果：得意分野を活かす

- 左近山アトリエが、がんばっている事  
地縁団体のNPOオールさんやまが運営する「ほっと左近山」と住み分けしながら、アートや、質にこだわって、イベントに集まる若い世代と団地をつなげています。
- 自治会としては、これがありがたい！  
クリスマスイベント等、左近山アトリエの企画で若者も大勢、来てくれました。オープンデータなど、新しい視点が得られました。



#### ■若葉台地区：NPO 若葉台

●地区社協×県公社×「NPO若葉台」  
障がい者福祉、子育て支援、シニアの活動に加えて、令和4年度から「わかばダイバーシティスペースWakka」でのワーキングスペース、作業所、本屋カフェも併設し、オープンスペースの運営を開始しています。その他、各分野の事業を自治会や県住宅供給社とも連携しながら展開中です。



#### ■自治会とNPO若葉台の主な連携活動

- 1 「わかばダイバーシティスペースWakka」  
旧本屋さんの空き店舗に、多世代交流拠点として、ワーキングスペース、障がい者の作業所や交流スペースを利用したまちづくり活動を展開しています。
- 2 「たんぼぼ」でのシニア中心の居場所活動  
シニアサロンと食事提供等によるシニアの居場所事業：横浜市生活介護支援事業（サービスB）
- 3 「ふれあいにし」  
旧若葉台西中学校を利用し、お野菜を育て、カフェ運営、地域型作業所「ぶんげいざ」等を運営しています。



#### ■連携の効果：信頼を積み重ねる

- NPO若葉台が、がんばっている事  
自治会や県公社との協調も図りながら、子どもから、シニア、障がい者、そして農も含めた、全てを対象にした団地のまちづくりに取り組んでいます。
- 地区社協としては、ここがありがたい！  
NPO若葉台は、若葉台団地のまちづくりを、中心的に、精力的に、そして、事業性も考えながら、自治会や地区社協と連携して活動してくれています。





# 広げよう、 SDGsの輪

## エントリー行事募集

募集期間 令和5年4月18日(火)から7月14日(金)まで

令和5年9月・10月は  
旭区SDGs月間

旭区 × SDGs ~ 未来に挑戦するあさひ ~

課題意識をもって取り組んでいるすべての地域活動が、SDGsに繋がっています。この活動に多様なパートナーが参画することで、地域課題の解決と新たな価値の創造を目指しています

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

**ごみ拾い**

12 つくば責任  
消費と生産

15 陸の豊かさも  
守ろう

**運動会・スポーツ大会**

3 すべての人に  
健康と福祉を

4 質の高い教育を  
みんなに

**防災訓練**

6 安全な水とトイレ  
を世界中に

11 住み続けられる  
まちづくりを

**防犯パトロール**

11 住み続けられる  
まちづくりを

**講座・勉強会**

14 海の豊かさを  
まもり

4 質の高い教育を  
みんなに

**敬老会**

3 すべての人に  
健康と福祉を

**農業体験**

2 気候を  
守ろう

15 陸の豊かさも  
守ろう

**お祭り**

3 すべての人に  
健康と福祉を

11 住み続けられる  
まちづくりを



旭区マスコットキャラクター  
あさひくん

日頃から行っているイベント・取組が、  
SDGsの目標達成に繋がっています！

<お問い合わせ先>  
旭区役所区政推進課企画調整係  
電話 045-954-6027

**SDGs**(Sustainable Development Goals)とは…

持続可能な開発目標とは、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標です。17の目標で構成されており、「誰一人取り残さない」を理念に掲げています。

詳細は裏面へ

# 令和5年度 旭区SDGs月間 エントリー行事募集要領

「旭区SDGs月間」にエントリーしていただける、行事・イベント・活動などを募集しています。様々な行事をエントリーしていただき、SDGsの輪を、一緒に広げましょう！

## 1 令和5年度「旭区SDGs月間」について

◆期間 令和5年9月・10月の2か月間（9月25日はSDGsが国連で採択された日です。）

### ◆エントリーの対象

期間中に、旭区内で実施する、SDGsの目標達成につながる行事・イベント・活動

※定例的な活動でも、9・10月に実施日があれば対象です。

※参加者を募集する行事だけではなく、団体内部で実施するイベント・活動も対象になります。（例：ごみ拾い、SDGs勉強会、環境学習）

【参考】  
昨年のエントリー  
行事一覧 ▼



### ◆エントリーすると…

- ・「旭区SDGs月間特設ウェブサイト」で、それぞれの行事・イベント・活動の内容を紹介します。また、旭区公式Twitter・広報よこはま旭区版など、様々な媒体を活用してPRしていきます。
- ・主催者が作成するチラシ等に「旭区SDGs月間」バナー（下図）をご利用いただけます。ぜひ、一緒に「旭区SDGs月間」を盛り上げていきましょう！



## 2 エントリー方法など

### ○エントリー期間

令和5年4月18日（火）から  
7月14日（金）まで

### ○エントリー資格

団体（自治会、学校、会社、サークルなど、  
2人以上のグループ）

### ○方法 次の①・②のどちらか

- ① 横浜市電子申請・届出システムから申請  
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/07cfa363-5be0-4787-9eb8-5b39a31fd171/start>
- ② ①が難しい場合は、Eメール・FAX等で、下記までお問合せください（登録用紙をお送りします）。

エントリーは  
こちら ▶



または

旭区SDGs月間

検索

## 3 エントリーの注意

- (1) 添付する写真についてはウェブサイトへの掲載について関係者に了承を得たものに限ります。旭区役所は、被写体の肖像権侵害に関するトラブル、登録商標の無断転用並びに著作権の侵害等に係るトラブルに関して、一切責任を負いません。
- (2) エントリー後に行事内容が変更になった場合は、再度申請してください。
- (3) 行事の内容が、明らかに以下の項目に該当すると旭区役所が判断した場合には、予告なく対象外とします。
  - ア 政治団体、宗教団体及び反社会的勢力の関係する行事
  - イ 公序良俗に反する行事や、内容が法令に抵触する行事
  - ウ 犯罪行為を誘引、助長させる行事
  - エ 営利目的、営業目的としての行事
  - オ 他人に迷惑、不利益、損害、不快感を与える行事
  - カ 他人を誹謗中傷する行事
  - キ 旭区役所が募集の趣旨に沿わないと判断する行事
  - ク その他、上記に準ずる行事
- (4) エントリーの際に取得した個人情報は、当事業の目的以外には使用しません。

### <お問い合わせ先>

旭区役所区政推進課企画調整係

（区役所2階23番窓口）

電話 045-954-6027 FAX 045-951-3401

Eメール：as-kikaku@city.yokohama.jp

※こちらの用紙は、横浜市ホームページからの申請が難しい場合に利用してください。

## 令和5年度 旭区SDGs月間 行事登録申請書

申請者情報	団体名(行事主催者)	
	申請者 氏名(フリガナ)	(フリガナ： )
	申請者 メールアドレス	
	申請者 電話番号	
行事の情報 (旭区ホームページに掲載)	行事の名称	
	開催日・時間 ※9・10月の行事限定	
	開催場所の名称・住所 ※旭区内限定	
	行事の概要(50文字以内)	
	※参加者を募集する行事の場合のみ 参加方法【任意】	事前申込 → 申込先・期間： / / 申込不要(当日直接会場へ) / / その他( )
	団体や行事のリンク先URL 【任意】	
	該当するSDGs17の目標 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 目標1 貧困をなくそう
		<input type="checkbox"/> 目標2 飢餓をゼロに
		<input type="checkbox"/> 目標3 すべての人に健康と福祉を
		<input type="checkbox"/> 目標4 質の高い教育をみんなに
		<input type="checkbox"/> 目標5 ジェンダー平等を実現しよう
		<input type="checkbox"/> 目標6 安全な水とトイレを世界中に
		<input type="checkbox"/> 目標7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
		<input type="checkbox"/> 目標8 働きがいも経済成長も
<input type="checkbox"/> 目標9 産業と技術革新の基盤を作ろう		
<input type="checkbox"/> 目標10 人や国の不平等をなくそう		
<input type="checkbox"/> 目標11 住み続けられるまちづくりを		
<input type="checkbox"/> 目標12 つくる責任、つかう責任		
<input type="checkbox"/> 目標13 気候変動に具体的な対策を		
<input type="checkbox"/> 目標14 海の豊かさを守ろう		
<input type="checkbox"/> 目標15 陸の豊かさを守ろう		
<input type="checkbox"/> 目標16 平和と公正をすべての人に		
<input type="checkbox"/> 目標17 パートナリシップで目標を達成しよう		
行事の写真【任意】	※写真がある場合は、Eメール又はCD-Rなどで提出してください。	
写真の説明(20文字以内) 【任意】		
「旭区SDGs月間」バナーの使用	<input type="checkbox"/> 希望する	
	→【利用方法】チラシ／パンフレット／HP／その他( ) 【紙媒体の場合】配布予定部数( 部)	
	<input type="checkbox"/> 希望しない	

提出先：旭区区政推進課 (as-kikaku@city.yokohama.jp FAX：045-951-3401)

※こちらの用紙は、横浜市ホームページからの申請が難しい場合に利用してください。

令和5年度 旭区SDGs月間 行事登録申請書

記入例

申請者情報	団体名(行事主催者)	〇〇自治会
	申請者 氏名(フリガナ)	横浜 太郎 (フリガナ:ヨコハマ タロウ )
	申請者 メールアドレス	aaaa@aaa.aaaa.jp
	申請者 電話番号	090-0000-0000
行事の情報 (旭区ホームページに掲載)	行事の名称	〇〇〇〇〇
	開催日・時間 ※9・10月の行事限定	令和5年9月21日 10時～12時
	開催場所の名称・住所 ※旭区内限定	〇〇公園 ・ 旭区〇〇1-1-1
	行事の概要(50文字以内)	毎年1回行っている〇〇のイベントです。地域住民の健康づくりにつながっています。
	※参加者を募集する行事の場合のみ 参加方法【任意】	事前申込 → 申込先・期間：〇月〇日から〇月〇日、〇〇〇へ申込み。問い合わせ先000-000-0000 / 申込不要(当日直接会場へ) / その他( )
	団体や行事のリンク先URL 【任意】	http:// . . . . .
	該当するSDGs17の目標 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 目標1 貧困をなくそう
		<input type="checkbox"/> 目標2 飢餓をゼロに
		<input checked="" type="checkbox"/> 目標3 すべての人に健康と福祉を
		<input type="checkbox"/> 目標4 質の高い教育をみんなに
<input type="checkbox"/> 目標5 ジェンダー平等を実現しよう		
<input type="checkbox"/> 目標6 安全な水とトイレを世界中に		
<input type="checkbox"/> 目標7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに		
<input type="checkbox"/> 目標8 働きがいも経済成長も		
<input type="checkbox"/> 目標9 産業と技術革新の基盤を作ろう		
<input type="checkbox"/> 目標10 人や国の不平等をなくそう		
<input type="checkbox"/> 目標11 住み続けられるまちづくりを		
<input type="checkbox"/> 目標12 つくる責任、つかう責任		
<input type="checkbox"/> 目標13 気候変動に具体的な対策を		
<input type="checkbox"/> 目標14 海の豊かさを守ろう		
<input type="checkbox"/> 目標15 陸の豊かさを守ろう		
<input type="checkbox"/> 目標16 平和と公正をすべての人に		
<input checked="" type="checkbox"/> 目標17 パートナリシップで目標を達成しよう		
行事の写真【任意】	※写真がある場合は、Eメール又はCD-Rなどで提出してください。	
写真の説明(20文字以内) 【任意】	昨年 of 行事の様子	
「旭区SDGs月間」バナーの使用	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する	
	→ 【利用方法】チラシ / パンフレット / HP / その他 ( ) 【紙媒体の場合】配布予定部数 ( 500 部)	
	<input type="checkbox"/> 希望しない	

## 区連会 資料 4-7

自治会町内会長 各位

旭区スポーツ推進委員連絡協議会事務局長  
(旭区地域振興課長)

### 自治会町内会での旭区スポ推便の掲示について（依頼）

日頃から、旭区のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さてこの度、当協議会では広報誌「旭区スポ推便」を発行いたしました。スポーツ推進委員の活動について広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会での掲示についてご協力を賜りたく存じます。なお、各掲示板につき2部ずつご用意しておりますので、差し支えなければ裏表両方を掲示していただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

自治会町内会長の皆様におかれましては、お忙しい中大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いたします。

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係  
奥津、横田  
TEL 045-954-6099



# 旭区

# 創刊号

# スポ推便



## 旭区スポーツ推進委員おたより

令和5年3月発行（第1号）

- 発行者  
旭区スポーツ推進委員連絡協議会
- 事務局  
旭区役所地域振興課内

### 会長あいさつ



旭区スポーツ推進委員  
連絡協議会  
岩崎貢会長

第33期旭区スポーツ推進委員は、19地区の連合自治会町内会から推薦された228名で活動しています。スポーツ推進委員の主な活動は、横浜マラソン大会、世界ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会の運営支援と、旭区内で主催する旭区民スポーツ祭の企画運営、旭ズーラシア駅伝の運営支援。そして、各連合自治会町内会のレクリエーション大会の企画運営等、多岐にわたり活動しています。中でも旭区民スポーツ祭は、1980年から40年以上も継続して実施している旭区が誇る伝統の大会です。2020年、2021年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止していましたが、2022年度は、3年ぶりの大会開催に向け、組織を挙げて感染症防止ガイドラインを準備し、6月15日に開会式、8月大会は4種目、9月大会は1種目（雨天で2種目が中止）、11月大会は3種目を開催し、感染者を出す事もなく、11月19日の表彰式を迎える事ができ、総合優勝は笹野台地区の2連覇達成で幕を閉じました。しかし、来期以降もコロナ禍の開催となった場合、新たな変異株の感染症対策や、新型コロナウイルス感染症拡大で減少した参加者をより戻す取組み、また、小学生から高齢者まで、だれでも参加しやすい種目への移行等の課題もありますが、区民の皆さんが、生涯スポーツとして、安心して家族や仲間を楽しめる地域に根差したスポーツ環境の構築を今後も推進して参ります。

## 区長挨拶

旭区スポーツ推進委員連絡協議会の皆様には、日頃から地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動の振興にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。

旭区では、スポーツを通じた交流の輪を広げ、自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを進めようと、市内最多となる228名のスポーツ推進委員の皆様に活動いただいています。令和4年度は、旭区が誇る『旭区民スポーツ祭』を3年ぶりに開催し、旭区一丸となって盛り上がる事ができました。

今後とも、スポーツ振興を通じて、子育て世代をはじめあらゆる世代に選ばれ続ける「ふるさと旭」の実現を目指してまいりますので、引き続きのお力添えをよろしくお願い申し上げます。



旭区長 榎藤由紀子

## 年間活動と旭区の行事紹介

月	行事	月	行事
5月	世界ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会	10月	横浜マラソン大会
6月	旭区民スポーツ祭総合開会式	10月	旭ふれあい区民まつり
7月	審判員講習会と救命講習会を隔年ごとに実施	11月	旭区民スポーツ祭11月大会
8月	旭区民スポーツ祭8月大会	11月	旭区民スポーツ祭総合表彰式
9月	旭区民スポーツ祭9月大会	1月	旭ズーラシア駅伝
9月	横浜シーサイドトライアスロン大会	3月	旭区スポーツ人のつどい

# 旭区民スポーツ祭の紹介

旭区民スポーツ祭は、区民の体力向上・健康維持、青少年の健全育成、及び地域の活性化を図ることを目的として開催しています。

旭区民スポーツ祭実行委員会は、旭区連合自治会町内会連絡協議会・旭区スポーツ協会・旭区スポーツ推進委員連絡協議会・旭区青少年指導員連絡協議会・旭区子ども会育成連絡協議会・旭区老人クラブ連合会から、それぞれの代表者をもって組織されています。

大会種目としては10種目です。各種目で、優勝8点、準優勝7点、3位6点、4位5点、以下4点、3点、参加点5点、19の連合会で全種目の得点合計で1位から6位までの地区を決定し表彰します。

2022年度では、新型コロナウイルス感染症対策として選手及び大会従事者は大会当日の一週間前より体温測定結果を体調管理シートに記載して大会に臨みました。原則として全員マスク着用、会場では無観客開催とし、保護者同伴の種目についても密を避けるため試合会場の外でお待ち頂くなどの対策をして実施いたしました。当然ではありますが、手指アルコール消毒励行と拍手での応援となりました。

今年度は少年野球と成人男子ソフトボールが天候・グラウンド不良により中止となりましたが、3年ぶりの開催で各種目で選手たちの目は輝いていました。



少女ミニ・バスケットボール



成人男女卓球



あさひポッチャ



成人女子バレーボール



成人男子ソフトボール



少年野球



グラウンドゴルフ



少年ソフトボール



成人男子インディアカ



三世代輪投げ



総合表彰式の様子



## 19地区会長の皆さんをご紹介します

※令和5年4月に改選があります

地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
鶴ヶ峰	志賀恒雄	川井	櫻井貞昭	希望が丘南	上畑敏夫	旭中央	須藤賢一
白根	庄司正良	若葉台	長沼伸行	さがが丘	石塚慶和	旭南部	松田秀一
旭北	高井多美子	笹野台	岩城文吉	万騎が原	土岐武信	左近山	小田博
上白根	衛藤幸男	希望が丘	小林隆広	二俣川	阿久津康久	市沢	浅井昇
今宿	岩崎貢	希望が丘東	佐藤雄一	二俣川ニュータウン	庄司行弘	よろしくお願ひします!!	

## 区連会 資料 4-8

自治会町内会長 各位

旭区青少年指導員連絡協議会事務局長  
(旭区地域振興課長)

### 自治会町内会でのあさひ青指だよりの掲示について（依頼）

日頃より旭区の青少年健全育成活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さてこの度、当協議会では広報誌「あさひ青指だより」を発行いたしました。青少年指導員の活動について広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会での掲示についてご協力を賜りたく存じます。なお、標題「あさひ青指だより」の表示がある表面を掲示していただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

自治会町内会長の皆様におかれましては、お忙しい中大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いたします。

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係  
真栄田、横田  
TEL 045-954-6099

# 旭区

# モルック大会

2月4日、旭区モルック大会が旧若葉台西中学校グラウンドで行われました。区内18地区から46チームが出場し熱戦が繰り広げられました。今回のチーム編成は、大人と子どもの混成チームなので、大人たちが子どもたちに、子どもたちが大人たちに熱い声援を送り、周りの応援とも相まって、会場一体となって盛り上がっていました。ただ、モルック(投げる棒)を狙ったスキットル(木製のピン)に当てるのは中々難しく、的中した時の歓声は凄かったです。

大会結果は、トーナメント優勝がCブロック若葉台3でした。また、各ブロック1回戦敗退チームから、「小学校低学年代表戦」、「小学校高学年・中学生代表戦」も行われて、各優勝チームに賞品が送られ、楽しい時間を過ごすことができました。

モルックを投げるよ!

スキットルを倒して  
びった450点を  
めざそう!



旭区マスコットキャラクター あさひくん

# 青指だより

第91号

令和4年度活動記録



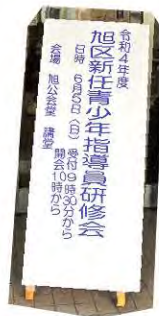
発行 旭区青少年指導員連絡協議会  
編集 広報部会  
事務局 旭区役所地域振興課  
TEL:045-954-6099

## ◆ 旭区新任青少年指導員研修会 ◆

6月5日、旭区新任青少年指導員研修会が旭公会堂講堂にて開催され、3年ぶりの研修会となりました。旭区では、4月1日現在208名(うち新任者62名)の方が、青少年指導員として活動しています。講演会では、一般社団法人横浜市生涯スポーツ協会 貝川弘行氏をお迎えし、「明るい地域の担い手としての楽しみ方」について講演していただきました。コロナ禍における学校での現状と、習い事や行動の多様化、忙しすぎる子どもたちと、大人たちがどのように向き合い、かかわっていけばよいか。スポーツコーチングの視点から、子どもたちの気づきを引きだし、その気づきに対して、大人が正当な評価(NICE!)をすることで、子どもは努力を重ねその努力が成果を生む…子どもはうれしい、声をかけた大人も楽しい、共に楽しむことは、地域の子どもの関わり合いや家庭生活にもつながりよい手段となること。そして、人や地域へのアプローチの手段「あいさつ」は、地域活動参加の糸口となること。「子どもは社会の宝」子どもを大切に見守り、明るい挨拶ができるコミュニティを育て、本来は出会うこ



とはない奇跡の出会いに感謝し、子ども・大人・地域の方々と共に楽しみ、おのおのが「笑顔のプレゼンターになること」それぞれが、明るい地域の担い手としての楽しみ方なのだと、お話しいただきました。いろいろな経歴をお持ちの貝川さんのお話は、シナプソロジーなど聞き手を飽きさせない語りで、<子どもたち>や<地域活動>への愛に満ち溢れた、熱い想いが伝わるひとときでした。青少年指導員として、以前のような活気あふれる活動ができる日を願いつつ、コロナ禍でも可能な限り地域とのかかわりを持てる活動をしていきたいと思った研修となりました。



## ◆ 旭区子ども写生大会 ◆



「毛の色は何色のクレヨンがいいのかなあ〜」梅雨の中休みにしては暑すぎる6月25日、3年ぶりに旭区子ども写生大会が「よこはま動物園ズーラシア」で開催されました。当日は気温33℃と炎天下にもかかわらず、116名の子どもたちが集まりました。大きな画板と画用紙を手渡された子どもたちは、元気よくお気に入りの動物のポイントへ走りだします。青少年指導員も汗だくになりながら遠くから子どもたちを見守ります。あまりの暑さに動物たちもグッタリ。でも不思議なことに子どもたちがクレヨン走らせて描く動物たち

は生き生きとした表情ばかり。暑さなんかには負けない子どもたちの元気が絵に表れているのでしょう。午後になると、ゴールポイントに描きあがった絵を持った子どもたちが続々と帰ってきます。顔を真っ赤にして汗だくな子も。今年の参加賞には大河ドラマで注目をされている畠山重忠公の缶バッジが加わりました。「えっ、クレヨンも貰えるの!缶バッジもかわいい〜。」暑くて大変でしたが、久しく子どもたちとの触れ合いが途絶えていた我々の活動の大切さを感じさせてくれた一日となりました。



## 編集後記

「あさひ青指だより」をお届けします。青少年指導員が行っている様々な行事や地域活動を多くの方々に知っていただければ幸いです。今年度も新型コロナウイルス感染症の勢いが収まらず、旭区各地域も開催中止となる行事が多くあり「あさひ青指だより」発行も一回になりました。令和5年度はコロナ以前に行っていた青指の活動を予定通り開催できる事を願うばかりです。今後も区民の皆様の参加を心よりお待ちしております。

## 旭ふれあい 区民まつり

第32回旭ふれあい区民まつりが10月16日、旭区役所、旭公会堂、鶴ヶ峰商店街協同組合駐車場で開催されました。

当まつりは令和2年度・3年度と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が見送られ、久しぶりの開催です。今年も縮小開催となり、私たち青少年指導員の内容も区役所第一駐車場にブースを設け、全市統一行動キャンペーン（啓発チラシ・除菌ウエットティッシュなど配布）のみ人員を絞った形で行いました。例年好評の竹細工教室は実施できませんでした。

次回からはまた区民の皆さんや子どもたちとふれあえるまつりになるといいですね！



## 旭区 学校音楽祭

12月17日旭公会堂ホールにて第12回旭区学校音楽祭が開催され、合唱2団体・合奏4団体の計6団体が参加しました。

コロナ禍で練習がままならないという声もあったなか、各団体、とても素晴らしい演奏をしていただけました。子どもたちの若さ溢れる歌声を聞き、楽しそうに楽器を演奏する姿を見て、我々も大いに癒されました。演奏後にはインタビューもあり、今日の感想や練習での苦勞・音楽の楽しさなど子どもたちの生の声を聞くことができました。



また、今回は初の試みとしてケーブルテレビ・ネットで生放送・生配信されました。1月からはアーカイブ配信もされ、たくさんの方に子どもたちの演奏を聞いていただけたかと思います。

青少年指導員は with コロナ時代の新しい音楽祭をこれからも支え、子どもたちの発表の場を守っていきます。



### 薪割りに チャレンジ！



### 第1回 旭区親子野外自然体験活動

あたたかな秋晴れの土曜日。7.1倍の高倍率をめぐり15組の親子がこども自然公園に集まりました。今年2回開催するうちの初回の始まりです。

園内で赤や黄色に色づいた木々に囲まれ、ウォークラリーに挑みました。歩くだけでなくポイントでのクイズでは頭も使いました。ドーナツ広場では話題の「モルック」を体験。ほとんどの参加者が初めての体験でしたが「あとを引く」ものだったようです。

さて、かまどに挑戦です。薪割り→火起こし→焼き芋や焼きそばを自ら作ります。パチパチとはぜる火に腰が引ける子もいましたが、案外大胆に。鉄板を外したあとのデザート作りでは、竹ひごに刺したマシュマロを上手にトロ〜りとさせていました。青少年指導員が用意した豚汁や恒例の白玉だんごも好評でした。

毎年申し込みが殺到するこのイベント。自然と接しながら昔のやり方での調理など（文明の力も少し借りて）たくさん学ぶことがあります。子どもたちの「ありがとうございました」を糧に続けていきたい行事のひとつです。

### 第2回 旭区親子野外自然体験活動

こども自然公園野外活動センターで、11月5日と26日の2回に分けて実施しました。新型コロナウイルス感染症への対策のひとつとして、1テーブルにつき1家族としました。

前半がウォークラリーとモルック体験、後半が野外炊事の2部構成です。

開会式の後、各親子はウォークラリーに出発しました。石の広場、教育水田、中池、動物園、梅林と歩きながら、7か所に掲示された課題を解決していきました。野外活動センターに戻り、モルック体験をしました。初めてのモルック体験でしたが、真剣に取り組む子どもたちの姿が印象的でした。

後半は、親子で協力して行う野外炊事。係員から「なた」を使った薪割りと火起こしの指導を受けて調理開始。親子でなたを使い、薪が上手に割れた時は、満足気でした。各家族とも頑張って作った焼きそば、フランクフルト、焼き芋、焼きマシュマロをおいしそうに食べていました。青少年指導員が準備した豚汁や白玉だんごも大好評でした。

親子で片づけをした後、ウォークラリーの成績発表を行い、解散となりました。帰り道、「ありがとうございました」との声に、私たち青少年指導員一同、「開催して良かった」との思いを強く持ちました。

モルック体験



ウォークラリー



\* 野外炊事 \*



自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

**広報紙「あさひ」の配布について（情報提供）**

日頃より旭区の子ども会活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、旭区子ども会育成連絡協議会では毎年、広報紙「あさひ」を発行しております。この度、旭区子ども会育成連絡協議会の活動について、広く自治会・町内会長の皆様にご案内するため、送付させていただきます。旭区子連の一年間の活動や各地区の子ども会の活動が掲載されておりますので、ご一読いただければ幸いです。

今後とも、温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※旭区子ども会育成連絡協議会（会長：嶋崎伸子）とは

子ども会並びにその指導者相互の連絡協調により、子ども会活動を振興し、子どもの健全育成をはかる事を目的として設立され、旭区内子ども会及びその指導者並びに、ジュニア・リーダースクラブ会員で組織されています。

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係

真栄田・横田

TEL 045-954-6099

# あさひ

旭区子ども会育成連絡協議会

2023年3月31日発行

## リスクウォッチて何？



## 危機監視とは？

大切な存在を守りたい！

でも本当に守れますか？

# 命を守る！ RISKWATCH！

自分の命は自分で守る子どもに育てるには？

いっぱい失敗（チャレンジ！）しましょう！

失敗（チャレンジ！）させてあげましょう！

Q1 もし服に火が  
ついたら？



Q2 ひとりのとき  
火事だ！！  
どうする？



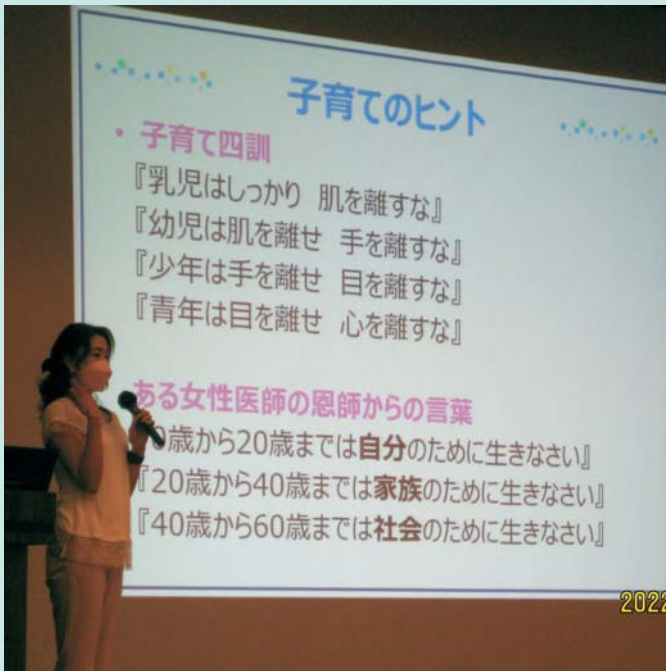
## 講師 奥田悦子氏

(一般社団法人 RISKWATCH 副理事長)  
「アメリカ式危機管理」主に子どもへの教育について学び、リスクウォッチのプログラム担当として、理事長と共に数多くの講演・講習に参加している。

『リスクウォッチプログラム』大切なものを守るには』と題して育成者研修会を行いました。

『自分の命は自分で守る』防災防犯を体験を通して学ぶこと、また、子育てのヒントも教えて頂きました。

ファイヤーチームの子どもたちによるパフォーマンスを見て子どもがひとりでの危機に対処し、生き抜くことができる力を身につけさせるのが大人の役割だと思います。



### Q1 もし服に火がついたら？

## Stop, Drop, And Roll

- 止まれ、倒れろ、転がれ
- もし洋服に火がついたら？
- キャンプファイヤーに限らず、火遊びや日常生活で起こったときに自分で対処できるように教える。
- Stop! - 火の勢いを止め、
- Drop! - 倒れることにより接地面を増やし、
- Roll! - 転がることで消火する。
- Cover Your Face! - 顔面に上がる火を防ぐ役割がある。

### Q2 ひとりのとき火事だ!! どうする？

## Great Escape (大脱走)

1. 寝室のドアは必ず閉めて寝る
2. 煙感知器の音が聞こえたら身を低くしてドアの前へ行く
3. ドアを触り(手の甲)、もしドアが暖かければ、そのドアは使わずに他の逃げ口へ
4. 避難したら家族との待ち合わせ場所に向かう
5. そこに留まり決して家へは戻らない



# 旭区子ども会書道展

日時 令和5年1月24日(火)～1月30日(月) 場所 区役所ろびーぎゃらリー

各地区より85点参加  
入賞者 35名

1年

やすもと ゆり 希望が丘南地区  
おの みれい 希望が丘南地区

2年

田なべ ゆりあ 希望が丘南地区  
まき野 光き 希望が丘南地区  
角田 花な子 方騎が原地区  
かたの はるま 万騎が原地区

3年

小金井 悠 成 鶴ヶ峰地区  
岩 せ まひろ 鶴ヶ峰地区  
長谷川 芽 衣 希望が丘南地区  
谷 地 めぐみ 希望が丘南地区  
山 田 あおい さちが丘地区  
今 藤 瑛 大 さちが丘地区  
森 脇 あやみ 万騎が原地区  
南 村 真衣香 二俣川NT地区

4年

滝 澤 美 春 鶴ヶ峰地区  
長谷川 咲 希 希望が丘南地区  
牧 野 祥 己 希望が丘南地区  
鬼 木 寧 々 希望が丘南地区  
阿 部 桜 介 旭中央地区  
皆 川 鈴 音 旭南部地区

5年

小金井 康 成 鶴ヶ峰地区  
鈴木 香 衣 希望が丘南地区  
渡 木 邊 杏 武 希望が丘南地区  
片 山 樹 さちが丘地区  
小林 悠 乃 万騎が原地区  
片 野 彩 澄 万騎が原地区  
堀 内 羽 澄 二俣川NT地区  
神 鳥 咲 音 旭中央地区  
皆 川 詩 音 旭南部地区

6年

塩 野 友 彩 鶴ヶ峰地区  
伊 藤 友 大 彩 鶴ヶ峰地区  
長谷川 莉 奈 希望が丘南地区  
三 宅 心 美 希望が丘南地区  
半 田 優 衣 希望が丘南地区  
細 田 晃 史 旭南部地区

横浜市子ども会書道展入賞者 2名

横浜市会議長賞

5年 小林 悠 乃

公益財団法人神奈川県少年少女育成指導協会理事長賞

3年 山 田 あおい



皆さんよく頑張りました。  
おめでとうございます。



# 子ども会

## 新しい競技との出会い

旭中央地区 紀田 裕子

今年度は、コロナ禍以前のスケジュールで「親子ふれあいスポーツ大会」を開催することが出来ました。スポーツ推進委員さん、青少年指導員さんの指導のもと、毎回多様なゲームに挑戦し、親子ともども楽しい時間を過ごすことができました。

特にポッチャやモルックは、名前だけは知っていても、やってみるのも、ルールを知るのも初めてでした。どちらも単純な様でいて意外に奥深く、相手チームとのかけひきが必要になります。かといって、大人だから上



手くいくというものでもなく、子ども達の方が器用に狙ったところにボールを置けたりして、大変盛り上がりました。他にもグラウンドゴルフ、公式ルールによる輪投げなど、普段なかなか出来ない競技をさせて頂きました。

子ども達にとっても、身体を思いっきり動かし、チーム一丸となって楽しんだことは、よい経験になったのではないでしょう。今後もぜひ継続していけたらと思います。



## 旭区モルック大会

## 初めてのモルック

旭南部地区 寺舘 裕美

昨年11月にモルックというイベントに参加しました。モルックとはフィンランド発祥のスポーツで、木製のピンを倒し点数を競い合います。1〜12のピンを倒した数だけ足していくのですが、1本しか倒れなかった時はその倒したピンの数字が得点、ピタリ50点にならないと25点に戻ってしまうなど、細かいルールがあるため小さい

子には難しいのかな?と心配していたのですが小学二年生の息子と中学二年生の娘はあっという間に理解して一生懸命足し算して「あと何点だ。あのピンを倒せばいい。あれとあれを倒せばピタリだよ。」など大盛り上がりでした。力加減やコントロールが難しいですが、頭も体も使ってみんなで笑って、とても楽しかったです。

令和5年2月4日(土)旧若葉台西中グラウンドにおいて、「旭区大なわとび大会」に変わって、「旭区モルック大会」を実施いたしました。

各地区より200名ほどの参加で盛り上がりました。  
ブロックごとに対戦し若葉台地区が優勝しました。



# 思い出つくり

## 対策万全!! 夏祭り

鶴ヶ峰地区 山中 知佳

今年度若竹子ども会では、コロナ禍で中止が続いていた夏祭りを開催しました。感染対策を万全にした上で開催するにはどうしたらいいのか、試行錯誤し、屋台形式で楽しんでもらうことになりました。

まずはくじ引き。色々な景品を用意したので、景品の前でどれにしようかな? これにしよう!と、みんな嬉しそうに考えていました。

次に千本引き。テーブルを使って、簡易的なものを作りました。大物を釣り上げたいと、引っ張る紐をこれにしようかと、何度も選び直していました。小さいお菓子が釣れても喜んでくれました。最後にスーパーボールすくい。しかし新型コロナウイルスの第七波が予想

されており、滞在時間を減らすために、ポイとスーパーボールを袋に入れてお持ち帰りに。家のお風呂でやりました!と嬉しそうに報告してくれた子どももいました。

町内会からは、袋にたっぷり入ったお菓子のお土産もあり、帰る頃には両手いっぱい。

楽しかった!と言いつつ帰る子どもの姿を見ると、不安ながらも開催して良かったと思うことができました。

滞在時間は一人五分ほどという、短時間の夏祭り。BGMにお囃子を流したり、役員が法被を着たり、雰囲気はとも楽しい夏祭りでしたが、盆踊りや出店が沢山ある、いつもの賑わった夏祭りを早く経験させてあげたいです。



## 三世代輪投げに参加して

万騎が原地区 五年 佐々木 彩花

私は、11月に三世代輪投げに初めて参加しました。最初は、お祭りの様な輪投げを想像していましたが足を床からはなしてはいけないなどのルールがあったりと、スポーツをするような緊張感がありました。

三世代9人チームで出場し、

1人9本の輪を連続で投げて、入った的ぼつこの点数の合計で競っていきます。私は、最初の試合では、補欠のため見学でしたが、祈るような思いで応援していました。そうしたら思いが叶って勝ち進むことができました。いよいよ私の出番が来ました。私は、たくさん点が入るように集中して投げました。まんぞくいく点数が入りました。みんなと協力してなんと、また勝ち進むことができました。最後は決勝戦になりました。

負けてしまいましたが、みんなで協力して準優勝を取ることができました。まさか、ここまで勝てると思わなかった嬉しさ、世代のちがう方々と協力する楽しさを体験する事が出来ました。参加してとても楽しい思い出が出来ました。



# 子どもは地域の宝物

## みんなで灯そう希望の光

希望が丘南地区 堀 香

昨年に引き続き「みんなで灯そう希望の光」と題したオリジナルランタン作りを開催しました。各家庭に配布したキャンドルを使い、思い思いのランタンを作る催しです。

今年度は、久々に「ふくし祭り」が善部小体育館で開催され、その会場でランタンを展示することが出来ました。

ふくし祭りでは、子ども達のお楽しみのゲームなどもあり、親子連れや、お友達同士で参加してくれた子ども達も多く、ランタンを出品してくれた子や、そのお友達が、一緒に作品を見たり、写真を撮ったりと楽しんでくれている様子が見られました。

作品と一緒に楽しむ場を設けて頂けたことは、子ども達にとって良い思い出になったのではないかと思います。少しずつでも、この様な機会が増えて欲しいと思います。



## クリスマス会

二俣川NT地区 一年 あさのこうた

ぼくが一ばんたのしかった子ども会のぎょうじは、クリスマス会です。

さいしょに、「名まえビンゴ」をしました。9マスにみんなの名まえを書いて、一人一人じゅんばんに名まえをいってきます。どうじにビンゴになった子がいたとき、六年生のお兄さんは、もう一人の子に「いのしょうひんをゆずってあげていました。ぼくは、かっこいいなとおもいました。つぎに、「なんでもバスケット」をしました。どきどきしたけれど、たのしかったです。

さいごに、「ビンゴ」をしました。ぼくは、ビンゴになるまでじかんがかかってしまったけれど、おねえさんたちが、「だいじょうぶだよ。」といってくれました。

ぼくも、六年生になったら、みんなにおしえてあげたりゆずってあげたりできるようになりたいです。

## コロナ禍三年目の活動

さちが丘西部子ども会 富樫 真弓

コロナ禍三年目となる令和四年度も、コロナの感染状況に翻弄される一年となりました。

イベント開催を検討する際も数カ月先のイベント開催時の感染状況を予想した上で考えなくてはならず、イベントを楽しむにしている会員方の気持ちと、感染リスクの両方を鑑みて判断することは、とても難しいことでした。

けっきょく令和四年度もほとんどのイベントは中止、変更となってしまいました。制限のある中でも工夫して会員の方に楽しんで頂ける様なイベントが出来たことは良かったと思っています。

令和五年度はコロナの制限も緩和されると思います。以前の様な活動が出来ることを願っています。



区子連では、単位子ども会に協力していただき毎年赤い羽根共同募金活動をしています。この広報誌は、赤い羽根共同募金の活動助成金により発行させていただいております。皆様のご協力に感謝いたします。

# 区連会 資料 4-10

令和5年4月18日

自治会町内会長 各位

旭区連合自治会町内会連絡協議会  
会長 山岸 弘樹

## 「旭区地域活動のしおり」の配布について（情報提供）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また日頃から、自治会町内会活動を通じて、地域の連携や住みよいまちづくりに御尽力いただき、誠にありがとうございます。

この度、自治会町内会加入促進・活性化事業の一環としまして、自治会町内会活動に役立つ情報を掲載した「旭区地域活動のしおり」を作成しましたので、配布いたします。

今後、自治会町内会役員のみなさまで御活用いただきますよう、よろしくお願いたします。

### 1 配布物

「旭区地域活動のしおり」（A4サイズ）

#### 【概要】

- ・自治会町内会について
- ・各種依頼事項
- ・各種支援制度
- ・地域活動団体
- ・加入の呼びかけ
- ・法人化 ほか

### 2 配布部数

7部

### 3 その他

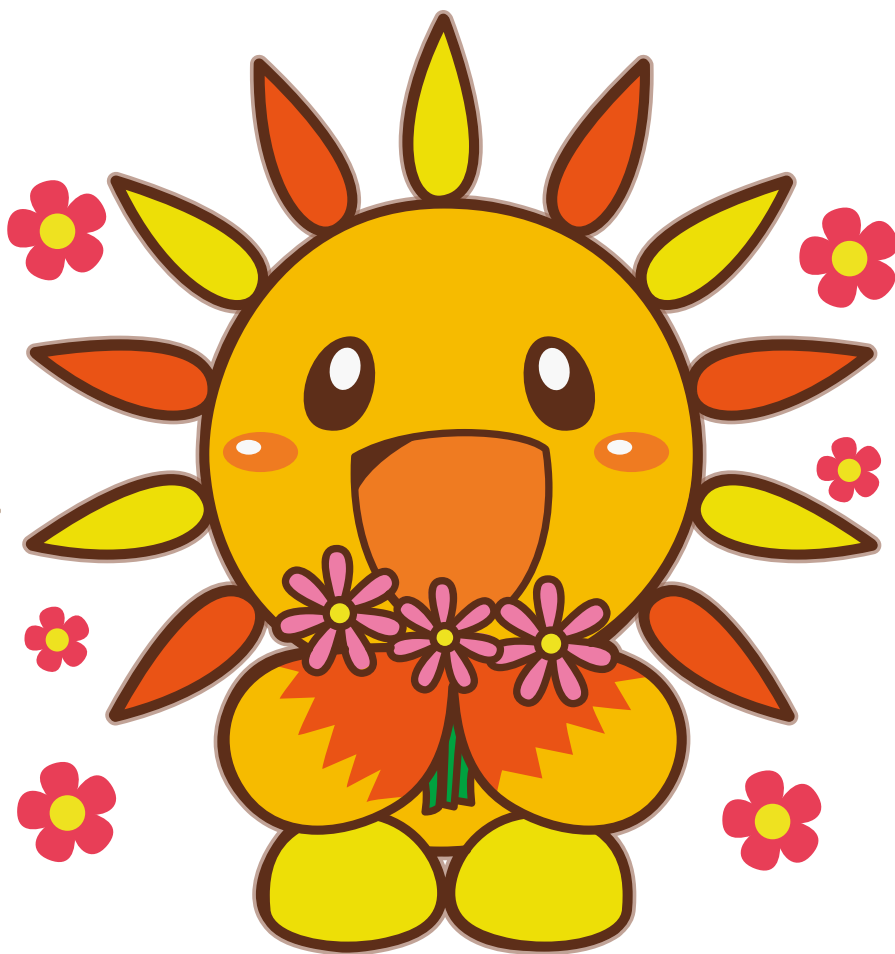
追加の配布を御希望の場合は、区連会事務局（旭区地域振興課）までお問合せください。

担当：旭区連合自治会町内会連絡協議会事務局  
（旭区地域振興課地域活動係）

電話 954-6091

# 旭区地域活動のしおり

あ  
り  
が  
と  
う



旭区マスコットキャラクター あさひくん

旭区連合自治会町内会連絡協議会

事務局：旭区役所総務部地域振興課地域活動係  
TEL：045-954-6091/6092 FAX：045-955-3341

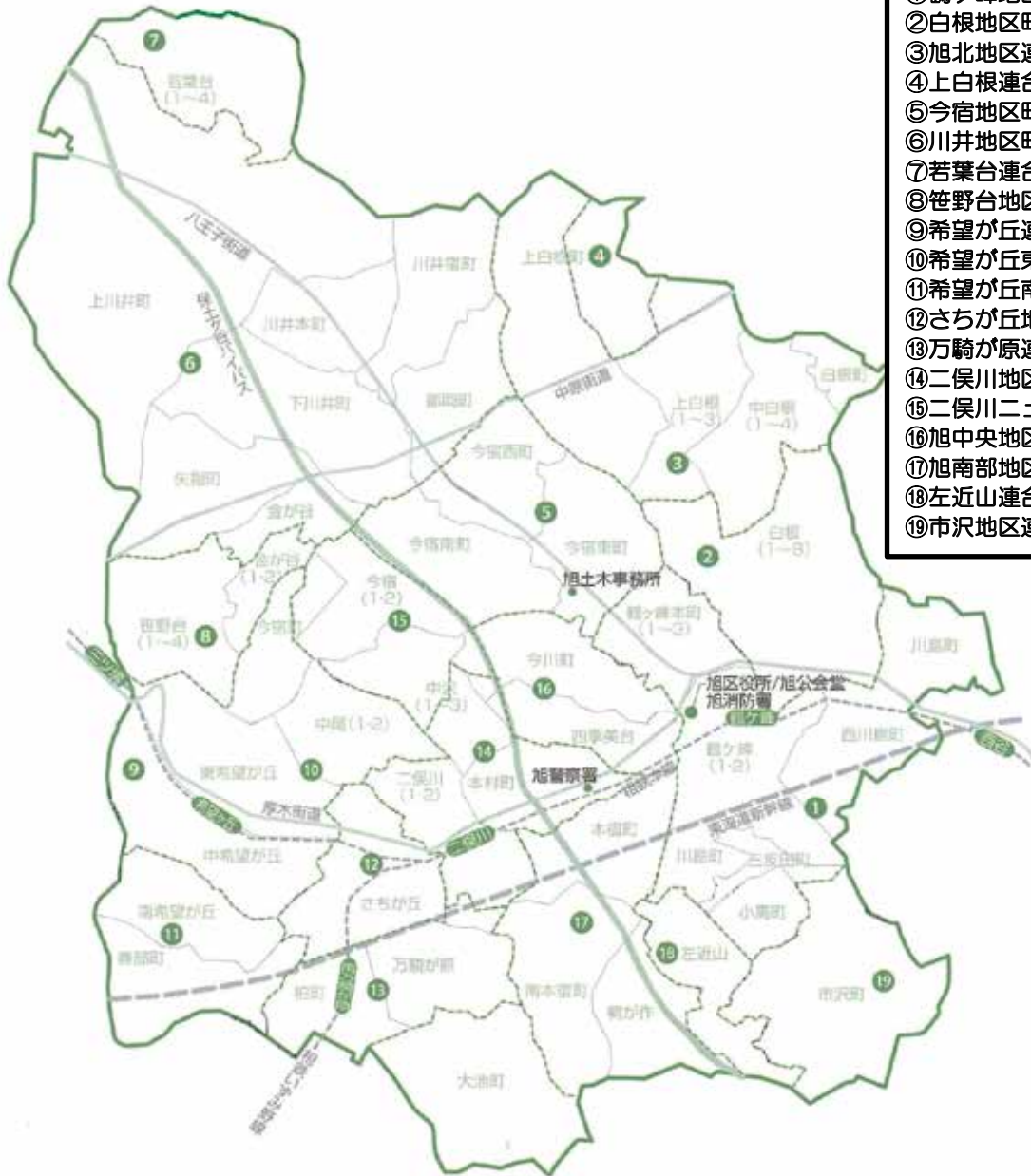
令和5年3月発行

## ～ 目 次 ～

<b><u>1 自治会町内会について</u></b>	<b>2</b>
<b><u>2 区役所からの依頼事項</u></b>	<b>6</b>
<b><u>3 地域活動への各種支援制度について</u></b>	<b>8</b>
<b><u>4 地域からの推薦等を受けて活動する委員等</u></b>	<b>10</b>
<b><u>5 主な地域活動団体</u></b>	<b>20</b>
<b><u>6 元気なまちをみんなで</u></b>	<b>22</b>
<b><u>7 活動中のケガや事故について</u></b>	<b>25</b>
<b><u>8 地域活動推進費補助金の交付までの流れ</u></b>	<b>27</b>
<b><u>9 個人情報の取り扱いについて</u></b>	<b>28</b>
<b><u>10 自治会町内会の法人化について</u></b>	<b>29</b>
<b><u>11 区役所等の業務案内</u></b>	<b>34</b>
<b><u>12 こんなときはどこに…</u></b>	<b>36</b>

※新型コロナウイルス感染症の影響により内容に変更が生じる場合があります。

## ～旭区の地区連合自治会町内会の区域～



- ①鶴ヶ峰地区町内会連合会
- ②白根地区町内会自治会連合会
- ③旭北地区連合自治会
- ④上白根連合自治会
- ⑤今宿地区町内会自治会連合会
- ⑥川井地区町内会自治会連合会
- ⑦若葉台連合自治会
- ⑧笹野台地区連合自治会
- ⑨希望が丘連合自治会
- ⑩希望が丘東地区連合自治会
- ⑪希望が丘南地区連合自治会
- ⑫さちが丘地区連合自治会
- ⑬万騎が原連合自治会
- ⑭二俣川地区連合自治会
- ⑮二俣川ニュータウン連合町内会
- ⑯旭中央地区連合町内会
- ⑰旭南部地区連合自治会
- ⑱左近山連合自治会
- ⑲市沢地区連合町内会

## ～旭区の自治会町内会に関する統計的データ～

令和4年4月1日現在

- 自治会町内会団体数 236団体(市全体2,583団体)
- 自治会町内会加入世帯数 81,230世帯(市全体:1,219,854世帯)
- 地区連合自治会町内会数 19団体(市全体:253団体)
- 総世帯数 107,484世帯(市全体:1,772,142世帯)
- 自治会町内会加入率 75.6%(市全体:68.8%)※  
(※自治会町内会加入世帯数÷旭区内総世帯数×100=%)



# 1 自治会町内会について

**自治会町内会は、一定の地域に住む住民によって組織され、住民相互の親睦や、地域の諸課題を一緒になって解決し、明るく住みやすい街づくりを目指す、自主的民主的な任意団体です。**

住民の大半が会員として加入し、日常生活に密着した活動を行う自治会町内会は、地域を包括した基礎的な住民組織です。

住み良い生活環境を維持するためには、例えばごみ集積所の清掃、資源集団回収、防犯灯の維持管理など、地域としてまとまることで、効率的・効果的に行うことができます。また子ども会や夏まつりなどの地域の事業を通して隣近所と顔見知りになり、絆を強めることが、子供と高齢者の見守りや災害時の助け合いにつながります。

自治会町内会は、こうした重要な役割を担っています。

## 1 自治会町内会の役割

自治会町内会は、明るく住みやすい街づくりのため、3つの役割を果たしています。

### ① 公益的事業活動・地域サービス

防災、防犯・青少年育成、交通安全、環境美化、資源集団回収

### ② 親睦を深め、絆を醸成

運動会、盆踊り、まつり、子ども会活動、各種サークル活動、敬老会 など

### ③ 情報共有・合意形成・利害調整

ポスター掲示、チラシ等資料の回覧、会議の開催 など

地域の親睦を図ることが結果として青少年育成につながったり、「親睦」や「公益的事業活動・地域サービス」を行うためには「情報共有・合意形成・利害調整」が必要になるなど、3つの役割はお互いに関連しているため、3つの役割をバランスよく果たしていくことが重要です。



## 2 自治会町内会の主な活動

自治会町内会は、3つの役割を果たすため、具体的には次のような活動を行っています。

### ① 環境美化・資源集団回収活動

ごみ集積場所の管理や公園清掃、新聞・雑誌・缶・ビン・ペットボトルなどの資源物の回収などにより、地域環境の美化やごみの減量・リサイクルを進めます。

### ② イベント等の開催

夏まつり・運動会・文化祭・餅つき大会などのイベントの開催や、子ども会活動などの各種サークル活動の実施や支援などを通じて、地域の親睦を図ります。

### ③ 行政との連携

行政や公益団体からの情報の周知や、各種団体の委員等の推薦を行い、行政と連携し、地域社会の形成を行います。

### ④ 社会福祉活動

高齢者への給食サービスや安心訪問、敬老会の活動、子育て支援、募金への協力などにより、社会福祉を推進します。

### ⑤ 防災活動

防災訓練の実施、防災資機材の整備や食料の備蓄などにより、災害に備えます。また、地震などの災害発生時には、お互いに助け合って安全を確保します。

### ⑥ 防犯・交通安全活動

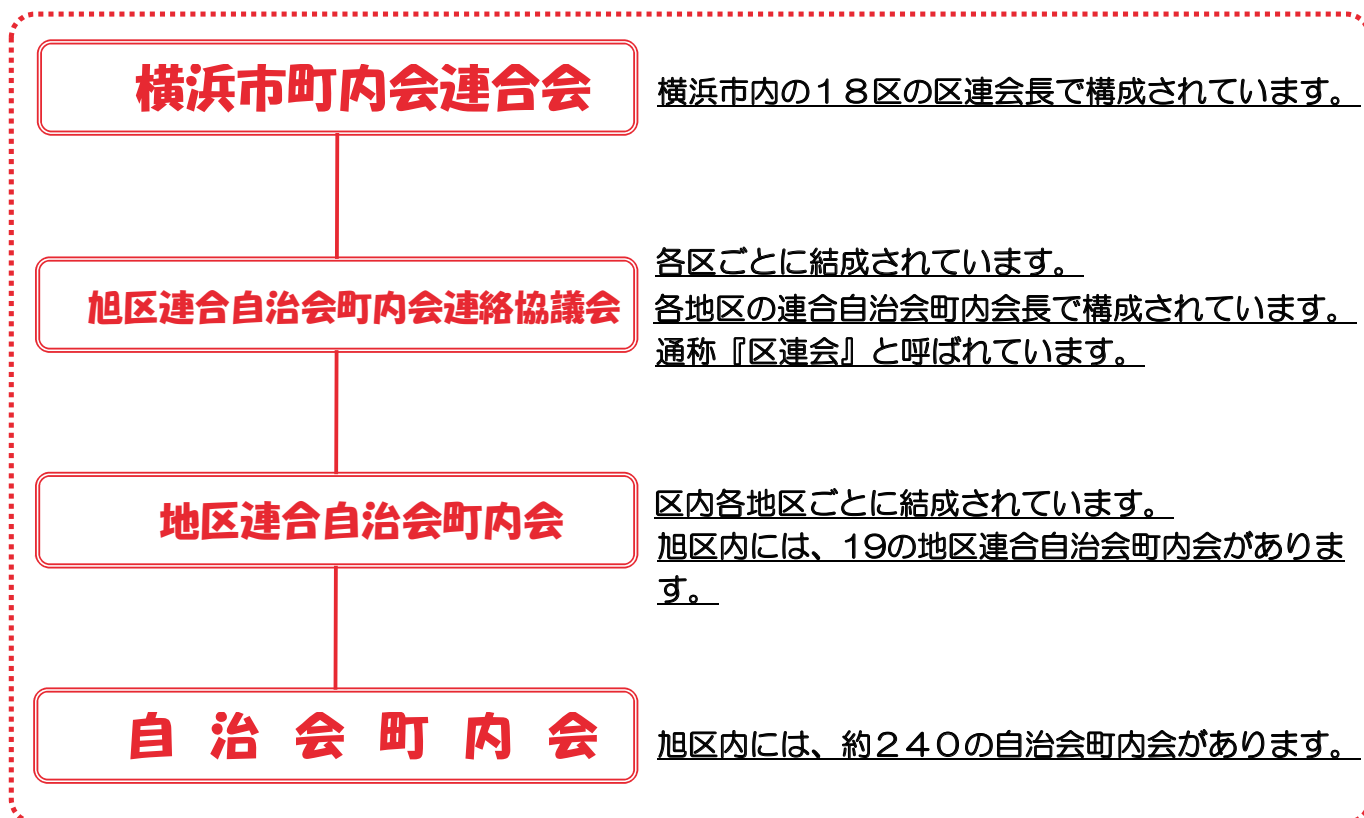
防犯パトロールや見守り活動の実施、防犯灯の維持管理、スクールゾーン対策協議会への参加などを通じ、犯罪や交通事故の防止活動を推進します。

### ⑦ 施設・設備の維持

活動の拠点となる自治会町内会館の維持管理、広報手段の掲示板や回覧板の維持管理などにより、地域の親睦や情報共有の基盤を支えます。

### 3 横浜市の自治会町内会組織の構成

横浜市の自治会町内会の組織構成は、次のようになっています。  
各団体間で情報共有や意見交換を行い、よりよい地域づくりを目指しています。



#### ● 地区連合自治会町内会の役割とは…

今日の自治会町内会活動では、あらゆる分野において、**区域を越えた広域的な取組み**が必要となることが少なくありません。地区連合自治会町内会は、このような単独の自治会町内会が実施するには困難な広域的事業や課題解決に向けた取組みなどを行っています。

#### ● 旭区連合自治会町内会連絡協議会の役割とは…

旭区連合自治会町内会連絡協議会は、主に各地区連合自治会町内会間の連絡調整や、区全体に関する事柄などについて行政と連携、協力した取組みを行っています。



いろいろな団体が互いに協力して  
地域は成り立っています。

## 4 自治会町内会の運営について

自治会町内会を運営する際には、役員のみなさんは次の点に心がけましょう。

### ① 情報共有で民主的な運営を

会の運営にあたっては、**情報を広く共有**して民主的な運営に努めましょう。

新年度の事業計画や予算、過年度の事業報告や決算、役員選任や規約改正など重要な事項については、「規約（会則）」に従って、「**総会**」で**決定**しましょう。

また、1～2か月に1回程度開催する「定例会」や「役員会」を開催する自治会も多いようです。会議には、役員や各専門部長、委嘱委員などが出席し、総会で審議する原案の作成などを行います。

また、自治会町内会の具体的な事業の執行も行います。

会員向けに広報紙やニュースを発行し、会の活動情報をお知らせし、情報共有することも有効です。

地域の一体感が育まれ、活動への参加者、協力者も得やすくなります。

### ② 仕事はみんなで役割分担を

自治会町内会には様々な仕事があり、少人数だけでそれをやっていくのはとても大変です。

**役員全員で分担**をするとともに、会員同士で積極的に声をかけあって、活動に参加してもらいましょう。

自治会町内会の円滑な運営のため、**役員の負担を軽減するための工夫**を考えることも必要です。

### ③ 会計は会員に分かりやすく

自治会町内会の会計は、会員からの会費や区からの補助金等が主な財源となっています。

**わかりやすい項目で正確な出納簿**をつくりましょう。

自治会町内会で専用の口座を開設し、**全ての収入は一度自治会町内会の口座に入金**するようにすると、出入金の管理がしやすくなります。



また、自治会町内会館建設等のために特別会計を設置している場合は、その特別会計専用の口座も別に設けます。

支出については、例えば会計担当者が伝票等によって会長の許可を得るようにするなど、会計担当者だけでなく**複数の人のチェックが働くようにする**と良いでしょう。

みんなで互いに協力して  
自治会町内会を円滑に  
運営していきましょう。



## 2 区役所からの依頼事項

依頼事項	依頼内容
現況届	<p>毎年度当初に、自治会町内会及び地区連合自治会町内会の状況を把握させていただくための基礎資料として、主に次の項目について様式に記入のうえ、提出いただいています。前年度と<b>変更がない場合にも、必ず提出</b>していただきます。</p> <p>(1)連絡先(自治会町内会名、会長名、会長住所、電話番号等)  (2)自治会町内会加入世帯数、班数、掲示板保有数等</p>
口座振替依頼書	<p>市又は区から自治会町内会及び地区連合自治会町内会へ、次の補助金・謝金を振り込む際に、<b>振込先の金融機関口座を指定</b>する書類です。</p> <p>① 地域活動推進費補助金  ② 防犯灯維持管理費補助金  ③ 広報紙(広報よこはま、県のたより、ヨコハマ議会だより)配布謝金  ④ 町の防災組織活動費補助金  ⑤ 地区連合自治会町内会防災訓練奨励金</p>
自治だより お届け先指定届	<p>毎月、横浜市町内会連合会や旭区連合自治会町内会連絡協議会で審議された内容等を記載した機関紙「自治だより」を発行しています。この自治だよりは毎月20日以降～月末にかけて回覧・掲示依頼物をお送りするのに併せて「現況届」の内容に基づき自治会町内会<b>会長のご自宅</b>へお届けしています。</p> <p>この届は、<b>会長のご自宅以外への配送を希望される場合</b>のみ配送先を指定していただくためのものです。</p>
広報よこはま あさひ区版 配送届	<p>自治会町内会の<b>加入・未加入を問わず</b>、各種広報紙(「広報よこはまあさひ区版」、「県のたより」、「ヨコハマ議会だより」)を、<b>全ての世帯に配布</b>していただくよう、ご協力をお願いしています。</p> <p>配送先住所・担当者・配布部数に変更がある場合にご提出ください(年度途中の変更も可能です)。また、メールや電子申請でも変更できます。</p> <p>毎月10日までにご連絡いただければ、翌月号から反映します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="459 1451 671 1653">  <p>▲メールでの変更</p> </div> <div data-bbox="715 1451 1086 1727"> <p>■入力項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体名</li> <li>・申請者氏名</li> <li>・変更希望月(○月下旬配送分)</li> <li>・変更後の配布部数</li> <li>・変更後の配送先情報 など</li> </ul> <p>■メールアドレス</p> <p>as-kouhou@city.yokohama.jp</p> </div> <div data-bbox="1161 1451 1374 1653">  <p>▲電子申請での変更</p> </div> </div>



「現況届」「口座振替依頼書」については、会長の変更がない場合でも必ず毎年度提出をお願いいたします。

区役所では、毎年度3月に「自治だより」を通じて自治会町内会長様に自治会町内会の組織体制の把握や各種情報提供等について依頼しています。  
※会長が交代される場合には、これらの書類提出について必ず新会長に引継をしてください。

依頼時期	提出時期	提出先	摘要
3月	4月	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	現況届の世帯数は4月1日現在の加入世帯数を正確にご記入ください。 現況届に記入された加入世帯数が地域活動推進費補助金の基礎数値となります。 <u>※ 地区連合自治会町内会に加入している場合は、区役所及び連合に同じ加入世帯数を届け出るようご注意ください。</u>
	地域活動推進費補助金等の交付申請時まで	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	口座振替依頼書に押印いただく印鑑は、関係する補助金の請求書にも <u>同一の印鑑</u> を押印いただくこととなりますので、お忘れにならないようご注意ください。(スタンプ印は不可です。) 関係する補助金を申請しない自治会町内会についても、広報紙配布謝金の支払いがありますので、 <u>必ずご提出</u> ください。
	4月	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	自治だよりを <u>会長のご自宅にお届けする場合は提出不要</u> です。
	配送先住所・担当者・配布部数に変更があった時	区政推進課 広報相談係 電話:954-6023 FAX:955-2856	配布謝金: ①広報よこはまあさひ区版 9円/1部(毎月) ②県のたより 8円/1部(毎月) ③ヨコハマ議会だより 4円/1部(年4回) 配送日:毎月末(1月分は12/29までに配送) 各世帯への配布日:毎月1日~10日の間

### 3 地域活動への各種支援制度について

地域活動の種類	活動の内容 (対象経費)	支援対象 (申請)団体	支援区分
公益的地域活動全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務費 会議開催経費、会館維持管理費、役員手当など</li> <li>・事業費 美化活動、レクリエーション活動、 子ども会や老人クラブへの助成 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会</li> <li>・地区連合自治会 町内会</li> </ul>	補助金
自治会町内会館の 整備 ※	自治会町内会館の整備に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会</li> <li>・地区連合自治会 町内会</li> </ul>	補助金
	<b>【整備の種類】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>新築・購入</b> 既存の建物を撤去し新築する場合含む</li> <li>・ <b>増築</b> 既存の建物の床面積の増加</li> <li>・ <b>耐震補強工事</b> 耐震診断に基づいて行う工事</li> <li>・ <b>修繕</b> 既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、 模様替え等のために行う工事</li> </ul>		融 資
防災活動 ※	町の防災組織(各自治会町内会)が行う防災関連の会議費、訓練費、資機材購入費などの <b>防災活動費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会</li> </ul>	補助金
防犯活動 ※	地域内で実施する防犯パトロールなどの <b>防犯活動に要する経費</b> (帽子、反射ベスト、ジャケット購入費 など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会</li> <li>・地区連合自治会 町内会</li> </ul>	助成金
防犯灯の設置・更新	<b>LED防犯灯</b> の設置・更新に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会</li> <li>・地区連合自治会 町内会</li> </ul>	市事業
防犯灯の維持・管理	地域が所有・管理する「 <b>防犯灯</b> 」の <b>電気料金</b> や <b>修繕費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会</li> <li>・地区連合自治会 町内会</li> </ul>	補助金
新たに地域課題を 解決しようとする活動	区内で地域福祉の推進など <b>地域課題解決に向けた事業</b> に必要な経費	2人以上の旭区民で構成された団体	補助金

※は、P9右上にあります「公益的地域活動全般」の「摘要欄」の※を、ご参照願います。

**地域活動を推進するため、活動内容に応じた各種支援制度がありますので  
ご利用ください。**

支援(補助・助成等)制度	支援の申請先	申請時期	摘要
<b>「地域活動推進費補助金」</b> 加入世帯数又は対象経費に応じた金額 (前金払・翌年度精算)	地域振興課 地域活動係 954-6091	4～6月	※他の補助金・助成金の交付を受ける場合、他の補助金・助成金の対象となる支出は、地域活動推進費補助金の補助対象経費にはなりません。 補助金対象額の1/3が補助金額を下回った場合、返還金が発生します。 詳細は27ページをご覧ください。
<b>「自治会町内会館整備事業補助金」</b> 補助率1/2(共通) <b>【上限額の例】</b> ・新築・購入:99,000円/㎡ かつ1,200万円 ・増築:500万円 ・耐震補強工事:300万円 ・修繕:200万円	地域振興課 地域活動係 954-6091	実施前年度 4月～6月	<b>必ず事前にご相談ください。</b>
横浜市との協定を結んだ 民間金融機関からの融資	金融機関	市からの 補助決定後	<b>法人化している必要</b> があります。 詳細は、各金融機関にお問い合わせください。
<b>「町の防災組織活動費補助金」</b> 世帯数×160円	総務課 庶務係 954-6007	4～6月	<b>支出額が補助金額を下回った場合、返還金</b> が発生します。
<b>「まちぐるみ地域防犯推進事業助成金」</b> ・単位自治会町内会: 対象経費の1/2または20,000円 ・地区連合自治会町内会: 対象経費の1/2または50,000円	地域振興課 地域活動係 954-6091	5～6月	<b>予算の範囲内で交付額を決定</b> しますので、申請が多い場合には <b>助成額が減額</b> される場合があります。
<b>「LED防犯灯設置事業」</b> 自治会町内会等に代わり、市が経費負担をし、設置します。	地域振興課 地域活動係 954-6091	5月頃	各自治会、町内会より、設置等の申請を受け付けます。 <b>要望内容等によっては、設置できない場合</b> もあります。
<b>「防犯灯維持管理費補助金」</b> 年度当初(4/1現在)に所有する防犯灯数×2,200円	地域振興課 地域活動係 954-6091	4～6月	地域活動推進費補助金と <b>同時に申請</b> します。
<b>「あさひのつながり応援補助金」</b> 対象経費の9割 <b>【上限】5万円</b>	地域振興課 地域力推進担当 954-6095	4月～12月	<b>必ず事前にご相談ください。</b> 予算の上限に達し次第、申請受付を終了します。



## 4 地域からの推薦等を受けて活動する委員等

委員名	活動内容	任期
民生委員・児童委員 及び主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱される <b>特別職の非常勤公務員</b> で、地域住民の相談・援助や見守りを行い、行政や専門機関への「つなぎ役」として地域福祉の推進など多方面にわたり活動しています。	3年
スポーツ推進委員	<b>市長から委嘱される非常勤公務員</b> として、各種スポーツ振興事業の推進をしています。	2年
青少年指導員	<b>市長及び県知事から委嘱</b> され、地域社会における青少年の自主的な活動と、その健全な育成を推進しています。	2年
保健活動推進員	<b>市長から委嘱</b> され、行政の健康づくり施策のパートナーとして、地域の健康づくりを推進しています。	2年
環境事業推進委員	<b>市長から委嘱</b> され、自治会町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた <b>3R行動・地域の清潔保持を推進</b> します。	2年
消費生活推進員	市長から委嘱され、地域における消費者のリーダーとして、地域と連携して、自主的に悪質商法防止などの <b>消費者問題の学習や普及・啓発活動</b> を推進しています。	2年
保護司	法務大臣から委嘱される <b>非常勤の国家公務員</b> で、地域において犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための啓発活動を行います。	2年 (再任妨げない)

※各委員の詳細は、12～17ページの資料を参照してください(保護司を除く)。

**自治会町内会や地区連合から委員等の推薦を受けて、  
各種公益的活動を推進しています。**

推薦 依頼時期	推薦先(担当)	提出時期	摘要(推薦基準等)
毎年 2月(欠員補充) 7月(欠員補充) 2025年 5月(一斉)	福祉保健課 福祉保健係 954-6101	毎年 4月(欠員補充) 9月(欠員補充) 2025年 8月(一斉)	○民生委員・児童委員は、各自治会・町内会から <u>原則200世帯～440世帯に1名</u> :地区推薦準備会の 開催と適任者の推薦 ○主任児童委員は、 <u>地区連合から2名</u> :連合地区 推薦準備会の開催と適任者の推薦
2022年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2023年 2月	各自治会町内会から <u>原則1名</u>
2023年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2024年 2月	自治会町内会の数、世帯数等を勘案し、各地区 <u>連合ごとに一定数</u>
2022年 11月	福祉保健課 健康づくり係 954-6146	2023年 2月 締切後も 随時受付	各自治会町内会から <u>原則1名</u> <u>250世帯につき1名を目安</u> とします。
2022年 11月	資源循環局 旭事務所 953-4811	2023年 2月	各自治会町内会から <u>原則1名</u>
2022年 11月	地域振興課 地域活動係 954-6095	2023年 2月 締切後も 随時受付	活動している地区連合の各自治会町内会から <u>原則1名</u>
随時	旭区社会福祉 協議会 392-1123	委嘱日 4月1日 10月1日	<p>《保護司候補者の要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱日現在66歳以下であること</li> <li>・禁錮以上の刑に処せられたことがない者</li> <li>・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したものでない者</li> </ul>

# 民生委員・児童委員、主任児童委員とは？



高齢者世帯への  
声掛けや、訪問



高齢者向けの  
ふれあいサロンの開催



子育ての  
相談・支援



子育てサロンの  
紹介



地域で小学生の  
ジュニアボランティア活動を  
進める



認知症などの  
相談先や関係機  
関でのサービス  
等の案内



一人で寂しい  
食事しても食欲が  
無く、不安だな…



地域で実施し  
ている食事会  
を紹介



**Q1**

民生委員・児童委員、  
主任児童委員(※1)とは？

**A1**

子どもから、高齢者まで、  
地域のみなさんの  
身近な相談相手です！

**Q2**

具体的には、  
どのような活動をしているの？

**A2**

高齢者世帯への声かけや  
訪問、ふれあいサロン・  
食事会などを紹介しています。  
子育てサロンの紹介、  
様々な子育ての相談・支援  
を行っています。

**連携！**

**Q3**

すべて民生委員が  
解決するの？

**A3**

民生委員は、皆さんの悩みごとを解  
決するために、行政や関係機関につ  
なげていくための「パイプ役」です。  
また、様々な福祉サービスを  
紹介します。

**協力！**

**Q4**

何だか大変そう…  
一人で活動するの？

**A4**

各地区(20地区)ごとに協  
議会があり、そこに属して活動し  
ています。協議会では、月1回程  
度会合を開催したり、研修をし  
たり、みんなで相談ごとの対応方  
法を話し合うなど、一人で抱え  
込む事がないよう、みんなで取り  
組んでいます。

【年間の主な活動】 ※この他に、各地区ごとの活動があります。

時期・頻度	主な内容
通年	相談、訪問・見守り活動
毎月1回程度	定例会(各地区ごとに開催)
随時	全員研修、その他の研修もあります。
7/1、12/1	欠員補充、一斉改選(3年に一度実施) (地域の推薦準備会で候補者を選出)
8~12月	ジュニアボランティア体験事業 (各地区の小学生が地域の福祉活動に参加することを支援)
10月	赤い羽根共同募金

- 民生委員・児童委員、主任児童委員(※1)は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれ担当する区域内で地域福祉増進のため、幅広い活動を行っています。
- 地域の皆さんの悩み事をお伺いします。※2
- ひとり暮らしの方の見守り活動や子どもたちへの声かけを行います。
- 地域でのボランティア活動や福祉サービスを進めます。

- ※1 児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員を「主任児童委員」と言います。
- ※2 民生委員・児童委員には、法的な守秘義務があり、ご相談内容の秘密を守ることになっています。

旭区のスポーツ、横浜のスポーツを支える！

# スポーツ推進委員



## 主な活動内容



市内で行われる国際大会のコース設営や管理に携わることで、**選手を間近でサポートすることが出来ます！**



老若男女を問わず競技に参加する「旭区民スポーツ祭」を開催しています。大会の中でスポーツ推進委員は、**運営や救護で活躍しています！**



審判講習会を受講することで、区内で行われる大会で**審判員として活躍しています！**



講習会を通して、**スポーツの知識を向上させます！**

開催月	年間スケジュール(予定)
5月	ITU世界トライアスロンシリーズ横浜大会
7月	審判講習会と救命講習会を隔年ごとに実施
8月	旭区民スポーツ祭8月大会
9月	旭区民スポーツ祭9月大会
9月	横浜シーサイドトライアスロン
10月	横浜マラソン
10月	旭ふれあい区民まつり
11月	旭区民スポーツ祭11月大会
12月	旭区クロスカントリー大会
1月	旭スーラシア駅伝
3月	旭区スポーツ人のつどい
3月	旭区スポーツ推進委員大会を隔年で実施

※全ての方に、全イベントに従事していただくわけではありません。各地区でどのイベントに従事するか、相談していただくことになります。  
※このほか、各地区における行事があります。

※一括で社協のボランティア活動保険に入るので、安心して活動できます。また、ユニフォームや帽子なども支給されます。

未来を担う子どもが、ふるさとの旭区で健やかに成長するために！

# 青少年指導員



よこはま動物園ズーラシアで、動物と自然とのふれあいや、こどもの創造性を養うことを目的に、「旭区子ども写生大会」を企画・運営しています(6月)。



子ども自然公園の豊かな自然の中で、様々な体験や人々との交流を通じて、思いやり・協調性・自然を大切にする心を育みます。(旭区親子野外自然体験活動)(11月)



児童・生徒の発表・交流の場、また、学校と地域の交流の場を目的に、「旭区学校音楽祭」を実施しています(12月)。



旭区大なわとび大会では、子どもたちのチームプレーを運営側として支えています！(2月)

**Q1.** どんな活動をしているの？  
**A1.**

子どもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するために、地域でのイベントをはじめ、「旭区子ども写生大会」等のイベントや夜間パトロール、カラオケボックス等の立ち入り調査等を実施しています。

**Q2.** 活動するにあたって、ケガをした時のための保険等がありますか？  
**A2.**

ボランティア活動保険に入るので、安心です。旭区青少年指導員のユニフォームや帽子なども支給されます。

**Q3.** 自分にできるか不安だな・・・何か、講習会がありますか？  
**A3.**

新任青少年指導員を対象に、その役割や具体的な活動内容についての研修があるので、初めての方でも安心です。また、外部講師をお招きして、子どもを楽しませるアイスブレイキングや、コミュニケーションゲームの手法を体験して学ぶ等、自分のスキルや知識の向上に繋がります。

## 【区・市等の主な活動実績】

時期	主な内容
6月	旭区子ども写生大会(ズーラシア)
6月	青少年指導員研修会
7月	全市統一行動パトロール活動(夜間パトロール)
7月頃	社会環境実態調査(カラオケボックス等の調査)
10月	全市統一行動キャンペーン(区民まつりでの啓発)
11月	旭区親子野外自然体験活動(子ども自然公園)
12月	旭区学校音楽祭(横浜富士見丘学園中学校・高等学校)
2月	旭区大なわとび大会(旭スポーツセンター)
9月、3月	広報紙「あさひ青指だより」の発行(年2回程度)

※全ての方に、全イベントへ参加していただく訳ではございません。

※この他、各地区における行事があります。

青少年指導員(通称「青指(せいし)」)は、未来を担う子どもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するため、地域ぐるみで青少年健全育成を図る活動をしており、横浜市長からと同時に、神奈川県知事からも委嘱されます。

活動内容の一部をご紹介します。11月に、子ども自然公園・同青少年野外活動センターで行われる「親子野外自然体験活動」では、ウォークラリーと野外炊事を行います。ウォークラリーは、青少年指導員が考えた様々なクイズが、園内の数か所のポイントにあり、親子で協力しながらクイズを解き、チェックポイントを周ります。また、野外炊事では、薪割りや火おこしを体験し、焼きそば、焼きマッシュマロなどを作ります。このように親子で参加して体験できるイベントなどを企画、運営しています。

また、「旭区大なわとび大会」は区内19地区で予選大会を行い、勝ち抜いたチームが地区の代表として優勝を目指して頑張ります。過去の大会では、2,086回跳んだチームがあり、選手、保護者、そして、青少年指導員も大いに盛り上がりました。

子ども達と触れ合うのが好きな方、ぜひ一緒に活動しませんか！よろしく願いいたします。

# 旭区保健活動推進員は こんな活動をしています



## ◇保健活動推進員とは…？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱します。地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康施策のパートナー役として、地域で生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

横浜市の健康づくり施策の指針である「第2期健康横浜21」の地域における推進役として地域の人々の健康を支えるための活動を行うことが期待されています。

任期は令和5年4月から2年間です。

「第2期健康横浜21」は、横浜市民の健康寿命を延ばすことを大きな目標としています。

## ◇活動内容は…？

- 地区単位や区単位の保健活動推進員会に属し、活動計画に沿って、他の保健活動推進員と一緒に活動します。
- 区役所が主催する育成研修を始め、様々な研修を通じて健康について学びます。それを、ご自身の健康づくりに活かしていただくとともに、地域の健康づくりのための活動に出来る範囲で取り組みます。
- 健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することや、区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。
- 市民活動保険にボランティア活動保険を付加し、保健活動推進員の活動を補償します。
- 個人に対する報酬はありません。地区研修活動等に対して区から各地区へ交付金があります。
- 永年にわたって活動いただいた方には、勤続表彰の制度があります。

### <活動例>

- 健康づくりに関する研修会への参加
- 健康チェック、体力測定の実施
- ウォーキング指導、体操教室の開催
- 受動喫煙防止や健(検)診受診促進の啓発活動等



総会（5月）



受動喫煙防止・禁煙キャンペーン(5月)



健康フェアでの健康チェック(10月)



各地区での活動例(ロコモチェック)

研修等の受講や活動の実践により、健康に関する知識が増え、ご自身やご家族の健康づくりができます。

活動を通じて地域の皆さんが健康になり、いきいきとした活力ある地域になります。

また、地域での仲間づくりができ、支えあって暮らせる地域につながります。



## 環境事業推進委員は こんな活動をしています

### 分別排出実践・啓発活動

各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動

### 環境行動の実践・啓発活動

家庭内及び地域イベント等での3R行動の啓発行動の実践・啓発協力

### 地域清掃活動の推進

各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う

### 推進委員の 主な活動

### 地域への情報提供

地域住民へのごみ減量・3R行動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関する情報の提供

### 清潔できれいな街づくりの推進

区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う

### 住民からの相談と 行政機関への連絡

地域での3R行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連携

### 区単位または地区連合単位での取組

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街頭クリーンキャンペーン(ポイ捨て防止キャンペーン)等への参加・協力
- (3) 研修会への参加
- (4) 他の地域団体との交流による協力体制づくり



#### 環境事業推進委員の身分及び補償について

##### 1.身分について

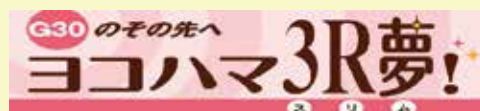
横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則に基づき市長が委嘱する、「一般廃棄物の減量化及び再生利用を促進するボランティアとして地域で活動していただくリーダー」です。

##### 2.活動補償について

環境事業推進委員の身分はボランティアであることから、活動中の補償につきましては、市民活動保険等により補償を行うこととします。

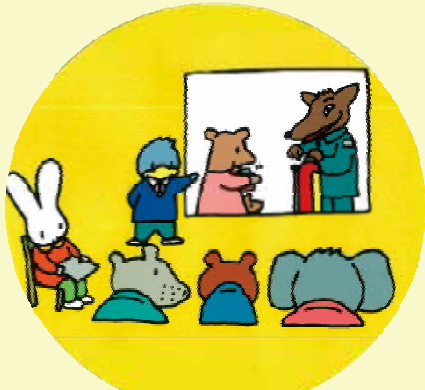


集積場所パトロールの様子

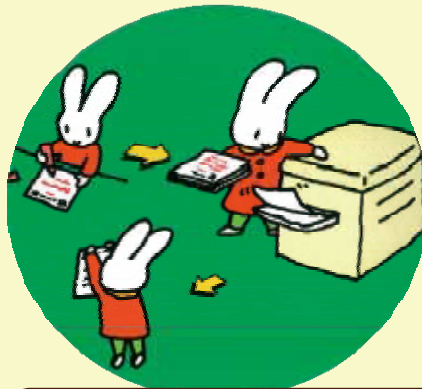


安全で快適な消費生活を推進する地域のリーダー

## 消費生活推進員



地域の人を集めて悪徳商法防止のための講演や紙芝居をして、知識を広めよう！



消費や環境に関する広報誌を作って、みんなにお知らせして、「賢い消費者」に！



施設見学会を実施して、自分の知識を高めよう！

## Q1.

消費生活推進員はどんな活動をしているの？

## A1.

地域の方々向けに、悪徳商法防止のための講習会を開いたり、広報誌を作成したり「賢い消費者」を育てる活動をしています！

## Q2.

一人で活動するの？  
誰かと一緒に活動するの？

## A2.

地区ごとにみなさんで活動していただいています。  
活動内容は地区のみなさんで相談して決めています。

## Q3.

自分にできるか不安だな…  
何か、講習会はあるのかな？

## A3.

4月に新任者研修を実施するほか、「横浜市消費生活総合センター」に講師の派遣を依頼することもできます。

【令和5年度主なイベント】※予定です

開催月	イベント名(活動を除く)	活動
4月	委嘱式・新任者研修 地区担当者会議	↑ 年2回以上の活動 (啓発講座など) ↓
5月		
6月		
7月	旭区消費者大学 地区担当者会議	
8月		
9月		
10月	区民まつり(啓発物品配布)	
11月	旭区消費者大学 地区担当者会議	
12月		
1月		
2月	地区担当者会議	
3月		

消費生活推進員は、横浜市長の委嘱を受け消費者の主体的活動を促進し安全で快適な消費生活の推進を図るための活動をしています。

消費活動は、人が生きていく上で欠かせないものですが、高齢者を狙った悪徳商法や、高額契約など被害も多く発生しております。国としても平成21年に消費者庁を創設し、消費者問題に取り組んでいます。横浜市消費生活推進員は、自ら消費の知識をつけて自分が「賢い消費者」となり、その知識を地域で広めて頂くことで「賢い消費者」の輪を広げていく市民活動の担い手です。

具体的には、地区ごとに「悪徳商法」の知識をつける啓発活動などを行っていただいております。

お買いものが好きな方、悪徳業者にだまされたくない方、環境問題に関心のある方に特に向いた活動です。よろしく願いいたします。



× 毛 ♪



## ～「あさひくん」で 地域のイベントを盛り上げませんか？～



旭区役所ではマスコットキャラクター「あさひくん」の着ぐるみの貸出しを行っています。  
ご利用いただいた方からは、「あさひくん」が参加することでイベントが盛り上がったと大好評！

地域のイベントに「あさひくん」を登場させて行事を盛り上げませんか？

### 1 旭区マスコットキャラクター「あさひくん」について

旭区制40周年を記念して、マスコットキャラクターのデザインと愛称を募集し、誕生しました。

### 2 サイズについて

着ぐるみは大と小の2種類あります。

(1) 大（高さ約2メートル（着用時）、幅約1.5メートル）

・注意点：室内で利用するときは出入りする扉の大きさに御注意ください。

(2) 小（高さ約1.8メートル（着用時）、幅約1.1メートル）

・注意点：着用は身長170cmくらいまでの人が望ましいです。

※写真は着ぐるみ「小」です。

身長が高い場合、着ぐるみのブーツから着用者の素足が出てしまう恐れがあります。

※なお、大と小の両方を同時に登場させることはできません。



### 3 費用について

・貸出しに費用はかかりません。ただし、運搬については、使用者にてお願いします。

・ワゴン車等の大きい車でないと運搬できない可能性があります。

※QRコードからも  
アクセスできます。

### 4 貸出方法について

(1) 旭区のHPから「着ぐるみ貸出申請書」をダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/shokai/mascot/asahikun2.html>

(2) ご提出は地域振興課へ。eメール、FAX、持参、郵送いずれの方法でも構いません。

(3) 旭区から貸出承認書が届きます。

(4) 貸出日に地域振興課へ受け取りに来てください。

※注意事項

・申請書は使用される3か月前から1週間前までにご提出ください。

・貸出しは申請書の先着順で行うほか、行政利用のためご希望の日程で貸出しできない場合もありますので、事前に電話にて空き状況を御確認ください。

・閉庁日は貸出しや返却の対応をしていません。

・貸出期間は最長7日間です。



旭区地域振興課生涯学習支援係

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

TEL:045-954-6095 FAX:045-955-3341

Eメール: as-asahikun@city.yokohama.jp

## 5 主な地域活動団体

団体名	活動概要
かがやきクラブ旭(旭区老人クラブ連合会)	<b>区内高齢者が仲間とともに明るく健康で生きがいを持って生活できるよう</b> 、文化・スポーツ・レクリエーションなど、様々な活動を行っている市内最大の老人クラブです。おおむね60歳から90歳代の会員たちが、日々楽しく活動しています。
旭区交通安全シルバーリーダー連絡協議会	旭区老人クラブ連合会からの推薦を受け、支部ごとに選ばれた代表者で組織されています。交通安全思想の研修を受け、クラブ内における <b>交通安全教育の啓発・普及活動の他、各季交通安全運動にも参加</b> し、区内全域で高齢者を中心とした交通安全活動を行っています。
旭区スポーツ協会	<b>区民のスポーツの普及・振興を推進するとともに、会員相互の親睦を図る</b> ため、会の趣旨に賛同する区内の13の各種スポーツ団体で組織し、競技大会や教室を開催しています。
旭交通安全協会	<b>区内の交通事故の防止や交通安全教育の推進</b> を目的に組織されています。小学校、校外委員、旭交通安全母の会の協力を受け、「はまっこ交通安全教室」の実施や、交通安全キャンペーン、新入学児童への交通安全教本の配布など、幅広い機会をとらえて交通安全活動を行っています。
旭防犯協会	自治会町内会が参加して組織しており、区民が安全で安心して生活ができるように、 <b>防犯思想の高揚・防犯活動の推進</b> のため、防犯キャンペーンや防犯パトロールを行うほか、防犯に関する諸事業を行っています。 なお、自治会町内会には神奈川県防犯協会連合会が年2回発行している「防犯かながわ」の配布(班回覧)をお願いしています。
旭消防団	消防団とは、普段は本業の仕事等を持つ消防団員が、火災発生時の消火活動、地震や風水害といった <b>大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などを行う消防機関の一つ</b> です。 平常時には、訓練、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動など、地域防災力の向上に重要な役割を担っています。
食生活等改善推進員会(旭区ヘルスメイト)	旭区福祉保健課健康づくり係で実施する食生活等改善推進員養成講座の修了者(全9回中8回以上の出席者)のうち入会を希望する方々で構成されています。「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、地域で乳幼児から高齢者まで幅広い世代の人を対象に <b>健康づくりを推進</b> する活動をしています。(おやこの食育講座、低栄養の予防に関する食生活講座など)
旭区社会福祉協議会	社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられた社会福祉法人です。補助金や区民の皆様からいただいた賛助会費等を財源として、 <b>区内における様々な地域福祉事業</b> を展開しています。賛助会費は、地区社会福祉協議会を通じて、納付をお願いしています。
神奈川県共同募金会旭区支会	共同募金運動は、 <b>民間の社会福祉活動を支援</b> する総合的な募金活動で、神奈川県共同募金会旭区支会が取りまとめを行っています。 皆様から寄せられました「赤い羽根共同募金」は、民間社会福祉施設・団体等に配分されたり、区社会福祉協議会を通じて広く社会福祉活動のために活用されています。また、「年末たすけあい募金」は、区社会福祉協議会を通じて区内の福祉団体・グループの活動費等に活用されています。
日本赤十字社旭区地区委員会	赤十字活動は、「会費」と呼ばれる皆様からの募金・寄付によって成り立っており、毎年5月に赤十字社員増強運動を展開し、「会費」を募っています。 旭区地区委員会では、「会費」の募集を行うとともに、 <b>献血運動</b> への協力、火災・風水害による <b>被災者への見舞金の交付</b> などを行っています。
旭区更生保護協会	<b>犯罪の予防や更生保護事業</b> の充実発展を図ることを目的に、皆様に会員になっていただき、側面から支援していただいています。犯罪をした人の更生には保護司が直接あたっていますが、この旭保護司会をはじめ、更生保護女性会などへの助成や犯罪や非行のない「社会を明るくする運動」を実施しています。

区内には様々な公益的活動を行っている団体があり、自治会町内会からの協力を得て各種活動を推進しています。

事務局	連絡先	摘要
旭区老人クラブ連合会事務局	電話:360-5056 FAX:459-5313	
地域振興課地域活動係内	電話:954-6091 FAX:955-3341	研修会:4月及び11月頃 代表者会議:6月、9月、11月、3月頃
旭スポーツセンター内	電話:370-6415 FAX:370-6416	
旭交通安全協会	電話:363-0031 FAX:362-1965	交通安全キャンペーン:4月、7月、9月、12月
旭警察署生活安全課内	電話:361-0110	会費:1世帯あたり30円 ※毎年6~7月頃に納入をお願いします。
旭消防署総務・予防課 消防団係	電話:951-0119 FAX:951-0119	『旭消防団では、今、あなたの力が必要です。』 随時消防団員を募集しています。 ※詳しくはお問い合わせください。
福祉保健課健康づくり係	電話:954-6148 FAX:953-7713	毎年食生活等改善推進員養成講座を実施しています。4月以降の広報で募集する予定です。
旭区社会福祉協議会	電話:392-1123 FAX:392-0222	賛助会費:地区世帯数×定額 ※一定額以上の賛助会費は、地区社会福祉協議会の活動費として活用されます。
旭区社会福祉協議会内	電話:392-1123 FAX:392-0222	共同募金(戸別募金)のご依頼 依頼時期:毎年9月 実施時期10月~12月
旭区社会福祉協議会内	電話:392-1123 FAX:392-0222	日本赤十字社会費のご依頼 依頼時期:毎年4月 実施時期:5月~7月
旭区社会福祉協議会内	電話:392-1123 FAX:392-0222	更生保護協会会費のご依頼 会費:1世帯あたり10円 実施時期:5月~7月(日本赤十字社会費と同時期)

## 6 元気なまちをみんなで

### ～ 自治会への加入を呼びかけて元気なまちをみんなでつくろう～

少子高齢化や東日本大震災などで、住民同士が日頃から顔の見える関係をつくり、いざというときに助け合えるまちづくりが、改めて重要視されています。

しかし、価値観の多様化・ライフスタイルの変化により、自治会・町内会活動に関心がなく、加入しない人も増えています。

加入の必要性を伝えること、加入のメリットを理解してもらうことについて、何らかのヒントになるような事例を紹介します。参考にさせていただき、みんなで支え合う、元気なまちづくりへの取組に役立てていただければと願っています。



① マンションに加入促進に行ったところ、住民の方から、「学生(単身)のため、長くは住まない。加入すると、どんなメリットがあるの?」と聞かれました。どう答えたらいいのでしょうか?

#### 回答例

自治会町内会活動は、気づかないところで皆さんの生活に役立つ活動をしています。災害時など、いざという時に近所が助け合えるよう協力体制を作ります。自治会町内会で防犯灯を設置し、夜道の安全を確保します。また、ごみ集積場所の管理や清掃活動、市役所との連携、市の広報紙や公的団体からの情報を掲示板や回覧板でお知らせしています。短期間ですが、ご縁でせっかくこの地域にお住まいになるのですから、ぜひ顔見知りをつくるためにも、自治会・町内会への加入をお勧めします。

#### 事例紹介 (旭区内)

最初は、楽しい話題から話し始めて、親しみや興味を持ってもらうことを大切にしています。例えば、家族構成に合わせて、参加できる地域のイベントのチラシを持参して、楽しさをPRしています。また、イベント終了後も当日の楽しさが伝わるような写真を使ったり、地域の取組を紹介するような広報紙を作成し、未加入世帯にも配布しています。地道な取組ですが、まずは活動を知ってもらうことも大切です。



② 加入のお願いに行ったら、「単身で帰日も遅く、留守にしがちなので、役員にはなれません…」と言われました。こんな時、どんなふうに答えたらいいですか?

#### 回答例1

役員にならなくても、まずは、休日の空いている時間だけ、行事のお手伝いをしていただだけでも構いません。皆さんで少しずつ協力しあえると嬉しいです。

#### 回答例2

役員として参加できなくても、会費を納入していただき、自治会・町内会の運営に関心を持っていただくことは大変助かります。



③ 役員の担い手が不足していて、夏祭りなどの行事をするのも難しくなっています。子ども達も毎年楽しみにしているので、何とか続けたいのですが、どうしたらいいのでしょうか?

#### 事例紹介 (旭区内)

役員ではなく、夏祭りを企画・運営したい人たちが集まって活動する実行委員会形式にして、取り組みました。最初は、二世帯で暮らしている役員の子どもの世代に、「夏祭りだけでいいからやってもらえないか?」と声をかけ、徐々に、若い世代の親たちが子どものためにと集まってくれるようになりました。会合は、平日の夜間や休日などのみんなが集まりやすい時に開催し、中には子ども連れの夫婦で参加する人もいて賑やかです。この取組がきっかけで夏祭りは継続でき、地域内での交流の輪が広がりました。



④ 役員をやってもらえないかと頼むと、「近所の人の顔もあまり分からない自分にできるかどうか不安だ」、「負担が大きいのでは?」と言われてしまいます。こんな時、どうしたらいいのでしょうか?

#### 事例紹介 (旭区内)

私たちの自治会では、5月末に、新しい役員同士の親睦を深めるために、イベント(BBQ大会)をしています。役員になりたての人も、イベントを通じて顔見知りになり、1年間の活動中にもお互い相談にのることができます。役職にかかわらず相談しあえる仲間の存在は大きく、励みになっています。

#### 事例紹介 (他都市)

私たちの自治会では、役員の任期は、14か月としています。これにより、2か月間の引継ぎ期間ができ、無理なく負担を減らすことができます。経験者が新しい人をフォローするのも大切です。

## 加入促進のあいさつ状(例)

※旭区役所のHPで書式のダウンロードができます。

旭区 加入促進のあいさつ状

で

検索

- ・ これは(例)です。
- ・ 必要に応じて修正してください。

年 月 日



新規転入された皆さんへ



〇〇自治会・町内会  
会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

突然のご連絡となり申し訳ありません。  
私たちは、〇〇自治会町内会と申します。

〇〇自治会町内会は、〇〇町を中心に、約〇割(〇〇世帯)に加入いただいています。  
私たちは、ごみ集積場所の管理や資源回収を通じて、きれいなまちづくりを進めたり、  
防犯灯の設置や、まちの防犯パトロール、子どもたちの見守りを通じて、安心して暮ら  
せるまちの取組みを進めています。

近年、数多く発生した大災害では、隣近所での助け合いの大切さが再認識され、  
“いざというときは、遠くの親戚よりも、ご近所の顔見知り”という事が言われるようになり  
ました。

〇〇自治会町内会でも、お互い助け合える関係を作るために、地域での防災訓練や  
回覧板や掲示板などを活用した情報共有、各種イベントの開催などの活動に取り組んで  
います。

この他、当自治会では、区役所や警察、消防、学校、土木事務所や商店街などいろ  
いろなところと連携して、地域活動に取り組んでいます。

ぜひ、この機会に、私ども〇〇自治会町内会にご加入いただきたく本日はお知らせ  
するものです。

なお、自治会・町内会費(年〇〇〇円)は、加入いただいた翌年(・翌月)から、班長さ  
んを通じていただくことになっていきますので、よろしく願いいたします。

### 【お知らせの内容】

★あなたの所属する班は、 〇〇自治会町内会の \_\_\_\_\_ 班です。

★班長さんは、現在、\_\_\_\_\_ さん(電話: \_\_\_\_\_)です。

自治会・町内会への加入をお考えの方や関心のある方は、ぜひご連絡ください。  
また、ご不明な点やお困りごとがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

会長 〇〇 〇〇 (住所: 〇〇町〇-〇)(電話: 〇〇〇-〇〇〇〇)  
事務局 〇〇 〇〇 (住所: 〇〇町〇-〇)(電話: 〇〇〇-〇〇〇〇)



## ○加入案内リーフレットについて

旭区では、旭区に転入した方に対し、転入届の窓口で自治会への加入案内リーフレットを配付しています。このリーフレットでは、大災害時などのいざという時に頼りになるのは自治会町内会であるということなどをアピールする内容となっており、裏面には自治会町内会の区域図を記載し、入会取次依頼書を挟み込んでいます。各自治会で加入勧奨のために戸別訪問する際などにもご活用いただけますので、ご希望の場合は区役所地域振興課まで御連絡下さい。

また、このリーフレットや加入啓発グッズには2次元コードを印刷しており、スマートフォン等で読み込むことで、すぐにメールで区役所に加入意思を伝えられるようにしてあります。その場合、区役所から該当の自治会町内会長に加入希望者の連絡先をお伝えし、御対応いただくこととなります。

加入案内リーフレット



加入啓発グッズ

(あさひくんマスコット)



(コルクコースター)

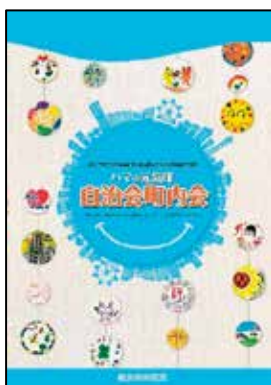


## ○ホームページの案内について

横浜市のホームページでは、「自治会町内会への加入促進」のページを用意しております。

自治会町内会の「役員のみなり手が少ない」、「会員の高齢化」などの課題に対して、工夫して取り組んでいる自治会町内会の事例を紹介している「ハマの元気印」や集合住宅加入者向けの「加入促進チラシ」などを掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

ハマの元気印 VOL.1



ハマの元気印 ダイジェスト版



加入促進チラシ集合住宅加入者向け



ホームページの場所

横浜市トップページ> 暮らし・総合> 市民協働・学び> 市民と行政の協働> 自治会町内会> 自治会町内会への加入促進

× 毛 ♪

おつかれさまです





# 7 活動中のケガや事故について

## 1 横浜市市民活動保険のご案内

### 1 横浜市市民活動保険とは

横浜市市民活動保険は、市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動中のケガや事故を対象とした保険制度です。  
原則、自治会・町内会が行っている活動も保険の対象となります。



### 2 特徴

#### ① 保険料は不要

横浜市が保険料を負担しているため、ボランティア活動者の負担はありません。

#### ② 事前の加入手続きは不要

事故発生後に手続きをしていただきます。  
横浜市と保険会社が審査を行い、保険の対象と認められた場合に保険金が支払われます。

### 3 注意事項

#### ① 全ての活動が保険の対象となるわけではありません。

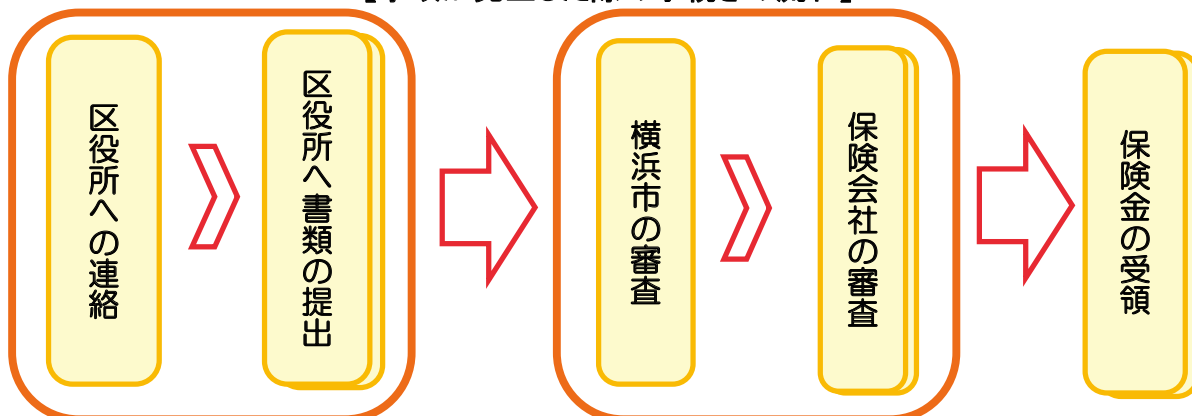
##### 【対象とならない活動(者)の例】

- ・ 親睦目的のレクリエーション等の活動
- ・ 互助的な活動(PTA活動、団地の敷地内の清掃、共有財産の管理等)
- ・ 政治、宗教、営利に関わる活動
- ・ 行事や催し物への参加者(競技への出場者、防災訓練への参加者等)

#### ② 全ての申請が認められるわけではありません。

※「その他の保険制度について」(27ページ)も参考にしましょう。

【事故が発生した際の手続きの流れ】



詳しくは、毎年4月に各自治会・町内会へ配布している  
「横浜市市民活動保険のご案内」をご覧ください。

【お問い合わせ・連絡先】 旭区役所総務課庶務係 TEL: 954-6006

**ボランティア活動中に事故が発生したときに、各種保険を利用することができる場合があります。**

## 2 その他の保険制度について（令和4年4月現在）

保険名称	問合せ先	対象活動・対象者	保険料
ボランティア活動保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	日本国内における、有志による自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する <b>無償のボランティア活動</b> ※自治会町内会で当番制・輪番制とされている活動は対象外	基本プラン 350円/年 天災・地震補償プラン 500円/年 特定感染症重点プラン 550円/年
ボランティア行事用保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	<b>地域福祉活動やボランティア活動の一環</b> として日本国内で行われる各種行事	28円、126円、248円/日/人 ※宿泊を伴う行事の場合、2日間241円～7日間364円 ※複数のプランあり ※加入要件あり
福祉サービス総合補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	在宅福祉サービス・地域福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、障害者地域生活支援事業、児童福祉サービス等	前年度の活動実績に基づき計算 延活動従事者数×17～42円 ※複数のプランあり ※加入要件あり
送迎サービス補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	送迎サービス利用者、特定した自動車に搭乗中の <b>送迎サービス利用者、同乗者</b> (運転手を含む)	利用者数、年間利用日数、自動車の乗車定員数から保険料を計算 ※複数のプランあり
スポーツ安全保険	公益財団法人 スポーツ安全協会	スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等を行う4名以上の社会教育関係団体	800円/年～ ※複数のプランあり
全国子ども会安全共済会	公益社団法人 全国子ども会連合会	<b>子ども会の活動</b>	共済掛金は被共済者1名につき年額50円 (10月1日以降の加入は40円)
学校教育ボランティア保険	横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	<b>市立学校からの依頼により、教育活動を支援する「学校教育ボランティア」</b>	なし(市が負担)

みんなで楽しく安全に活動するために、まずは、相談してみよう！



## 8 地域活動推進費補助金の交付までの流れ

時期 目安	自治会町内会	流れ	区役所	摘 要
4月～	「現況届」の作成 (変更がなくても 毎年必要です)	→	受理・確認	<b>4月1日現在加入世帯数</b> ※会長名・役員名等その他自治 会情報もご記入ください。
	「口座振替依頼書」 (変更がなくても 毎年必要です) ※ <b>口座名義人と代表 者が異なる場合は押 印必要</b>	→	受理・確認	① <b>団体の「所在地」は、 「代表者住所」のこと</b> です ※郵便が確実に届くことが必要 ② <b>補助申請がない場合も提出</b> ※防災補助金、広報配布謝金の 振込先としても必要となります。
4～6月	前年度報告書類	→	審査・決裁	<b>前年度補助金確定通知</b> ※ ※余剰金ありの場合返還請求 →返還確認後、当年度審査開始
	当年度申請書類	→	審査・決裁	<b>当年度補助金の交付決定</b>
5～8月	受取・確認	←	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当年度補助 <b>決定通知</b></li> <li>・前年度<b>確定通知</b></li> <li>・<b>請求書</b>(用紙)</li> </ul>	郵送で申請者(会長)住所へ
交付決定 通知後	<b>請求書</b> ※ <b>口座名義人と代表 者が異なる場合は押 印必要</b>	→	受理	<b>補助金支払手続きの開始</b> ※請求書に押印する印鑑は口座 振替依頼書に押印した <b>同一印</b> で
請求後 約半月	補助金の 振込を確認	←	補助金の 口座振込	請求書審査・決裁 ※ <b>適正な請求書を受理した日か ら15日後</b> を目安に振り込みま す。

① 補助金は**申請主義**ですので、申請をする義務はありませんが、申請された場合には、補助金交付**要綱に定める上限**(加入世帯数×700円又は公益的事務・事業に関わる支出予定総額の1/3のどちらか安価な額)まで補助金を交付します。

② 補助金を受けた団体は、翌年度すみやかに**前年度報告書類を作成**し、補助を受けた額の3倍以上「公益的」な事務・事業に支出していたかどうかの確認を受ける必要があります。

# 9 個人情報の取り扱いについて

## 1 個人情報保護法

**個人情報とは...**個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるものをさします。  
いままで、5,000件を超える個人情報を扱っていなければ法の対象となりませんでした。平成29年5月30日の法改正により、営利、非営利を問わず名簿等の個人情報を取り扱っている**小規模団体も適用対象**となりました。このことにより、私たち自治会、町内会も今まで以上に個人情報の慎重な取り扱いが求められることになりました。

しかしながら、**本人の知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないよう配慮していれば**、基本的な取り扱いに**問題はありません**。

## 2 名簿を作成利用する上で必要なこと

- ◎ **個人情報を提供してもらう際は、あらかじめ利用目的を決めて、本人に伝えること。**
- ◎ **配布の範囲や内容について同意を得ること。**

## 3 取り扱いの7つのチェックポイント

- ① 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること。
- ② 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと。
- ③ 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること。
- ④ 個人情報のうち要配慮個人情報については、特別なルールを守ること。
- ⑤ 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。
- ⑥ 取得した個人情報は安全に管理すること。



## 4 そのほか気を付けること

- ◎ 個人情報を第三者に渡すときは、記録を残し原則3年保存する。
- ◎ 第三者から個人情報をもらうときは、「氏名」「第三者が取得した経緯」等を確認・記録し原則3年記録を保存する。
- ◎ 不正な利益を図る目的で個人情報を提供、盗用しない。(罰則が科されます。)

※ **自治会町内会の運営をする上で、会員の皆様の個人情報は必要不可欠なものです。ルールを守って有効に活用しましょう。**

※ **わからないことがあれば、専門の相談窓口があります。区役所にお問い合わせください。**



# 10 自治会町内会の法人化について



## 1 法人化の意義

自治会町内会が会館などの資産を保有する場合、通常は団体名義による登記ができません。しかし、代表者個人または共同名義で登記した場合、名義人の死亡による相続問題や個人負債による差押えなど財産上の問題が生じる場合があります。

そのような問題を解決するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会町内会が認可地縁団体として法人化すれば、財産を団体名義で登記できることになりました。

この度、地方自治法の改正(令和3年11月26日施行)により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが可能になりました。

## 2 自治会町内会の意思決定

法人化したい場合には、事前に現行の規約(会則)に基づく総会を開催し、法人認可申請の要否について意思決定をします。意思決定後、認可申請に必要な次の点について審議し、承認を受けます。

- ① 法人としての規約(会則)の制定
- ② 区域の確定
- ③ 構成員の確定

## 3 区役所への法人認可申請

意思決定後、法人認可申請書類を区役所に提出します。

- ① 規約(会則)
- ② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類  
(議長と議事録署名人の署名・押印がされた総会議事録等の写し)
- ③ 構成員名簿
- ④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(事業報告書、決算書、事業計画書、予算書、財産目録等)



## 4 法人としての印鑑登録・印鑑登録証明

法人認可後、代表者の印鑑を登録することができます。登記や融資を受ける場合などで代表者印を押印する場合に必要となります。

印鑑登録には、代表者個人の印鑑登録証明書とその印鑑、そして団体代表者の印鑑が必要となります。

ただし、印鑑登録は届出代表者が変更となると、自動的に抹消されます。

※ 詳細は、区役所地域振興課地域活動係(954-6091)までお問い合わせください。

# きらっとあさひプラン

第4期 旭区地域福祉保健計画 令和3年度～7年度

## ○ 身近な地域での見守り・支え合い

現在の地域社会は、少子高齢化などによる家族形態の変化や、就労・子育てなどのライフスタイルの変化とともに、隣近所との関係性の希薄化が進んでいます。加えて、中高年の子どもの生活を高齢の親が支える「8050 問題」や介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような中でも、日頃から声をかけ合い、さりげなく気づかうことで、誰もが孤立せず、困ったときに相談したり、支援につなげたりできる関係＝「見守り・支え合い」が大切です。それは『きらっとあさひプラン』で目指す姿でもあります。

## ○ きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）とは

旭区に住むすべての方が地域で支え合い、安心して自分らしく暮らせるようにするための計画です。住民や地区連合自治会町内会などの住民自治組織・事業者・公的機関（区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が協働し、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進め、地域の福祉保健課題を解決するために策定・推進しています。

第4期計画では、新たな『基本理念』を掲げ、目指すまちの姿を設定し、「区全域計画」と19地区の「地区別計画」で基本的な考え方を共有しています。

## きらっとあさひプラン（第4期旭区地域福祉保健計画） 令和3～7年度

### 基本理念

地域で支え合い 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう

### 目指す姿

- 1 誰もが、ともに生きるまち
- 2 みんなが、声をかけあえるまち
- 3 ひとりひとりが、自分らしくいられるまち

各地区で自治会町内会や地区社会福祉協議会など様々な団体が、交流や見守り・支えあい活動などに取り組んでいます！

### 区全域計画

- 区全体の共通課題、基本理念や基本目標を実現するための取組
- 地区だけでは解決することが難しいことを支援するための取組

### 地区別計画

- おおむね19地区の連合自治会町内会エリアで策定・推進する計画
- 目指すべきまちの姿や地区の様々な課題に対し、地区の皆さんが主体的に進める取組



# 知い合い — をつ — 支え

## いざ! といとき たすけあう

避難場所や備蓄の確認、訓練などを行います。災害時に助け合います。



### 防災

やっぱり、頼りになるのはご近所ですよ



## 安心 して暮らせる

いつもありがとう!

防犯灯の設置やまちのパトロール、子どもたちの見守りをします。

### 防犯・交通安全

## 自治会町内会

地域の人が集まり、交流し親睦をはかります。いざという時に助け合える住民同士のつながり（絆）を育みます。

困っていることを相談したり、地域に知っている人がいると安心につながります。

## きれい なまち

資源集団回収やまちの清掃を行います。

ごみ（資源）を集めて市役所へ持って行ってもらいます。

## 豊かな自然

### 環境・美化



区役所のほか、警察や消防、土木事務所、学校、商店街などいろいろなところと連携するよ

# 合って暮らそう

一人ではできないけれど、  
みんなで協力するとできることって、  
いっぱいあるね。



## ふるさと

を感じる



運動会や  
文化活動、  
お祭りや  
餅つき大会などを行います。

お祭り

文化・スポーツ

## 区連会

※

地区連合会長が月に一度集まります。  
地区連合同士や区役所などと  
意見交換を行います。  
独自の取組や行政と協働により  
課題解決に取り組みます。

※「区連会」は、  
「旭区連合自治会  
町内会連絡協議会」  
の略称です

## 地区連合自治会町内会

自治会町内会長たちが集まり  
地区ごとに連合をつくります。

1つの自治会町内会では  
解決が難しい地域の課題に  
皆で協力して取り組みます。



旭区には  
約240の  
自治会町内会  
があるよ。



旭区には  
19の地区連合が  
あるんだよ。



自治会  
町内会

## 知り合う・支えあう

お年寄りや子どもに  
声をかけたり、かけられたり。

ご近所に知り合いが  
増えます



健康

ご近所の福祉



情報共有



# 11 区役所等の業務案内

ご用件の担当係がお分かりにならない場合は、右の番号へおかけください。

# 954-6161

(横浜市コールセンターから、旭区役所につながります。)

区役所所在地：〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

令和4年4月1日現在

部	課	係	主な業務内容
総務部	総務課 FAX:951-3401	庶務係 954-6005~7	横浜市市民活動保険、行政証明、土地の名称等変更証明、仮ナンバー、防災対策
		予算調整係 954-6011	区づくり推進費の予算決算、庁舎管理
		統計選挙係 954-6012~3	各種統計調査(国勢調査、経済センサス等)、各種選挙、不在者投票、区選挙管理委員会
	区政推進課 ※1 FAX:955-2856 ※2 FAX:951-3401	広報相談係 ※1 954-6021~3	窓口案内、広報、広聴(市民からの提案、区長陳情など)、情報公開、特別相談
		企画調整係 ※2 954-6026	区の主要事業の企画調整
		まちづくり調整担当 ※2 954-6026	区のまちづくり、まちのルールづくり相談コーナー
	地域振興課 FAX:955-3341	地域活動係 954-6091~2	自治会町内会、交通安全、スクールゾーン、消費者対策、防犯対策
		生涯学習支援係 954-6094、5、7、9	スポーツ振興、文化振興、青少年健全育成、生涯学習、市民活動、農の魅力PR、マスコットキャラクター「あさひくん」に関すること
		区民施設担当 954-6097	区民利用施設の管理運営、子どもの遊び場の管理運営
		資源化推進担当 954-6096	「ヨコハマ3R夢！」プランの推進、ごみの発生抑制・再利用・再利用の促進、街の美化推進、不法投棄防止
		地域力推進担当 954-6095	地域活動の支援(あさひみらい塾、地区担当制、タウンミーティング)
	戸籍課 FAX:955-4411	証明発行窓口	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明(謄本・抄本)等の交付
		戸籍担当 954-6031~2	戸籍届(出生、死亡、婚姻等)
		登録担当 954-6034	転入・転出等の住民異動届、印鑑登録、小・中学校への転入学、個人番号(マイナンバー)カードの諸手続等
	税務課 ※1 FAX:954-0948 ※2 FAX:953-7399	税証明等発行窓口	課税(非課税)証明書、納税証明書、評価証明書、住宅用家屋証明書(中古)、125cc以下のバイク等の登録・廃車等
		市民税担当 ※1 954-6041~5	市民税・県民税申告・相談
		土地担当 ※1 954-6047~9	固定資産税・都市計画税(土地)の課税、土地の評価等
		家屋担当 ※1 954-6053~6	固定資産税・都市計画税(家屋)の課税、家屋の評価等
		収納担当 ※2 954-6071~8 954-6194	市税の納付相談
区会計室 FAX:953-7399	会計係 954-6086	公金(横浜市)の収入・支出	
福祉保健センター	福祉保健課 FAX:953-7713	福祉保健係 954-6101	民生委員・児童委員、主任児童委員
		事業企画担当 954-6143~4	地域福祉保健計画の推進、地域ケアプラザの管理運営、福祉保健活動拠点の管理運営等
		健康づくり係 954-6146~8	予防接種、がん検診、保健活動推進員、食生活等改善推進員、生活習慣病予防、健康相談、感染症予防等

部	課	係	主な業務内容	
福祉保健センター	生活衛生課 FAX:952-1504	食品衛生係 954-6166~7	食品関係営業許可、食品に関する相談、医療系免許	
		環境衛生係 954-6168	理美容などの営業、ビルの衛生管理、犬の登録、犬・猫の飼育相談、ネズミ・害虫駆除相談	
	高齢・障害支援課 FAX:955-2675	高齢・障害サービス係 954-6115	高齢者・障害者に関する福祉保健相談、障害者の有料道路(ETC)割引、濱ともカード(65歳以上)、敬老特別乗車証、福祉特別乗車券(18歳以上)、敬老月間、老人クラブ(かがやきクラブ旭)	
		高齢者支援担当 954-6125	高齢者に関する福祉、認知症、訪問支援、介護予防、高齢者虐待相談	
		介護保険担当 954-6061	要介護認定、指定居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者に関する相談	
		障害者支援担当 954-6145	身体・知的障害者(18歳以上)に関する福祉、精神保健福祉、難病患者相談	
	子ども家庭支援課 FAX:951-4683	子ども家庭係 954-6151	母子健康手帳、乳幼児健診、小児慢性特定疾病等医療給付、児童手当、特別乗車証(児童扶養手当受給者、18歳未満障害児)	
		子育て支援担当 954-6117	身体・知的障害者(18歳未満)に関する福祉保健相談、女性福祉相談、児童扶養手当	
		保育担当 954-6173	保育所等利用申込、保育サービス等の相談	
		子ども家庭相談 954-6160	子どもに関する相談(育児、ひきこもり、児童虐待等)	
		学校連携・子ども担当 954-6019	学童・放課後キッズクラブ、学校連携等	
	生活支援課 FAX:951-5831	生活支援係 954-6104	生活保護、生活困窮者自立支援	
		事務係 954-6105	戦没者遺族の援護	
	保険年金課 FAX:954-5784	国民年金係 954-6131~2	国民年金の資格関係、保険料の免除・猶予関係、障害基礎年金、老齢基礎年金	
		保険係	954-6134	国民健康保険・介護保険の資格や保険料
			954-6137	保険料納付相談(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療)
			954-6135 6138	国民健康保険・介護保険の給付、後期高齢者医療、小児医療、重度障害者やひとり親家庭等の医療費助成
	旭土木事務所 FAX:952-1518	管理係 953-8801	公園使用許可、道水路占用許可・境界調査、道水路の草刈、カーブミラー、放置自転車(公道上)	
		道路係 953-8801	道路の維持管理、街路樹維持管理、開発行為の相談、狭あい道路等	
		下水道・公園係 953-8801	下水道・河川・公園の維持管理、開発行為の相談	
資源循環局旭事務所 FAX:953-6669	953-4811	ごみ集積場所の新設・移動等の相談、ごみと資源物の分別、集積場所への不法投棄、環境事業推進委員、資源集団回収		
旭消防署	総務・予防課 FAX:951-0119	消防団係 951-0119	消防署の庶務・経理 消防団 火災予防・立入検査・危険物・消防設備規制	
	警防課 FAX:951-0119	警防第一係 警防第二係 951-0119	罹災証明書(火災)・救急証明書・火煙発生等届出	
旭公会堂 FAX:954-6170	954-6170	公会堂の利用受付、備品などの貸出		
旭区社会福祉協議会 FAX:392-0222	392-1123	地域の福祉保健活動の支援、ボランティア活動の相談・調整、共同募金・日本赤十字社・更生保護協会等事務局、寄付受付等		
二俣川駅 行政サービスコーナー FAX:366-0381	366-6615	住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付、市県民税(非)課税証明書などの交付、(時間帯によりその場でお渡しできない場合があります) 平日7:30~19:00、土日9:00~17:00、国民の祝日及びその振替休日、12/29~1/3は休み		

## 12 こんなときはどこに・・・



	業務内容	階-窓口	電話	係・担当
あ	愛の手帳(療育手帳)の申請(障害18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当
	愛の手帳(療育手帳)の申請(障害18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当
い	赤ちゃん教室	3-33	954-6150	子育て支援担当
	空家の一般的な相談	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
	あさひの逸品	2-23	954-6026	企画調整係
	あさひみらい塾	2-21	954-6095	地域力推進担当
	アンナガバチの駆除に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	あんしん電話(高齢者)の申請	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	あんしん電話(障害者18歳以上)の申請	別-3	954-6128	障害者支援担当
	医師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	石綿(アスベスト)健康被害等相談	3-30	954-6146	健康づくり係
	犬に噛まれた・飼い犬が人を噛んだ場合の相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の飼育相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の登録・狂犬病予防注射の届出	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の引取り・苦情・保護	3-35	954-6168	環境衛生係
	医療関係施設の開設等申請	3-34	954-6166	食品衛生係
	印鑑登録(住民個人)	1-9	954-6034	登録担当
	印鑑登録(認可地縁団体の自治会町内会)	2-21	954-6091	地域活動係
	印鑑登録証明書(住民個人)	1-7	954-6034	登録担当
印鑑登録証明書(認可地縁団体の自治会町内会)	2-21	954-6091	地域活動係	
飲食店等の営業許可申請・報告・届出	3-34	954-6166	食品衛生係	
インフルエンザ(高齢者)	3-30	954-6146	健康づくり係	
う	運営方針	2-23	954-6026	企画調整係
え	エイズ(HIV検査・相談)	3-30	954-6146	健康づくり係
	衛生統計(人口動態、国民生活基礎調査)	3-31	954-6143	事業企画担当
	栄養士免許の申請	3-34	954-6166	食品衛生係
	閲覧(固定資産税課税台帳・閲覧図)	2-29	954-6047	土地担当
お	閲覧(地価公示価格の書面)	1-1	954-6022	広報相談係
	落とし物	2-24	954-6006	庶務係
か	温泉の掘削、利用等の許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	カーブミラー	旭土木	953-8801	管理係
	介護サービス自己負担助成(介護保険)	1-4	954-6134	保険係
	(介護保険)指定居宅介護支援事業者についての問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	(介護保険)指定居宅サービス事業者についての問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	介護保険(給付)申請、高額介護サービス費)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	介護保険外サービスに関する問い合わせ	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	介護保険サービスに関する問い合わせ	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	介護保険の加入、資格喪失、保険料	1-4	954-6134	保険係
	介護保険の要介護認定申請	別-3	954-6061	介護保険担当
	介護予防事業	別-3	954-6191	高齢者支援担当
	開示請求(行政文書、個人情報)	1-1	954-6022	広報相談係
	外出支援事業案内・相談(障害者18歳以上)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	外出支援事業案内・相談(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当
	開発行為相談受付	旭土木	953-8801	下水道・公園係
	街路樹の維持管理	旭土木	953-8801	道路係
	火煙発生届	2消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係
	家屋の評価	2-29	954-6054	家屋担当
	課税証明書(市・県民税、住民税)	2-27	954-6043	市民税担当
	河川の維持管理	旭土木	953-8801	道路係、下水道・公園係
	火埋葬許可	1-12	954-6031	戸籍担当
	家庭用品に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	紙おむつ給付(高齢者)の申請	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	紙おむつ給付(障害者18歳以上)の申請	別-3	954-6128	障害者支援担当
	紙おむつ給付(障害児18歳未満)の申請	3-33	954-6117	子育て支援担当
	仮ナンバー(自動車臨時運行許可)	2-24	954-6006	庶務係
	簡易給水水道、小規模受水槽水道に関する届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	簡易専用水道の衛生	3-35	954-6168	環境衛生係
	肝炎ウイルス検査	3-30	954-6146	健康づくり係
	肝炎治療医療費助成制度	3-30	954-6146	健康づくり係
	看護師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
感染症予防・対策	3-30	954-6147	健康づくり係	

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当	
き	期日前投票	2-24	954-6012	統計選挙係	
	義務教育諸学校の就学	1-9	954-6034	登録担当	
	救急講習等	2消-2	951-0119	消防署予防係	
	救急証明書	2消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係	
	給食施設指導	3-30	954-6148	健康づくり係	
	狭あい道路に関すること	旭土木	953-8801	道路係	
	境界層該当証明	新	954-6104	生活支援係	
く	行政サービスコーナー		366-6615	二俣川駅行政サービスコーナー	
	禁煙相談・啓発	3-30	954-6147	健康づくり係	
	区の主要事業の企画調整	2-23	954-6026	企画調整係	
	区民生活・防災マップの発行・配布	1-1	954-6022	広報相談係	
	〃	2-24	954-6007	庶務係	
	区民文化センターの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当	
	区民利用施設の管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当	
	クリーニング所の開設等の届出・相談、クリーニング師免許の申請	3-35	954-6168	環境衛生係	
	グリーンロード	2-21	954-6092	地域活動係	
	軽自動車税の課税	2-28	954-6042	市民税担当	
け	敬老バス(敬老特別乗車証)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
	下水道の維持管理	旭土木	953-8801	下水道・公園係	
	結核の予防・対策	3-30	954-6147	健康づくり係	
	健康手帳(40歳以上)	3-30	954-6146	健康づくり係	
	研修室を借りたい	みなくる	382-1000	生涯学習支援係	
	建築物清掃業等の登録・申請・届出	3-35	954-6168	環境衛生係	
	原動機付自転車(125CC以下)登録・廃車・変更	2-27	954-6042	市民税担当	
	県民税課税(所得)証明、非課税証明	2-27	954-6043	市民税担当	
	県民税の申告・課税	2-28	954-6043	市民税担当	
	こ	公園愛護会	旭土木	953-8801	管理係、下水道・公園係
		公園使用許可	旭土木	953-8801	管理係
		公園の維持管理	旭土木	953-8801	下水道・公園係
		公害健康被害者の家庭療養指導	別-3	954-6127	障害者支援担当
高額介護(居宅支援)サービス費		1-5	954-6138	保険係(給付)	
高額障害福祉サービス費支給(18歳以上)		別-3	954-6145	障害者支援担当	
高額障害福祉サービス費・通所入所給付費支給(障害児18歳未満)		3-33	954-6117	子育て支援担当	
高額療養費・限度額証		1-5	954-6138	保険係(給付)	
後期高齢者医療制度		1-5	954-6138	保険係(給付)	
興行場の営業許可・相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
公金(横浜市)の収入・支出		2-20	954-6086	区会計室	
公衆浴場の営業許可・相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
広聴(「市民からの提案」、区長陳情など)		1-1	954-6022	広報相談係	
交通安全		2-21	954-6091	地域活動係	
交通事故(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険関係)		1-5	954-6138	保険係(給付)	
公的年金からの住民税の特別徴収		2-28	954-6043	市民税担当	
広報・広報物配布(広報よこほま、区民生活・防災マップ、旭区便利帖)		1-1	954-6022	広報相談係	
行旅死亡人取扱い		新	954-6069	生活支援係	
行旅人旅費貸付		新	954-6069	生活支援係	
高齢者の虐待相談		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
高齢者の訪問指導		別-3	954-6191	高齢者支援担当	
高齢者福祉(要介護高齢者)の相談		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
高齢者福祉保健サービスの申請		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
国勢調査		2-24	954-6012	統計選挙係	
国民健康保険の加入・資格喪失・保険料		1-4	954-6134	保険係	
国民健康保険の給付		1-5	954-6138	保険係(給付)	
国民年金の加入等(第1号被保険者)		1-6	954-6131	国民年金係	
個人番号(マイナンバー)カードの申請 受取(予約者のみ)		1-10 1-2	954-6034	登録担当	
戸籍証明		1-12	954-6031	戸籍担当	
戸籍全部(個人)事項証明(謄本・抄本)		1-7	954-6031	戸籍担当	
戸籍の附票の写し		1-7	954-6031	戸籍担当	
子育て支援者事業		3-33	954-6150	子育て支援担当	
子ども家庭相談		3-33	954-6160	子育て支援担当	
固定資産課税台帳(家屋)	2-29	954-6053	家屋担当		
固定資産課税台帳(土地)	2-29	954-6047	土地担当		
固定資産税の証明(納税証明を除く)	2-27	954-6047	土地担当		
固定資産税(家屋)の評価・課税	2-29	954-6054	家屋担当		
固定資産税(土地)の評価・課税	2-29	954-6047	土地担当		
子どもログハウスの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当		
コミュニティハウスの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当		
コミュニティハウス整備促進	2-23	954-6026	まちづくり調整担当		
婚姻届	1-12	954-6031	戸籍担当		
困難の生活相談	新	954-6104	生活支援係		
こんにちは赤ちゃん訪問	3-32	954-6151	子ども家庭係		

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当	
さ	サークルの紹介・サークルガイド	みなくる	382-1000	生涯学習支援係	
	災害応急用井戸の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	災害時医療	3-31	954-6101	福祉保健係	
	災害時の防疫作業(消毒など)に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	災害時要援護者名簿に関する相談	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
	催事(食品等取扱い)の届出・相談	3-34	954-6166	食品衛生係	
	在宅重度障害者手当の申請(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当	
	在宅重度障害者手当の申請(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
	「さんさんガイド」(旭区便利帖)の発行・配布	1-1	954-6022	広報相談係	
	産後母子ケア事業	3-32	954-6150	子育て支援担当	
	し	JR定期割引(児童扶養手当受給世帯)	3-32	954-6151	こども家庭係
		歯科医師免許の申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
		歯科保健	3-30	954-6146	健康づくり係
		死産届	1-12	954-6031	戸籍担当
菌周病予防教室		3-30	954-6146	健康づくり係	
市税の納付相談		2-25	954-6071~78	収納担当	
自治会町内会		2-21	954-6091	地域活動係	
指定居宅介護支援事業者についての問い合わせ		別-3	954-6061	介護保険担当	
指定居宅サービス事業者についての問い合わせ		別-3	954-6061	介護保険担当	
指定難病		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
児童虐待相談(こども家庭相談)		3-33	954-6160	子育て支援担当	
自動車燃料券(18歳以上の身体・知的障害者)		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
自動車燃料券(障害児18歳未満)		3-32	954-6151	こども家庭係	
自動車燃料券(精神障害児者)		別-3	954-6145	障害者支援担当	
児童手当		3-32	954-6151	こども家庭係	
児童扶養手当の申請		3-33	954-6117	子育て支援担当	
死亡届		1-12	954-6031	戸籍担当	
市民活動支援センター		みなくる	382-1000	生涯学習支援係	
市民活動支援センターの管理運営		2-22	954-6097	区民施設担当	
市民活動団体の登録		みなくる	382-1000	生涯学習支援係	
市民活動保険		2-24	954-6006	庶務係	
市民からの提案		1-1	954-6022	広報相談係	
市民税課税(所得)証明、非課税証明		2-27	954-6043	市民税担当	
市民税の申告・課税		2-28	954-6043	市民税担当	
社会福祉統計(国民生活基礎調査)		3-31	954-6101	福祉保健係	
住環境整備事業(障害者18歳以上)		別-3	954-6128	障害者支援担当	
住環境整備事業(障害児18歳未満)相談		3-33	954-6117	子育て支援担当	
住宅改修(介護保険)相談		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
住居表示		1-9	954-6034	登録担当	
住居表示変更証明書		1-7	954-6034	登録担当	
住宅改修費還付申請(介護保険)		1-5	954-6138	保険係(給付)	
住宅用家屋証明書(中古)		2-27	954-6047	土地担当	
重度障害者医療の資格・医療証の発行		1-5	954-6138	保険係(給付)	
住民異動届(転入、転出、転居、世帯変更)		1-9	954-6034	登録担当	
住民基本台帳カードの諸手続き(平成27年12月で発行手続終了)		1-9	954-6034	登録担当	
住民票記載事項証明書		1-7	954-6034	登録担当	
住民票の写し		1-7	954-6034	登録担当	
縦覧(固定資産税・土地)		2-29	954-6047	土地担当	
縦覧(固定資産税・家屋)		2-29	954-6054	家屋担当	
受水槽に関する届出・相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
出産育児一時金		1-5	954-6138	保険係(給付)	
出生届		1-12	954-6031	戸籍担当	
生涯学習の相談・機材の貸出		みなくる	382-1000	生涯学習支援係	
障害基礎年金の相談・申請		1-6	954-6131	国民年金係	
障害者(18歳以上)在宅サービスの申請		別-3	954-6128	障害者支援担当	
障害児(18歳未満)在宅サービスの申請		3-33	954-6117	子育て支援担当	
障害者(18歳以上)日常生活用具の相談・申請	別-3	954-6128	障害者支援担当		
障害児(18歳未満)日常生活用具の相談・申請	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害児福祉手当相談	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害福祉サービス申請・相談(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害福祉サービス申請相談(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当		
証紙(横浜市収入証紙)販売・払い戻し	2-20	954-6086	区会計室		
小中学校の入学・転校	1-9	954-6034	登録担当		
商店街振興	2-21	954-6095	地域活動係		
小児の医療費助成事業	1-5	954-6138	保険係(給付)		
小児慢性特定疾病医療の申請	3-32	954-6151	こども家庭係		
消費者対策・消費生活推進員	2-21	954-6091	地域活動係		
消防訓練	2消-2	951-0119	消防署予防係		
消防団への入団相談・申請	2消-1	951-0119	消防署消防団係		

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当	
し	情報公開に係る請求書の受付	1-1	954-6022	広報相談係	
	食事サービスの申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	食事サービスの申請(身体障害者18歳以上)	別-3	954-6193	障害者支援担当	
	食生活等改善推進員会	3-30	954-6148	健康づくり係	
	食生活等改善推進員養成講座	3-30	954-6148	健康づくり係	
	食中毒予防・食品に関する苦情、相談	3-34	954-6166	食品衛生係	
	助産制度の申請	3-33	954-6117	子育て支援担当	
	女性福祉相談	3-33	954-6117	子育て支援担当	
	除籍謄本・抄本	1-12	954-6031	戸籍担当	
	所得証明書	2-27	954-6043	市民税担当	
	自立支援医療(育成医療)	3-32	954-6151	こども家庭係	
	自立支援医療(更生医療)相談・申請	別-3	954-6128	障害者支援担当	
	自立支援医療(精神通院)	別-3	954-6145	障害者支援担当	
	人口・世帯数	2-24	954-6012	統計選挙係	
	人生記念樹の受付	1-1	954-6022	広報相談係	
	身体障害者(高齢者)の福祉保健相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	身体障害者(18歳以上)の福祉保健相談	別-3	954-6128	障害者支援担当	
	身体障害者手帳の申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	身体障害者手帳の申請(18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当	
	身体障害者手帳の申請(18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
す	水浴場(プール)の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	スクールゾーンに関すること	2-21	954-6091	地域活動係	
	スズメバチの駆除に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	スポーツ振興	2-21	954-6095	生涯学習支援係	
	スポーツセンター・スポーツ会館の管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当	
	住まいの衛生相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	3R夢(スリム)	2-21	954-6096	資源化推進担当	
	せ	製菓衛生師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
		生活困窮者自立支援	新	954-6104	生活支援係
		生活支援ショートステイの相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当
生活習慣病予防相談(禁煙・メタボリックシンドローム・食生活)		3-30	954-6146	健康づくり係	
生活保護		新	954-6104	生活支援係	
青少年の健全育成		2-22	954-6095	生涯学習支援係	
精神障害者の福祉保健(精神保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院))		別-3	954-6145	障害者支援担当	
成年後見制度の相談(高齢者)		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
成年後見制度の相談(障害者18歳以上)		別-3	954-6193	障害者支援担当	
世帯(世帯主)変更届		1-9	954-6034	登録担当	
た	選挙	2-24	954-6012	統計選挙係	
	戦没者遺族の援護	新	954-6105	事務係	
	専用水道に関する申請・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	タウンミーティング	2-21	954-6095	地域力推進担当	
	ち	地域活動推進費補助金	2-21	954-6091	地域活動係
		地域ケアプラザ整備	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
		地域ケアプラザの管理運営	3-31	954-6143	事業企画担当
		地域交通・移動支援	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
		地域福祉保健計画に関すること	3-31	954-6143	事業企画担当
		地球温暖化対策の推進	2-23	954-6026	企画調整係
畜舎の許可・相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
地区センターの管理運営		2-22	954-6097	区民施設担当	
地区担当制		2-21	954-6095	地域力推進担当	
知的障害者(18歳以上)の福祉保健相談		別-3	954-6128	障害者支援担当	
知的障害者(18歳未満)の福祉保健相談	3-33	954-6117	子育て支援担当		
て	調理師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係	
	陳情(市長陳情・区長陳情)	1-1	954-6022	広報相談係	
	鉄道整備	2-23	954-6026	まちづくり調整担当	
	電子証明書(公的個人認証)の更新	1-10	954-6034	登録担当	
	転籍届	1-12	954-6031	戸籍担当	
	と	統計調査・統計刊行物	2-24	954-6012	統計選挙係
		道水路の境界調査申請	旭土木	953-8801	管理係
		道水路の草刈	旭土木	953-8801	管理係
		道水路の占用許可	旭土木	953-8801	管理係
		道路の維持管理・修繕等	旭土木	953-8801	道路係
特定医療費(指定難病)		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
特定建築物の届出、衛生(給水、空調など)に関する相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
特別児童扶養手当の申請		3-33	954-6117	子育て支援担当	
特別障害者手当申請		別-3	954-6128	障害者支援担当	
特別相談(法律、公証、司法書士、交通事故、民事調停手続等)		1-1	954-6022	広報相談係	
と	都市計画道路整備	2-23	954-6026	まちづくり調整担当	
	都市計画マスタープラン	2-23	954-6026	まちづくり調整担当	
	土地の評価	2-29	954-6047	土地担当	
	土地の名称等変更証明	2-24	954-6006	庶務係	

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当
な	名寄帳(土地・家屋)	2-29	954-6047	土地担当
	難病患者の保健と福祉	別-3	954-6191	高齢者支援担当
に	入院医療援護金(精神)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	乳幼児健診	3-32	954-6151	こども家庭係
	乳幼児食生活健康相談	3-30	954-6146	健康づくり係
	乳幼児・妊産婦歯科相談(経過歯科・むし歯予防・歯みがき教室含む)	3-32	954-6151	こども家庭係
	妊産婦の健康	3-33	954-6150	子育て支援担当
	認知症の相談	別-3	954-6191	高齢者支援担当
ね	猫の飼育相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	猫の引取り・苦情・保護	3-35	954-6168	環境衛生係
	ねずみ・衛生害虫の駆除相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	納税証明書	2-27	954-6071~78	収納担当
の	農の魅力PR	2-22	954-6095	生涯学習支援係
	納付書再発行(市税)	2-25	954-6071~78	収納担当
は	肺がん検診	3-30	954-6146	健康づくり係
	バイク(125cc以下)の登録、廃車、変更	2-27	954-6042	市民税担当
	母親(両親)教室	3-33	954-6150	子育て支援担当
	パブリックコメント(計画等の案及び関連資料の閲覧)	1-1	954-6022	広報相談係
ひ	漬ともカード	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	非課税証明(市・県民税、住民税)	2-27	954-6043	市民税担当
	ひきこもり相談(18歳以上)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	ひきこもり相談(18歳未満)	3-33	954-6160	子育て支援担当
	ひとり親家庭等医療費助成	1-5	954-6138	保険係(給付)
	ひとり親家庭等の相談	3-33	954-6117	子育て支援担当
	被爆者医療給付・健康手帳	3-30	954-6146	健康づくり係
	美容所の開設等の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	評価証明書(固定資産課税台帳登録事項証明)	2-27	954-6047	土地担当
	標準負担額減額認定証の交付	1-5	954-6138	保険係(給付)
ふ	福祉タクシー券(18歳以上の身体、知的障害者)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	福祉タクシー券(精神障害児者)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	福祉タクシー券(障害児18歳未満)	3-32	954-6151	こども家庭係
	福祉特別乗車券の交付(18歳以上の身体、知的障害者)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	福祉特別乗車券の交付(精神障害児者)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	福祉特別乗車券の交付(児童扶養手当受給世帯・障害児18歳未満)	3-32	954-6151	こども家庭係
	福祉保健活動拠点の管理運営	3-31	954-6143	事業企画担当
	福祉用具購入(介護保険)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	ふく包丁師免許申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	不在者投票	2-24	954-6012	統計選挙係
	不在住証明書	1-7	954-6034	登録担当
	不在籍証明書	1-12	954-6031	戸籍担当
	負担限度額認定証(介護)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	不法投票	2-21	954-6096	資源化推進担当
へ	文化振興	2-22	954-6097	生涯学習支援係
	ペットに関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
ほ	保育所アルバイト登録(市立園)	3-32	954-6151	こども家庭係
	保育所運営指導	3-33	954-6173	保育担当
	保育所入所・保育料	3-33	954-6173	保育担当
	防火管理者の届出	2消-2	951-0119	消防署予防係
	放課後児童育成(学童・放課後キッズクラブ)	3-33	954-6019	学校連携・こども担当
	防災対策	2-24	954-6007	庶務係
	放置自転車(放置禁止区域以外の公道上)	旭土木	953-8801	管理係
	放置自転車(放置禁止区域内)	2-21	954-6091	地域活動係
	防犯対策	2-21	954-6091	地域活動係
	防犯灯	2-21	954-6091	地域活動係
	防犯灯維持管理費補助金	2-21	954-6091	地域活動係
	訪問理美容サービス申請・相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	ホームレス支援	新	954-6104	生活支援係
	保健活動推進委員会	3-30	954-6146	健康づくり係
	保健師免許の申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	保険料納付相談(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険)	1-14	954-6137	保険係
	保護受給者証明	新	954-6104	生活支援係
	母子・父子・寡婦福祉資金(貸付)の申請・相談	3-33	954-6117	子育て支援担当
	母子健康手帳交付申請	3-32	954-6151	こども家庭係
	母子訪問指導	3-33	954-6150	子育て支援担当
	補装具の申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	補装具の申請(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当
ほ	補装具の申請(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当
	ホタルの舞う里づくり	2-23	954-6026	企画調整係
	墓地・納骨堂・火葬場の許可相談	3-35	954-6168	環境衛生係

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当
ま	マイナンバー(個人番号)カードの申請 受取(予約者のみ)	1-10 1-2	954-6034	登録担当
	まちぐるみ地域防犯推進事業助成金	2-21	954-6091	地域活動係
	街の美化	2-21	954-6096	資源化推進担当
	町の防災組織活動費補助金	2-24	954-6007	庶務係
	まちのルールづくり相談コーナー	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
み	窓口案内	1-1	954-6022	広報相談係
	緑のカーテンづくり	2-23	954-6026	企画調整係
	身分証明書	1-7	954-6031	戸籍担当
	未利用市有地の利用等についての相談	2-23	954-6026	企画調整係
	民生委員・児童委員、主任児童委員	3-31	954-6101	福祉保健係
め	免許の申請、届出(医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、調理師、製菓衛生師など)	3-34	954-6166	食品衛生係
	催物開催届出	2消-2	951-0119	消防署予防係
も	薬剤師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	郵便等投票	2-24	954-6012	統計選挙係
や	有料道路割引(障害者18歳以上)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	有料道路割引(障害児18歳未満)	3-32	954-6151	子ども家庭係
ゆ	養育医療の申請	3-32	954-6151	子ども家庭係
	要介護認定申請に関する問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	横浜市がん検診・健康診査等	3-30	954-6146	健康づくり係
	横浜みどり税の課税	2-28	954-6043	市民税担当
	予防接種(新型コロナウイルスワクチンを除く)	3-30	954-6146	健康づくり係
よ	寄り添い型生活支援事業	3-33	954-6019	学校連携・子ども担当
	リサイクル	2-21	954-6096	資源化推進担当
	罹災証明書(火災)	2消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係
	罹災証明書(自然災害)	2-24	954-6007	庶務係
	離乳食教室	3-30	954-6146	健康づくり係
り	リハビリ教室(機能訓練教室)問い合わせ	別-3	954-6191	高齢者支援担当
	理容所の開設等の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	旅館業の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	老人クラブ(かがやきクラブ旭)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	老人福祉センターの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当
ろ	老人ホーム入所相談	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	路線価(固定資産税)の公開	2-29	954-6047	土地担当
	露店等開設届出	2消-2	951-0119	消防署予防係
	ろびーぎゃらりー	2-22	954-6097	生涯学習支援係
	忘れ物	2-24	954-6006	庶務係

わからないときは  
旭区代表電話  
**954-6161**  
までお電話ください。





電話で  
お金

クレジット  
カード

ATM

の話は

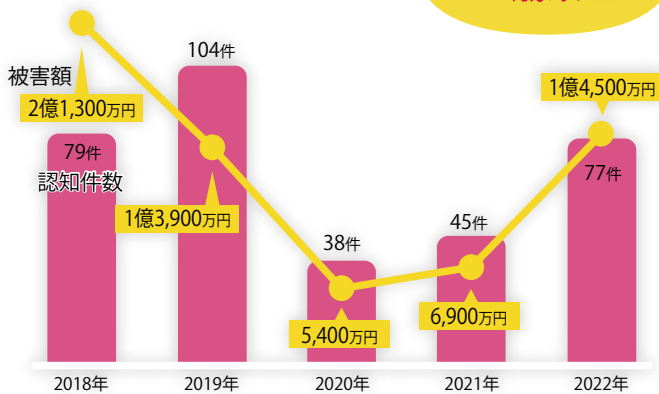
詐欺です!

### 旭区の 高齢者が狙われています

2018年、区内では振り込め詐欺の件数が79件、被害額が過去最悪の約2億1,300万円に上りました。2021年には件数と被害額が減少したものの、2022年は再度増加に転じています。

また、被害者の約9割が70歳以上で、複数回被害に遭う場合もあり注意が必要です。

旭区振り込め詐欺認知件数と被害額



被害者の約9割  
70歳以上

### 振り込め詐欺

こんな手口に注意!

ATM 年金機構

年金が一部未払いとなっているので受け取り手続きができるのでATMに向かってください。



お金 業者

有料サイトの利用料金が未納です。○日までに〇〇万円支払わないと裁判になります。



クレジットカード 金融庁

クレジットカードが不正に利用されています。職員がクレジットカードを預かりに行きますので渡してください。



振り込め詐欺の手口は年々、巧妙化しています。行政機関、警察等がATMの操作やカードを受け取りに来たりすることはありません!

### ～振り込め詐欺の被害にあわないために～

振り込め詐欺の入口は電話です。詐欺から身を守るには、「犯人と話さないこと」が一番大切です。

在宅中も常に留守番電話設定を行いましょう。犯人は声を録音されることを嫌います。

「自動通話録音機能」を備えた機器を設置することも有効です。



※自動通話録音機能とは…着信時に詐欺を抑止する音声流れ、相手<sup>いかく</sup>を威嚇し、会話内容を自動で録音できる機能。  
※留守宅と思われて空き巣の被害に遭わないよう、ドア・窓の戸締りも忘れずにしましょう。

不審な電話がかかってきたら旭警察署(☎361-0110)にご相談ください。

# 令和5年度 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

## 目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

- 1 令和5年5月11日（木）～5月20日（土）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日（土）



## スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから

## 重 点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和4年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	前年比		前年比		件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	669	94	4	3	46	2	201	18	223	37	206	29	1	-3
神奈川区	363	-113	3	0	11	-20	130	-24	75	-24	114	-47	1	-3
西区	255	18	3	3	8	-2	78	1	54	15	73	5	1	1
中区	384	-57	1	-3	18	-7	147	16	91	-11	105	-15	5	1
南区	328	-33	2	2	16	-8	115	-25	81	-25	129	9	3	1
港南区	477	44	2	1	47	14	168	3	102	17	153	24	2	0
保土ヶ谷区	454	0	0	-3	25	4	133	-45	77	8	194	36	2	1
旭区	528	9	2	1	25	-8	185	22	91	2	193	1	7	5
磯子区	311	-56	1	-2	30	1	101	-31	72	-18	107	-36	1	-3
金沢区	506	-57	2	1	31	-22	173	-18	154	14	163	-45	2	2
港北区	512	-6	2	1	25	-18	141	-2	137	14	152	-8	2	-2
緑区	371	-20	5	3	28	-13	119	-12	74	-8	104	5	4	0
青葉区	543	-70	1	-2	42	4	186	-18	110	-10	150	-9	2	-1
都筑区	438	-15	4	1	41	10	132	-4	100	-3	118	-4	3	3
戸塚区	514	-126	4	-2	34	0	145	-42	88	-19	189	-49	1	-1
栄区	193	-9	0	0	10	-2	75	-11	35	2	63	-20	0	0
泉区	272	7	0	-2	23	2	106	15	65	7	87	-3	0	0
瀬谷区	374	-1	2	0	25	-3	136	7	105	-5	117	6	3	0
横浜市内	7,492	-391	38	2	485	-66	2,471	-150	1,734	-7	2,417	-121	40	1



# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 5月20日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

\*\*\*交通事故死ゼロを目指す日\*\*\*

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は5月20日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(5月20日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

## 警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

## 教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

# 令和5年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

## 目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

令和5年5月1日（月）～5月31日（水）の1か月間

## スローガン

自転車も のれば車の なかまいり  
ヘルメット かぶるだけでも 救える命



## 重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

### ◆◆令和4年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
横浜市	7,492	38	8,483	1,734	4	1,653
前 年	7,883	36	8,997	1,741	4	1,639
前 年 比	-391	2	-514	-7	0	14
構 成 率				23.1%	10.5%	19.5%
神奈川県内	21,098	113	24,382	5,405	11	5,195
前 年	21,660	142	25,062	5,438	17	5,206
前 年 比	-562	-29	-680	-33	-6	-11
構 成 率				25.6%	9.7%	21.3%

### ◆◆令和4年中の年齢層別自転車乗車中死傷者数内訳◆◆

15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
14.1%	9.2%	12.9%	15.5%	15.3%	15.8%	3.7%	13.5%

#### 自転車安全利用五則 (令和4年11月1日 内閣府交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



#### 自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化! 道路交通法第63条の11一部改正 (令和5年4月1日施行)

これまで児童又は幼児(13歳未満)について保護者が自転車の乗車用ヘルメットを着用させることが努力義務となっていましたが、今回の改正により、全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメット着用努力義務が課せられることになりました。

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、令和4年11月に改定された自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

## 警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

## 教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会  
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課  
電話045(671)2323